

生産物の種類に主としてこの形態が用ひらるゝ所以である。

(e) この形態の下に於ては、企業家と労働者との間に寄生者が現はれ、労働の轉賣を爲すことが屢々ある。いはゆる頭をはねるが如き請負制度の弊害は明白である。英國その他の國に於ける sweating system の如き、我國に於ける飯場制度の如き、それに伴ふ諸弊害の多きことは誰びともよく知つてゐる。

(f) 各種の労働に對し、一々正當なる出來高拂の標準を定むることは仲々にむづかしい。それで労働能率に比し、勞賃は却つて減少せられてゐると云ふやうなことが往々起り得る。それでこの制の下に在りては、労働者の總勞賃を決定することがすこぶ困難である。時間拂では大體労働者の能率や生計程度や労働市場に於ける現實の日勞賃相場等々により、大體一日の總勞賃高は容易に決定される。がこのことは出來高拂制の下に於ては仲々困難である。複雑なる作業様式が實行せられ、複雑精巧なる機械が使用せらるゝ場合に於ては特にさうである。この最も極端にして單純なる制度は、家内工業の下に於ける自宅手工業の場合である。ここでは總勞賃高などは全然問題にせられてゐない。このこともまた社會問題的意義がすこぶ深い。

(g) 機械器具の摩損、原料の使用に對する不注意、運轉速度の増加に伴ふ災害發生の

増加も亦數へられる。

この出來高給制は、かゝる幾多の缺點を有するにも拘はらず、労働能率を促進し、生産力を増大ならしむるがため、益々廣き範圍に亘つて行はれつゝある。しかしして一般的に労働者階級、労働組合は、この形態には、その缺點の數々のゆゑに、反對の立場にある。寧ろ正當なる時間給制の方が望まれる。

この時間拂と出來高拂の二形態は、相互に密接なる關係にある。時間拂と雖も一定時間に生産せらるゝ出來高は豫定せられて居り、また出來高拂に於ても、一定仕事に要する一定労働時間は概ね前提せられてゐる。それでこの二つの形態の混合形態が採られることが屢々ある。これは請負的時間拂勞賃 (Task-wage, Verlohn) と稱せらるゝ。労働者は一定の時間拂によつて支拂はれるが、その時間内に一定程度の仕事高を爲すことが要求せられるものである。本邦に於ける製糸工に於ける場合はその一例である。これは時間的にも、出來高的にも制約せらるゝものであつて、労働者に對しては最も苛酷なる勞賃形態であると云ふことができる。

### 三



**割増勞賃形態** 以上述べたる時間拂と出來高拂の二大基本勞賃形態には、それぞれの缺點があるから、それらに若干の變形を加へ、乃至はそれらを適當に混合折衷して、その長所のみを採らんとする種々の試みが爲されたが、その大部分は何等かの形で割増歩増を附加せんとするものである。すなはち勞賃の最低程度は保證し乍ら、勞働能率如何、出來高如何を斟酌して、若干の割増を與へ、しかもこれがために勞働者を徒に馳つて緊張、過勞に陥し入れしめざらんとするものである。この割増附勞賃形態は、何等かの形に於て、一般に廣く行はれてゐる。

割増勞賃形態は種々の形をとるが、基本的には、時間拂か出來高拂かのいづれかに立脚してゐる。時間拂形態に依存して、出來高拂制を若干採り入れると云ふのが多い。その最も簡單にして原始的なるものが、我國になほ旺んに行はれてゐる各種賞與金、獎勵金、手當であるが、それらは仕事の高はもちろん、仕事の品質、勤勉の程度、原料の節約、技術の改良等々の事情を顧慮して與へらるゝ。それはむしろ雇主の恩惠的惠與物の性質を有つことが多く、勞賃の本則的形態に觸れるものではない。

さてこの割増勞賃形態にはやはり、割増時間拂勞賃 (Zeitlohn mit Prämienzuschlägen) と割増出來高拂勞賃 (Akkoordlohn mit Prämienzuschlägen) とがある。いま後者より見んに、割増

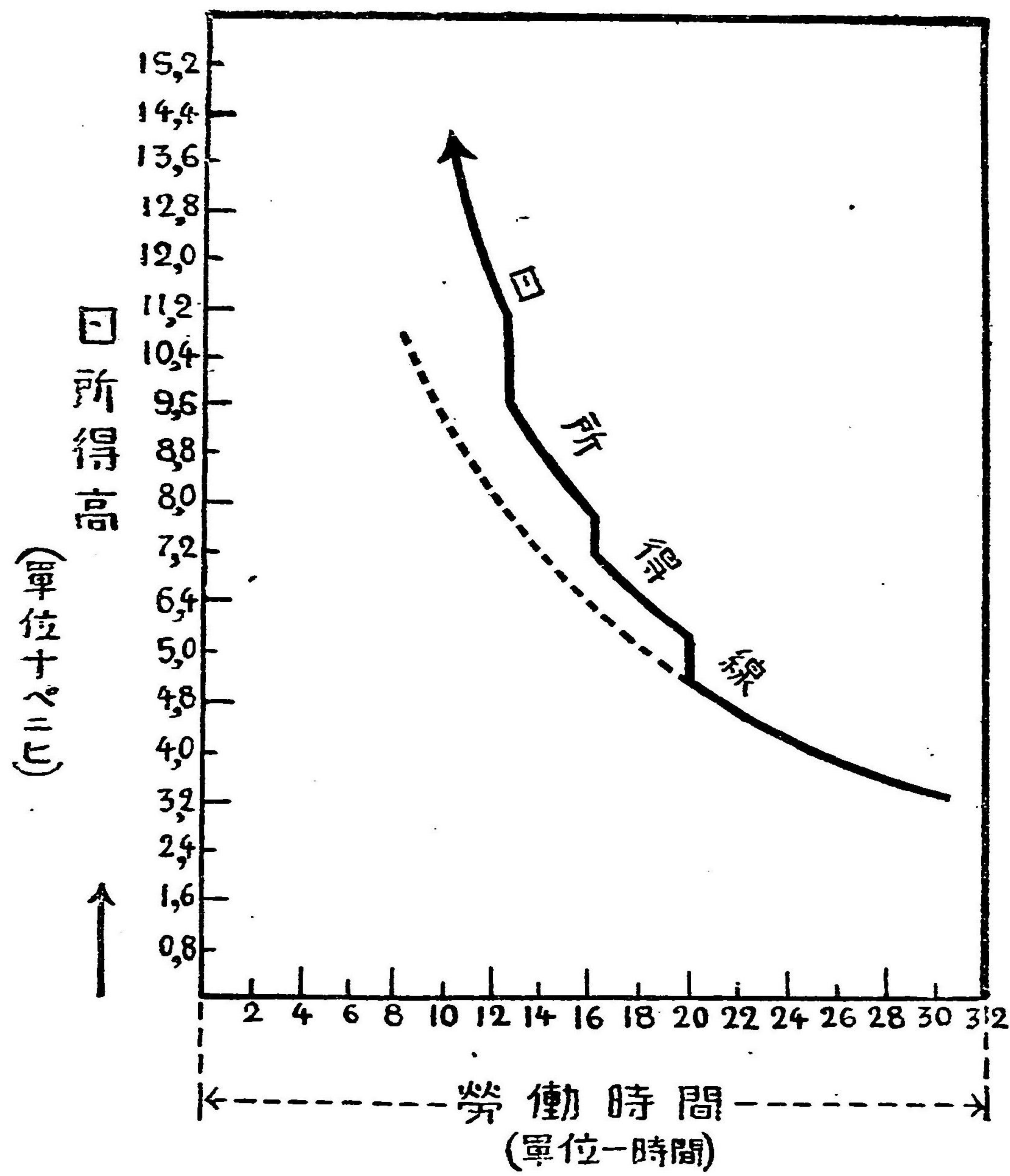
出來高拂勞賃形態では、一日一定の仕事の出來高に對しては、普通の勞賃率を適用するが、それ以上の出來高に對しては、累進的にその單位價格が増加するやうに定めらるゝ。十個までは一個につき廿錢、一日中に十個以上なる時は、一個につき廿五錢、十五個以上なる時は一個につき卅錢とするが如し。また或る一定の仕事や或一定の時間例へば十時間に爲す時は、普通の勞賃率二圓であるが、九時間内に完成する時は、二圓五十錢、八時間内に完成すれば三圓五十錢與へられる、と云ふ場合もある。

この形態は勞働者を馳り立て、勞働能率を發揮させること最も甚だしきがゆゑに、最も弊害多きものとせらるゝ。テイラーの差別率勞賃制 (differential rate) の如きは、その好例であつて、勞働者の最大の能率を發揮する場合を、最も合理的科學的に算定し、それ以下の能率を發揮する時勞賃率を下げて行く方法である。可能的なる勞働能率を常住發揮するが如きは到底望むべくもない。勞働者の健康を害し、勞働者は遂には勞働不能者になりがちである。しかし企業者は科學的管理法によつて勞働不能に陥る者ができるれば、どしどし解雇して、新なる勞働力を以て代へることができ、勞働力保護の觀點からはこの制度は最も弊害多きものであらう。

**割増時間拂勞賃形態** に於ては、一定の時間拂勞賃が基本的に與へられ、勞働者が所



第三圖 割増出來高拂



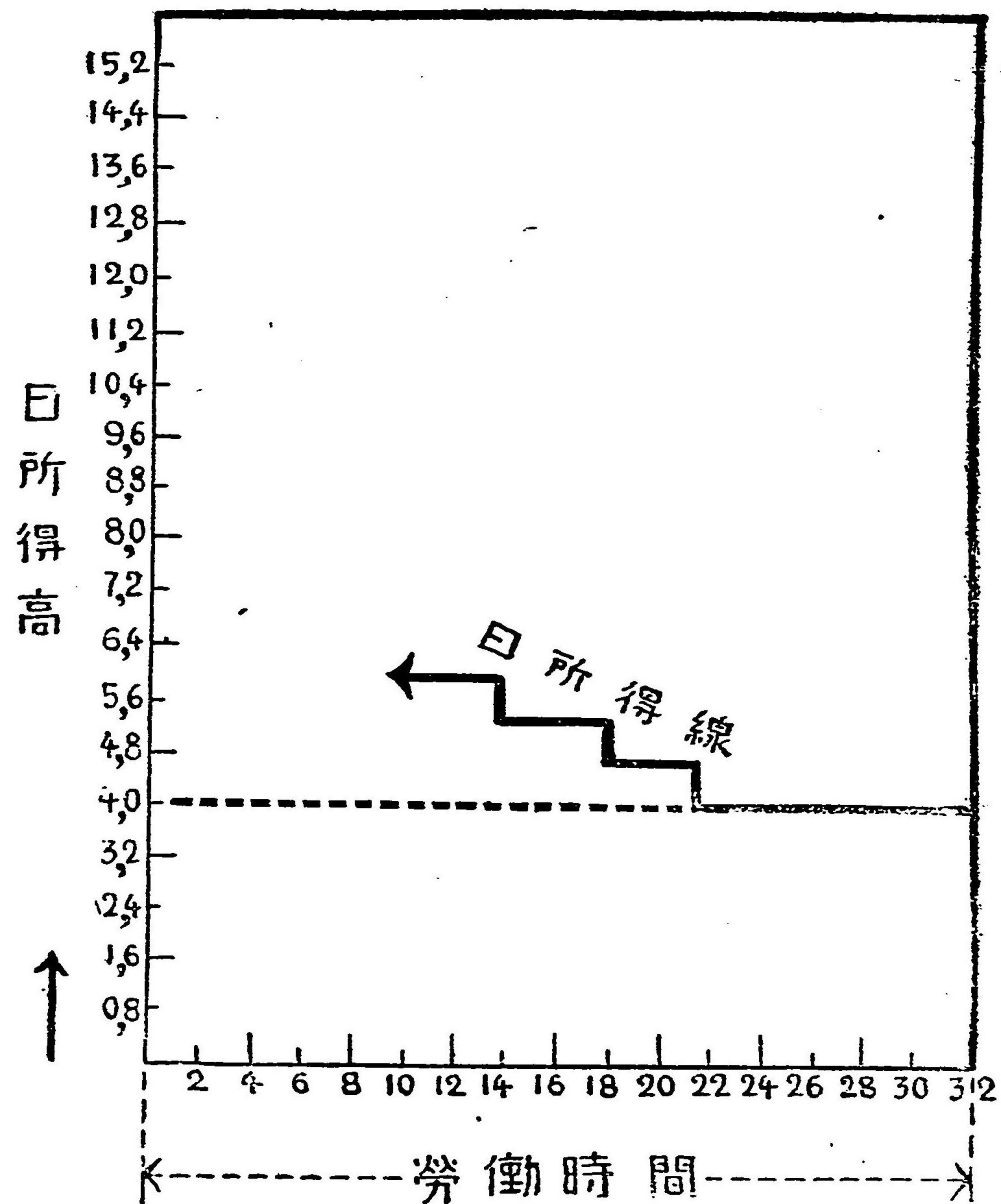
定の労働時間内に一定分量以上の生産を爲したる場合、その超過仕事の分量に應じて割増を與へるものである。これは極めて簡單であるから、最も古くより、廣く一般に行はれてゐる。前述の各種賞與金制度の如

きも大體この形態の家長的色彩に蔽はれたるものである。例へば一日労働時間十時間、一日勞賃二圓は基本的に定められてゐ、また労働時間内に於ける豫定出來高は十個と定められてゐる。かかる場合十個以上の出來高ありたる時は卅錢の割當、十二個以上の時は五十錢の割増が與へらるゝと云ふが如くである。これとはなほ似た相似たるものに課外労働、居残り労働、早出労働に對し累進的に割増を與へる制度があるが、これは労働時間の延長に對して割増を與へるものであつて、この形態とはその趣を異にする。

右に述べたる割増勞賃形態は餘りに簡單であると同時に、また諸種の弊害あるがため、これら勞賃形態に更に改善を加へて、最も公正なる勞賃形態を見出さんとして現はれたのが、出來高利益分割制度 (Akkordgewinnteilung, od. Teilungssystem, gain-sharing) と云はるゝものである。それは時間拂勞賃形態を基礎とし、そこに若干出來高拂要素が加味せられたものである。この形態はもちろんいはゆる利益分配制度とは異なる。この形態に於ては企業者の純利潤の一部が労働者に分配せらるゝことを意味しない。一定程度の出來高を越えたる超過出來高の一部に外ならない。この形態は、一定の日勞賃が一定せられ、總出來高が計算せられた上、その日勞賃額以上に上りたる時、その餘剩



第四圖 割増時間拂



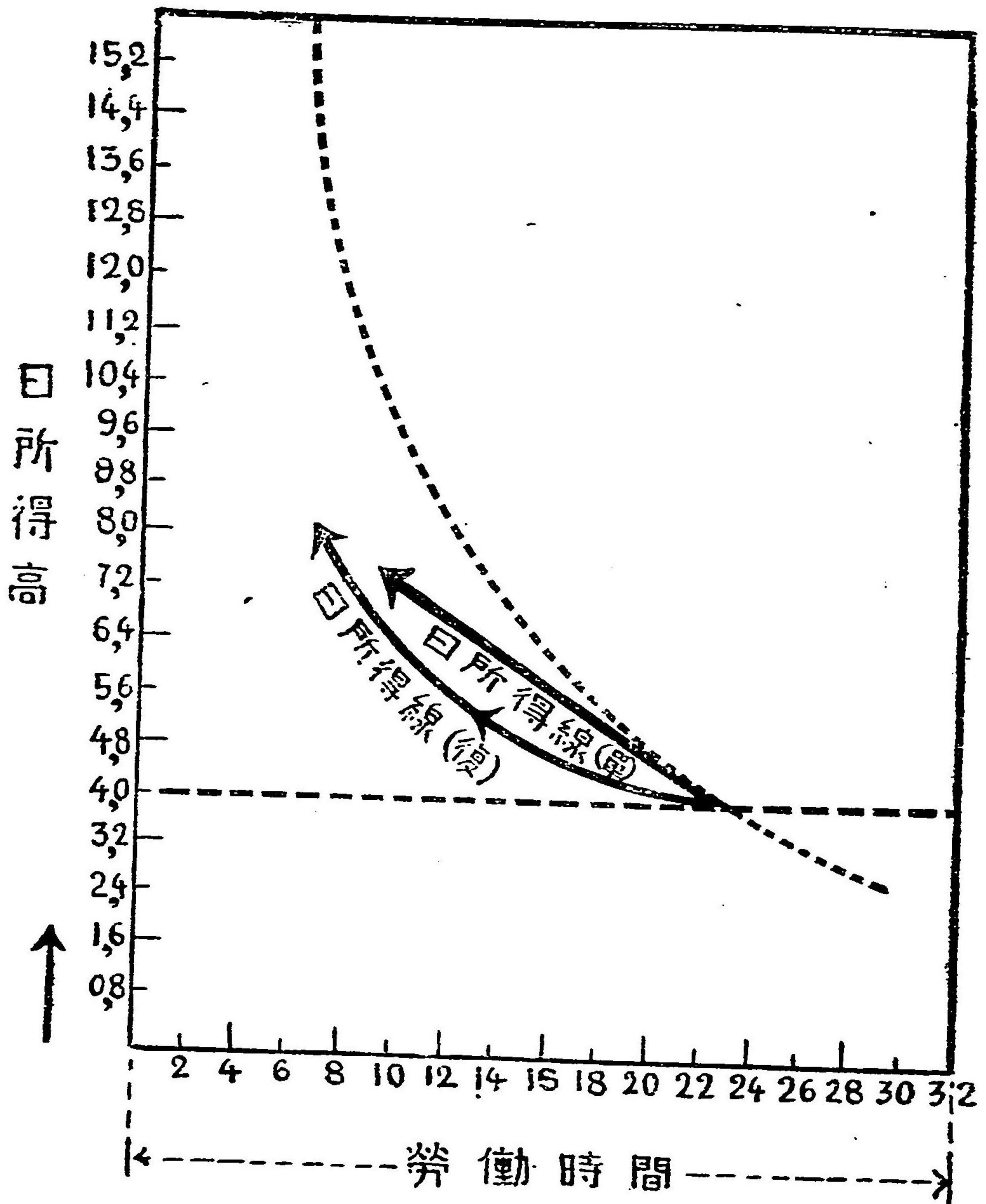
利益(それは曖昧なものだ)を企業者、労働者の間に一定割合で以て分配せらるゝものである。これに在りては割増は前二者の如く階段的ではなく、漸次的である。この形態には複雑なるものと單純なるものとの二つがある。その複雑なる

ものゝ代表的形態はハルゼー式(Halsey system)である。それに依れば基本給として一定の時間給が與へられ、更に一定仕事分量に要する労働時間が豫め定められ、労働者がこの労働時間を節約し得たる場合、その節約せられたる各一時間に對し割増として、その收得の三分の一が與へらるゝ。この形式は割増出來高拂制の如く徒に労働者を馳つて過勞に陥らしむる弊害を除き、併せて出來高拂に伴ふ單位率引下げの缺點を正さんとするものであるが、労働時間による餘剰利益のたゞ三分の一(場合により二分の一)だけが労働者に與へらるゝにすぎず、三分の二が雇主の收得に歸するのは不合理であるとの非難が労働者側より擧げらるゝ。この形態のやゝ變形したるものに『ウイラン及ロビンソン式』(Willan and Robinson system)、『シララー式』(Schiller system)、『トウン式』(Townes system)などがある。

このハルゼー式はその割増算定が複雑であつて、實際に採用するに種々の煩勞が伴ふので、この式を簡單化しようとしたのが、ローワン式(Rowan system)である。それに在りては、基本給として時間給勞賃が與へられ、同時に仕事の一單位に對して標準労働時間を見積り、その見積時間が實際に於て節減せられたる場合、その節減せられたる所に應じて一定額だけ時間賃を割増して行く。時間節約率が一パーセントなれば一パー



第五圖 出來高利益分配制度



セントの割増を  
 與へる。加給  
 $\frac{\text{日所得高}}{\text{労働時間}} \times \text{労働時間}$   
 所得高である。  
 いまこの複雑、單  
 純の兩出來高利  
 益分配制度のグ  
 ラフを示して置  
 く。  
 右の割増勞賃  
 諸形態のほか利  
 潤分配制度と云  
 ふものがある。  
 これは労働者の  
 働きに應じて企

業の利潤の一部を割いて彼等に與へるものであるから勞賃形態ではないとせられて  
 る。けれども現今の社會に於ては労働者が企業利潤の分配に與かるが如きことは  
 本則的に到底あり得ないのであつて、いはゆる利潤分配制度もその實變容せられたる  
 一種の勞賃形態たるにすぎない。それは前世紀の後半に於て歐洲先進資本國がその  
 獲得せる超過利潤の一部を勞賃として労働者の一部に與へたる一形式にすぎない。  
 それが效益としては勞働能率を増加せしめる、労働者をその企業に緊縛する、闘争心を  
 緩和する、勞賃を下げしめる、等々が企業家側に於て數へられる。がその半面労働者の  
 過勞を結果するであらうし、與へらるゝいはゆる利潤額だけ勞賃が減額される惧れも  
 あり、また企業成績の悪い時契約せられたる利潤の一部が與へられない危険もある。  
 いづれにせよそれは景氣變動に動かさるゝこと多く、また利潤の算定、分配の形式等々  
 に於てさまざまな面倒、障碍もある。現今の段階に於けるが如く失業群の増大、勞働力  
 供給の過大なるときに在りては、かゝる方法によらずとも労働能率を増進せしむる手  
 段はほかにいくらでもあり得る。現代行はれること尠き所以である。

四



**現物勞賃と貨幣勞賃** 勞賃形態でなしに勞賃が貨幣で支拂はるゝか否かにより、現物(實)勞賃と貨幣勞賃との區別があり得る。現物勞賃とは勞賃として貨幣でなしに現物、生活資料で給付せらるゝもので、貨幣勞賃とは貨幣で支拂はるゝものなることは云ふまでもない。現今の貨幣經濟社會に於ては、貨幣勞賃が本則的なるものであり、それは資本家と労働者の關係を最も明瞭に現はす。現物勞賃は現今一般的には行はれないが、この資本家的社會の初期に於て旺んに行はれ、自己の生産物を以て、或は他の消費資料を以て支拂はれた。かゝる場合、それらのものは多く平均値段よりは高く賣りつけられ、結局實際の勞賃高が契約勞賃高よりはすこぶるすくないと云ふことがしばしばあつた。それは Truck system と稱せられた。現今大工場、大鑛山等に於ける現物賣店は労働者がそこで自己の貨幣勞賃を以て自由に購買する仕組であるから、この制度とは全く趣を異にしてゐる。

(註) 工場法施行令(天正五年)第二十二條——職工ニ給與スル賃金ハ通貨ヲ以テ毎月一回以上之ヲ支拂フベシ。

**實質勞賃と名目勞賃** これも勞賃の支拂形態の區別ではない。本質的勞賃と形式的勞賃との區別である。實質勞賃とは貨幣勞賃で購買し得る生活資料の額を意味す

る。貨幣勞賃がこの事實に對して名目勞賃と稱せられる。名目勞賃は名詮自稱單に名目的なる勞賃たるにすぎない。それを以ていくばくの生活資料が購買され得るか、結局の問題である。すなはち勞賃の高低は實質勞賃の高低でなければならぬ。ことに物價の騰落——貨幣價值の騰落と實質勞賃との密接なる關係が起きて來る。例へば名目勞賃が騰貴しても、若し物價がそれと同じ比率で騰貴するならば、つまり實質勞賃が同じであり、若しまた物價がそれ以上の比率にて騰貴するならば、實質勞賃は却つて下落したことになる。反對の場合には反對の結果を生む。地方國時代により名目勞賃は一旦實質勞賃に直ほしてからでなければ、相互に比較され得ない。インフレーションの場合、名目勞賃——物價——實質勞賃の關係は重要である。このことは理論的には極めて明瞭であつて、今更呶々を必要としないが、その重要さははなはだ大きい。實質勞賃は名目勞賃を物價で割れば出て來る。



## 第十章 勞賃の理論と政策

序言 近代勞賃の如何なるものなるかについては、すでに若干觸れるところがあつたが、こゝに更に立ち入つて勞賃の本質、如何にして勞賃は決定せらるゝやの問題を取り上げて見たい。近代勞賃現象をめぐるさまさまの勞賃問題、勞賃政策、更に勞賃問題は、この勞賃の本質的理論なくしては、すなはち在りのまゝなる勞賃現象を規定するところの何等かの法則的規定なくしては、到底満足なる解答をもち得べくもないからである。この勞賃の法則的規定に關しては古來もろもろの學說が行はれ來つてゐる。私はこゝではその最も主流と目すべきものを吟味することに限らう。これらの主流を爲せる諸學說はもちろん、純粹なる自由競争の行はるゝ世界を假定してゐる。いはゞ抽象的なる、だが最も本質的なる世界である。具體的には諸種の要素が混入して、現象を複雑ならしむるはもとよりであり、わけでも政策的干渉の行はれる餘地が、或程度に於て認めらるべきことは云ふまでもない。そこに勞賃政策の活動の領域があるべ

きである。けれどもこの政策的活動の領域が本質的、法則的規定の領域を覆すまでに、それを蠶食することが到底不可能であることは、他の政策的事實の場合と同じである。

## 二

生存費説 (subsistence theory) この學說が近世經濟學の生誕以來今日に至るまで、すこぶる有力なる勞賃説として、多くの有力なる學者によつて支持、主張され來つた。従つてまた多くの影響を社會運動、勞賃問題等に及ぼしてゐる。その初めフイジオクラートによつて主張せられ、のちミス、リカアド等の英國古典學派によつて完成せられた。社會主義經濟學の勞賃論もその發展物であり、またその他多くの勞賃學說に於て、多かれ少かれ、何等かの意味に於て、この生存費説を採らざるものはないと云つても過言ではない。この勞賃説の形態は、従つて若干の相違の下に、各様であることを認めねばならぬが、さし當り左に、その基幹とも云はれ得べき構造を述べて見よう。

この學說によれば、勞賃賃銀は勞働に對する需要供給によりて不斷に變動し、勞賃率は勞働需要が増大するとき騰貴し、減少するとき下落する、そして勞働供給が増加するとき下落し、減少するとき騰貴することはあくまで事實であるが、勞働の需要



供給が相一致せる場合、勞賃は一體如何にして本則的に決定するか、の問題に勞働者の生活資料、他の正確なる言葉で以て言へば、勞働力(の再生産費(價值)を以て答へんとする。この生活資料の内容は主張者により若干異なるものがある。或者はそれを單に勞働者及びその家族の生理的に必要なる日常生活資料を意味せしむるが、他のものはそれに文化的・道徳的要素を含ましめてゐる。だからこゝに勞働者の生活資料が勞賃を決定すると云ふも、そこにいろいろと多くの異なる意味が含まれてゐることを見通してはならない。

この勞賃學説は或る意味に於てすこぶる單純なる學説であるとも云はれ得る。多くの勞働者はどうぞこぞその日を糊してゐる。生活資料以外に大した餘裕はありさうにない。この單純なる、或意味ではなほだ自明の事實を理論化したものがこの學説である。多くの眞理が極めて單純・素朴なうちに秘められて居る事實からおして、この學説の、一見素朴さにかゝはらず、すこぶる根強き理由がわかるであらう。いま一二のこの勞賃説の代表者について、その所説を聽かう。

チュルゴーに於てすでにこの學説は或程度の成形を得てゐたが、アダム・スミスに至つて一段とその形は進められた。彼はこの勞賃説をのみ一貫したとは云はれない、他

の諸説をもまた探つたところがあるのであるが、しかしこの生存費説は彼れの勞賃説の主要部分を占めてゐることは明らかである。がこの勞賃説を最もよく發達せしめ、利潤論、地代論などの關係に於て、その本質を明らかならしめ、有機的なる一個の纏りたる經濟學説を立てるに導いたのはリカアドである。

リカアドの云ふところによれば、勞働は賣買せられ、そしてその分量が増減され得るところの他のすべての貨物と同様に、自然價格と市場價格とを有つてゐる。この勞働の自然價格とは、彼に従へば、「勞働者をして相互に増加又は減少することなしに生存をなし、且つその種族を永續するを得しむるに必要な價格の謂である。(The natural price of labour is that price which is necessary to enable the labourers, one with another, to subsist and to perpetuate their race, without either increase or diminution) (Ricardo, Principles of Political Economy and Taxation, Gonner's ed, p. 70. 堀氏譯本一三七頁)そしてそれは結局勞働者の生活資料の價格に歸する。すなはち彼は云ふ——

「勞働者が彼れ自身および家族——勞働者の數を維持するに必要なであるところの——を支ふるの力は、彼が勞賃として受取るところの貨幣の分量如何に依るものではなくして、その貨幣で購買することができらうところの、そして慣習上彼に必要不可



缺のものとなれるところの食物、必需品及び便利品の分量如何に依るものである。だから勞働の自然價格は、勞働者および彼れの家族を支ふるために要求さるゝ食物、必需品および便利品の價格如何に依る。食物および必需品の價格の騰貴に伴つて、勞働の自然價格は騰貴するであらう。その價格の下落に伴うて、勞働の自然價格は下落するであらう。』(The power of the labourers to support himself, and the family which may be necessary to keep up the number of labourers, does not depend on the quantity of money which he may receive for wages, but on the quantity of food, necessaries, and conveniences become essential to him from habit, which that money will purchase. The natural price of labour, therefore, depends on the price of the food, necessaries, and conveniences required for the support of the labourer and his family. With a rise in the price of food and necessaries, the natural price of labour will rise; with the fall in their price, the natural price of labour will fall.) (Ricardo, *ibid.*, p. 70. 同譯本一三七—八頁)

さうしてリカードに在りては、この勞働の自然價格は社會の進歩に伴うて、益々騰貴する傾向をもつてゐる。そのゆゑは、たとひ食物以外の貨物は富と人口との増加に伴れ、分業の發達、機械、知識および熟練の進歩により、その生産の困難が減せられ、その價格は低下するに至るであらうし、また勞賃の大部分を占むるところの食料品の價格は、農

業に於ける改良、新市場の發見によりて下落し、従つて勞賃の下落に影響を及ぼすこともないではないが、前者は勞賃のホンの一部分を占むるにすぎず、後者はたゞ一時的にしかるにすぎない、結局に於て社會の進歩に伴ふ農産物生産困難——人口増加、食物需要増加劣等地耕作の結果——のため、勞賃の大部分を占むるところの食料品價格が騰貴するに至るであらうからである。

右に於て見たる如く、リカードに於ては、勞働の自然價格は、決して生理的に絶對的に必要なる生活品の價格を意味するものではなく、『慣習上彼に必要缺くべからざるものとなれるところの食物、必需品および便利品』の價格を意味するものであつて、確定的不動のものにあらず、時處に應じて變動することを得るものである。この勞働の自然價格に文化的要素乃至は道德的要素を含ましむる態度は、その後更に發展せしめられ、この勞賃理論が必らずしもひとびとの信するが如く、悲觀的なるものでないことが主張せらるゝに至つた。

さて次にリカードの云ふ所の勞働の自然價格とは、『供給の需要に對する比例の自然的作用によつて、それに對して事實上支拂はるゝ所の價格である。勞働は勞働の稀少なる時に高く、豊富なる時に安い。如何に甚だしく勞働の市場價格がその自然價格



から離れようとも、それは他の貨物の如く、それに一致せんとするの傾向を有つてゐる。』(Ibid., p. 71. 譯本一三九頁)

しからばリカアドに在りては、勞働の需要(資本供給)勞働人口如何により常に動的なところのこの勞働の市場價格は如何にしてその自然價格に一致するか？ その機構は何であるか？ 彼はこの機構を説明するに左の詞を以てする。

『勞働の市場價格がその自然價格を超えたる場合には、勞働者の境遇は佳良にして幸福なるものとなり、彼は比較的少量の生活必需品及び享樂品を支配し、従つて健康なる多數の家族を養育することができるやうになる。しかし乍ら高き勞賃が人々の増殖に及ぼす奨励によつて、勞働者の數が増加する時には、勞賃はその自然價格まで再び下落し、時として反動の結果、この水準以下に下落することさえある。』

『勞働の市場價格がその自然價格以下に低落する場合には、勞働者の境遇は窮乏の極に達する。すなはち慣習上絶對的に不可缺となつてゐる慰樂物さえ彼等の中から奪ひ去られてしまふ。そしてかゝる窮乏の結果、勞働者の人口が減少するに至るか、勞働に對する需要がより増加したる後に於て、甫めて勞働の市場價格はその自然價格まで昇り、かくて勞働者も勞賃の自然率が與ふるところの相當なる享樂物を享受するに至

るであらう。』(Ibid., pp. 71-2. 譯本一三九—四〇頁)

リカアドは自然價格と市場價格との一致の機構を一般商品の場合に於ては、平均利潤率の法則に見出したのであるが、勞働の價格の場合に於ては、こゝに見るやうに、彼はそれを人口は食物より一層大なる割合を以て増加せんとするの傾向がある、どのマルサス人口法則に見出したのである。

この學說に従へば、勞賃はつまるどころ、勞働者およびその家族の日常生活資料の價格に落ちつくものであるから、勞働者は如何に努力するも、その日の生活費以上を超えて所得することは、長い期間に亘りては、到底不可能でなければならぬ。そこで一八六三年三月一日ライプツヒの全獨逸勞働者協會委員會の要求に應じて發表せられたるかの有名なる『公開答狀』(Das offene Antwortschreiben)に於て、ラサールは現今の勞働組織に於ては、勞働者はこの慘酷なる勞賃の鐵則(Das eiserne Gesetz)に運命的に支配されてゐるがゆえに、この制度の下に於て勞働者の地位の向上を望むことの不可能なるを云ひ、國家の補助による生産組合の設置を勸告したのである。この勞賃説はその後若干の變形乃至發展を経て今日に至るもなほ生きてゐる。吾々はどうしてもこの勞賃説をなんらかの形に於てとり入れねばならぬ。



ラサールのこの勞賃説に對する悲觀的態度の如何は兎も角として、この勞賃が嚴然として法則として存する限り、勞働者の状態の向上が、勞賃上騰の餘地が、たとひ生活資料のうち文化的・道德的要素を意義せしむるにしても、限られたるものであることは、なにびとも承認せねばならぬであらう。が政策的努力によつて勞働者の地位を改善することが全然無効であるとは、この學説の主張者も云ひ得ないであらう。この學説の支持の限界に於ても、なほ勞賃高昇の政策努力に伴ふさまざまな効果が期待され得る。

第一に若し勞働(力)の市場價格がその自然價格以下にある場合、——そしてかかる場合は尠しとしないであらう——勞働者の團體的努力により、または國家の政策的干渉によつて、勞賃をノミナルなる状態に復せしむる可能性が考へられる(もちろん一方人口増加の社會的制約が同時に考へられねばならぬが)。後章に詳しく述べんとするところの社會政策的方策の一としての最低勞賃制度の實施も、おのづから、この事實に根據してゐる。云ふまでもなく最低勞賃制度が常にこの勞賃説に立脚するものではなく、それはむしろ他の社會的原因から説明せられてはゐるが。

ところでこの學説に従へば、勞賃は自然價格以上には長きに亘りて昇り得ないので

あるから、若ししかる時は直ちに何等かの理由によりもとの自然價格に復することゝなる。それはもちろん本則的には勞働者の供給によつて説明せられねばならぬが、現象的には、直ちに資本の攻勢となつて現はれるであらう。最近段階に於ける高勞賃への反對もまたかくして説明せられねばならぬ。このことについては後章に於て、獨立して詳しく取扱はるゝであらう。なほ前にも一言したが、先進資本國に於ける高勞賃(自然價格以上の勞賃、乃至は後進資本國の勞賃に比しての相對的高勞賃)は、後進資本國を犠牲としての高勞賃たる場合が多い。かゝることは決して本則的たるものではない。終りにこの勞賃學説は最も徹底せる勞働(力)商品説であり、勞賃を餘剰の一分配視する態度と全く對立してゐる。

### 三

**勞賃基金説** この學説もまた古典的である。前世紀の初葉から約三、四十年間ほど英國經濟學界に於て最も支配的なる勞賃説として取扱はれた。その最もあざやかなる形を以て主張せられたのはジョン・ステュアート・ミルに於てである。

この勞賃學説によれば、或る一定の時或る一定の社會に於ては、勞働者に勞賃として



支拂はるべき或る一定の基金(資本)が存在し、しかして各個勞働者の受取る勞賃額はこの基金總額をその全勞働者數にて除したる商である。だからこの勞賃基金額が或る確定的の額たる限りは、乃至はそれが増加せざる限りは、勞働組合運動その他による一部勞働者群の勞賃上昇のための努力は、たゞ他の勞働者群の勞賃額をそれだけ下落せしむる結果を招來するにとゞまる。勞働組合運動は勞働者階級全體から見て、結局徒勞に終らざるを得ないと、基金説は説く。すなはち勞働基金説は、(1)勞賃支拂に充てらるべき社會の資本は一定の確定額であること、(2)勞賃は必らずこの資本から支拂はれること、(3)マルサスの人口法則の存在、をその前提としてゐる。いまミルのこの點に關するやゝ有名な言葉を擧げて見よう。

『だから勞賃は主として勞働の需要供給に依存する。換言すれば、屢々人の云ふがやうに、人口と資本との比例に依存する。こゝに人口といふは單に勞働者階級の數、或はむしろ備はれて働く人々の數を意味し、そして資本といふはたゞ流通資本、しかもその全部ではなく、勞働の直接の購買に費される部分を意味する。しかしこの後者には、例へば軍人、召使その他凡ゆる不生産的勞働者の勞賃として勞働と交換して支拂はるゝところの基金——それは資本の一部を成すものではないが——が加はらねばならぬ。

……勞賃は單り資本と人口との比較分量に依存するのみならず、競争の原則の下に於ては、その他の如何なるものによつても影響されることができない。勞賃は、勞働者を雇傭するに用ひらるゝ總基金の増加によるか、或は雇傭されんとする競争者數の減少によるかのほかには騰貴することは不可能であり、そしてまた勞働者に支拂ふための基金の減少によるか、或は支拂はるゝ勞働者數の増加によるかのほかには下落することとは不可能である。』(Mill, J. S., *Principles of Political Economy*, Ashley's ed., pp. 343-4.)

『勞働者階級にとりて重要なのは(富の)集積および生産の絶対額ではなく、また勞働者間に分配さるべき基金の額でもない、これらの基金とそがその間に分配さるゝ勞働者數との割合が重要なのである。勞働者階級の生活状態は彼等の利益になるやうにこの割合を變更すること以外の方法では改良され得ない、基本條件としてこの方法によらない勞働者の利益のためにする如何なる計畫も、凡ゆる永久的目的のためには、一の迷想に外ならない。』(ibid., pp. 349-50.)

要するにミルに在りては、右の理由により、勞賃を騰貴せしめ、勞働者の境遇を改善するには、勞賃の支拂に充てらるべき總基金が増加するか、勞働者數が減少するか、その孰れかに因らざるを得ない。この總基金は、ミルに依れば、勤勉により、貯蓄によつて増加



し得らるゝ。そしてその貯蓄が労働者数の増加よりはるかに大なる時は、勞賃は騰貴し得らるゝであらう。しかし或る社會の或る一定時に於ては、かゝる基金は豫定せられてゐて、労働者の如何とも致し方のないものである。勞賃を永久的に持続的に、騰貴せしめ、労働者の境遇を改善する労働者に残されたる唯一の道は、たゞ労働人口を減少せしむるのほかにない。ミルはかくてマルサスの人口原理をほとんどその儘に承認して、労働人口の自制的道徳的制限による減少を労働者に向つて極力推奨し、以て彼等の生活規準の永久的向上の可能を勸説した。そしてその他の諸々の方策——最低勞賃の法的または委員會による規定、Allowance system, Allotment system 等々——の結局無効に終るべきことを説いたのである。

この勞賃説は多年の間英國經濟學界を風靡したが、労働問題が益々喧しくなり、労働組合運動の勢力が増大するに及び、もろもろの反對説に出遭ふこととなり、遂にミル自身この説を拋棄するに至つた。そしてこの説に代り生じたものは勞賃の生産力説と呼ばれるべきものであるが、基金説が全然没落し去つたと云ふことはできない。この勞賃説はそののちいろいろの變形の下に、或る學者によつて採られて今日に至つてゐる。ベエーム・ワーク、タウンシツクなどの基金説は新基金説として有名である。

この基金説とさきの生存費とは、その内容の相違にも拘はらず、さぶる相似たる前提を有ち、相似たる運命觀、世界觀を結論した。すなはちともにかのマルサスの人口原則を前提し、労働者階級の道徳的自制、品性の向上を説き、救貧法、労働組合運動の結局無効に終るべきことをそれぞれ教へてゐる。労働者達にアキラメの世界觀を説いたのである。『算術の四原則の何れを否定するも、それは無益である。勞賃の問題は割算の問題である。商が餘りに小さいと云つて不平が行はれてゐる。がそれならば商を大きくするに幾つかの方法があるか。二通りある。實(被除數)を多くすれば(除數)の一定せるとき、商は大きくなるであらう。法を小さくすれば、實の一定せるとき、商は大きくするであらう。』(Sidney and Beatrice Webb, Industrial Democracy, 高野氏譯本七二五頁)『諸君は實に愚なることをしてゐる。諸君は個人の努力により、勞賃を引き上げんとする位なら、鐵を浮ばせる工夫でもしたがい』と説教せられた。

この基金説をさる限り、この政策否認の態度は當然に認めねばならぬであらう。社會政策的努力により、労働組合運動により、勞賃を一般的に、永續的に、高上せしむることは到底不可能である。勞賃基金額に若干伸縮性ありとするも、かゝる努力運動の効果は局限せられる。この勞賃説はすでに久しく没落したかに一般に思はるけれども、或



る一定の社會には勞働(力)の購買に充てらるべき一定の資本(勞働基金)が存在してゐて、勞賃の需要側の一決定要素として、不斷に勞賃率を制約する事實は、一の自明の事實として、たれしも認めねばならぬであらう。それはしかし勞働需要側に於けるモメントであり、しかも若干伸縮性がある。その限りに於て政策的努力の這入りこむ餘地があるわけである。

#### 四

**生産力説** 勞賃の決定は勞働者の生産力如何にかゝる、といふこの勞賃説は、すでに早くアダム・スミスの勞賃説のうちに見出さるのであるが、彼はそれを資本家的社會の勞賃論としてとることをせず、たゞ資本蓄積せられ、土地占有せらるゝに至る以前の社會に於て妥當するものとした。そしてその以後この勞賃論をとるものは殆んど見當らなかつた。しかるに前世紀の後半期に至り、資本主義の發達に伴れ、勞働者の生活状態が相對的にはあるが、いささか改善せらるゝに應じて、この種の勞賃論は、いろいろなる形に於て、主張せらるゝこととなつた。この勞賃説は英國に於ては、すでに反基金論者により、粗笨なる形に於て、若くは暗黙のうちに、主張乃至承認せられてゐたが、そ

れを可成り整齊せる姿に於て説述したのはシジウィックであらう。けれどもこの勞賃論が最も學問的に、徹底的に、主張せられ、また最も榮えたのは、英國に於ては、なく、かの國土豊饒にして、歐洲諸資本國とはやゝ特異なる資本主義的發達の跡を示せる亞米利加に於てである。この學説は同國に於てはつとに、エイチケリーによつて唱へられ、たるものであるが、それはウォーカアの殘餘請求説(Residual claimant theory of wages)とクラークの限界生産力説(Marginal productivity of wages)の出現によつて、その二大代表學説を見出した。爾來この勞働者の生産力如何を勞賃率決定の標準として、何等かの形に於て、とらんとする試は尠しとしない。

いまこれらの學説の簡單なる紹介を試みんに、ウォーカアの殘餘請求説は、勞賃は過去の産業の結果たる資本から支拂はるゝがゆえに、資本額は勞賃高の尺度を爲す、といふ勞賃基金説に反對し、『勞賃はこの問題の哲學的科學的見解に於ては、現在の産業の生産物から支拂はれる。だから生産こそ勞賃の眞の尺度を供する。』(Walker, F., The Wage Question, 1891, p. 129.)と云ふ。彼に於ては、勞働の價值は、これを單に自由競争の作用の下に需要供給の法則によつて、支配さるゝ商品の價值と同視すべきではない。勞働は商品ではなく生産要具である。しかるに生産要具の價值は主としてその要具



の生産力に依存する。従つて勞賃はその勞働の生産力に應じて定まり、過去の生産物の如何に何等關係するところがない。彼れの言葉によれば、『更に再言せんに、雇主は勞働の生産物を得んがために勞働を買ふ。しかしてその生産物の種類及び額が彼が如何なる勞賃を支拂ひ得るかを決定する。結局彼はその生産物より、彼自身が得るところの利潤を成す部分だけを引去つて、その残りを勞働者に支拂はねばならぬ。それで若しその生産物が一層大なれば、彼はそれだけ多くを勞働者に支拂ふことを得、若し一層少ければ、自分自身の利益のために、それだけ少くしか支拂ふことができぬことになる。だから勞働者の雇傭せらるゝは、將來の生産のためであつて、決して雇主が支拂はねばならぬ基金を有つてゐるがためではない。支拂はるゝ勞賃の額を決定するものは、生産物の價值——證明できさうな——であつて、雇主が有つて居り、或は支配し得る富の量ではない。かくして仕事に對する動機及び勞賃の尺度を供するものは、生産であつて、資本ではないのである。』(Ibid., pp. 129-130.)

この生産物またはその價值が如何に分配せられて、勞賃を形成するかについては、彼は勞働者は生産物の residual claimant であるから、生産力の増大によつて齎らせる生産物の増加は、直ぐに勞賃の昇騰を惹起するものであるとのすこぶる樂觀的なる勞賃觀

に到達した。

次にこの生産力説に、地代の方式を用ひ、收穫遞減の法則を應用したのが、勞賃の限界生産力説である。それは甫めてフオン・チューネンによつて唱へられ、ヘンリー・ジョウジを経て、クラークによつて大成せられ、そののちカアバア、セリグマン、マーシャル等々によつて、更に變形したる形に於て大いに主張せられた。いまクラークによつて、この限界生産力説の簡單なる輪廓を見ることとしよう。

クラークに依れば、先づ一企業に於て同じ能力を有し一を以て他に代ふることを得る勞働者の系列を想像し、且つ他の生産要素の不動なる場合を假定する。この場合勞働者を漸次第一人より追加して行くに、初めのうちは協同の効果現はれ、收穫遞増の法則行はれ、その總生産力は勞働者數に比例的なるよりはより一層増加することとなるであらうが、それもある點に達したるのちは、反對に減少の方向をとることとなり、すなはち收穫遞減の法則が行はることとなり、それ以上に勞働者を増加するがために生ずる總収入の増加額は勞働者數の増加に比例的なるよりも少なくなる。しかして遂に最後に増加したる勞働者一人のために生ずる總収入の増加分は、恰もその勞働者に向つて支拂ふべき勞賃と相等しきこととなる點に達する。ゆえに雇主はこの點に至



つて労働者の追加を止めるであらう。この最終單位の労働者の生産力が労働市場に於て自由競争の行はるゝ限り、勞賃を決定するものである。ゴクラークは云ふ。いまクラークのこの點に關する言葉を若干左に引用して置かう。彼はスミスの右の主張に反對して云ふ――

『吾々の主張するところは、近世生活に於ても原始生活に於けると同様、勞賃と労働の生産物との同一視は、一般的に且つ近似的に維持されるといふこと、およびその生産物は勞賃が短期間その周りを動搖するその標準を提供するといふことである。産業の全生産物が労働者に行かないことは素より明白である。若し労働および資本の全共同生産物を念頭に置いてゐるのであるならば、土地、道具、建物、材料その他を供給する人々も亦その生産物の分前を得る。が吾々の意味するところのものが、この總量のうち労働そのものに歸屬し得べき部分だとするならば、労働者がそれを凡て得ることは可能なばかりでなく、若し競争にして完全にその作用を爲し得るならば、――すなはち若し靜的勞賃率が實現さるゝならば、――それをすべて得るであらうといふことは確かなことである。』(Clark, *The Distribution of Wealth*, pp. 82-3. 林氏譯本一〇八―九頁)

クラークは農業に於ける集約的限界に在る労働の生産物がその自然的勞賃を成

すことを、ヘンリー・ジョウジの説を籍り來り、それを擴充發展することによりて縷々説きたる後、この集約的限界は農業に於てのみならず、凡ゆる産業組織に於て認められ、しかしてそれが一般的勞賃を決定するものなることを説いて左の如く云ふ、――

『若し生産の目的上社會を組織してゐるかの一般群の各々に於て、百人につき一人づゝの人が、その使用する道具、機械、材料等々の準備品に於て何等の變化をも必要とすることなしに、勞働力に附加され、またはそれから引き去られ得るものとするならば、この事實は勞賃法則に或る理論的基礎を提供するに十分である。果して然らば百人のうちいづれかの一人は、自分の雇主を害することも利することもなしに、その雇主の許を去ることが出来る。そして若し彼が自己の役立ちを他の雇主に提供し、且つ支拂として彼が雇主のために生産するところのものを要求するならば、彼は、そこで雇はれる場合、この第二の主人を利しもしなければ、害しもしないであらう。かくて無關心帶(*zone of indifference*)とも呼ばれるべきものが、各企業家の支配する雇傭分野のうちにあるやうに思はれる。この限度内では人々は雇主のポケットに影響することなしに徂徠することが出来る。金錢上の利害以外の動機が雇主をして自分に提供された新なる人々を採用せしめるであらう。そして或る限られたる労働に對しては産業組織内に於て



群から群へ自由に流動する機會が存在するのである。若し競争が理念的完全さで行はれるならば、これらの限界労働者は何處に行かうとも、彼等はその支拂として嚴密に彼等の生産物を獲得する。』(ibid., p. 101-2. 同譯本一三四頁)

かくしてクラークの到達したる結論は次の如きものである——「勞賃は限界労働の生産物と同一ならんとする傾向を有する、そして労働力のうち一無關心帶を占有する部分は限界のものである。無賃料機械を運轉し、またはよりよき機械からの生産物の最後の増加分を強奪する人々はこの分野内にある。』(ibid., p. 106. 同譯本一四〇頁)

この學説は労働者側から見てもつとも樂觀的なる勞賃説である。労働者は働けば働くに應じてより多くの勞賃が得られるからである。従つて労働運動乃至社會改良施設により、一般労働者の境遇佳良となり、その労働能率増進するに至れば、勞賃また上昇することになる。

さてこの勞賃説に短評を加へんに、生産力説に在りては、一般的に労働の生産力と労働の能率との二つの概念が混同せられてゐる。労働能率とは労働の強度のことであるから、それが増進すれば、それに應じて勞賃が上昇するに至るは當然である。けれども労働の生産力が増大しても勞賃がそれに應じて上昇するとは容易に考へることが

できない。例へば新らしき機械の使用によつて労働者の能率はそのまま、しかも生産力が増大せる場合、勞賃の上昇が必然的に伴ふとは考へることができないであらう。且つまたこの學説によれば、労働の生産力の概念を資本の生産力、土地の生産力の概念と區別し、それから獨立してたてられてゐる。これら要素の結合の結果たる生産力を物理的にかく分別することは到底不可能である。更に現代の資本家的社會に於て、企業上體たらざる労働者が殘餘請求者たらざること、たればごにも一日瞭然であらう。要するにたゞ労働の需要側の一要素とも看做すべき労働の生産力、その概念は明確に規定せられてゐないにしても、を勞賃の決定標準となすが如きことは到底吾々の承認し難きところである。

しかし労働者の能率(強度)が増進すれば、勞賃が上昇するのは事實である。そしてそれは決して生産結果の如何に關係するものではない。また新らしき機械の使用、設備の改善によつて労働の生産力の増進せる場合、労働者もまた増大せる生産結果の割前に與ることもときとしてあり得るであらう。けれどもかゝることは一時的部分的の事實であるにすぎず、普遍的永續的にかゝる事實を法則化することは許さるべくもないのである。



## 五

需要供給説その他 なほ勞賃の需要供給説がある。この學説は商品の價格の決定理論の場合と同じやうに、勞働の需要供給の何れかの側にその決定的標準を求めないで、その雙方に求めんとするものである。普通に勞働の需要側には、資本の大小、特に機械工場等でなしに、勞賃に充てらるべき資本の大小、景氣の變動、勞働者の生産能力等々、そして供給側には、勞働者の生存費用、勞働人口數等々が數へ上げられる。勞賃はこれら雙方の諸要素によつて決定せられる。

この勞賃説をさるものは古來すこぶる多い。これによれば勞賃は時々刻々これら諸要素の結合によつて決定せられるのであるから、それは永續的普遍的なる勞賃の法則の存在を否定することを意味する。何となれば勞働の需要と供給とが全く相一致したる場合には、それは法則的には、勞賃の決定の、また従つてその本質の何物をも説明し得ないからである。だが勞賃がさし當り、現象的には、勞働の需要と供給とによつて變動することは、なにびとといへども認めざるを得ない。法則的なる勞賃理論としてこの勞賃説を採ると否とに拘はらず、この勞働の需要供給に因る勞賃の變動の現象は、

幾多の勞賃問題にとりて決して過少評價されてはならないであらう。

更に勞賃は社會的勢力關係、社會的權力關係によりて決定せらるゝとなすいはゆる勞賃の勢力説なるものがある。この學説に於てもその主張者によりていろいろと若干異なる變形を見るので、一概に云ふことはできないが、つまりそれは勞賃の純經濟的法則の否定であり、經濟現象の説明に際しての非經濟的現象、わけても政治的權力の導入である。すなはち『政治的勞賃』の主張である。階級的勢力の重視はこの學説の特徴である。獨逸社會民主黨は、だから階級闘争によつて、現今の資本家的社會の下に於ても、勞働者はなほ生活費勞賃以上のものを一般的に、しかも永續的に獲得し得らるゝ、となした。

この學説が自由經濟下でなしに、獨占經濟乃至統制經濟下に於ける勞賃の顯現的現象の特徴をよく説明してゐることは事實である。この段階に於ては以前の段階に於けるよりは一層に政治的モメントの働きが目につく。けれども現代社會に於ける勞賃の本質決定は、政治的モメントの影響を認めつゝもやはり純經濟的領域に於て闡明せられねばならぬであらう。



## 六

勞賃政策 以上長々と述べ來つたもろの勞賃理論は、それぞれに何らかの缺陷があるにしても、勞賃現象の少なくとも一側面を描かざるものはないであらう。それらは兎も角現今の社會に於ける勞賃現象を在るがまゝに把握せんとしたるものである。吾々はこの資本家的社會に住める限り、原則的には、この勞賃現象を如何とも致し難い。吾々は常にこの法則の支配下に立たざるを得ない。

けれどもまた吾々は一方この現前の勞賃現象に何等かの政策的干渉を試みんと欲する。それが缺點を是正せんとする。こゝに政策的干渉の問題が生じ來り、勞賃政策、それに纏はる諸社會政策的問題の生ける領域が開かれる。が前にも述べたやうに、現今の社會の維持を前提とする社會政策的領域に於て、この勞賃政策の領域は當然に限局せられねばならぬ。勞賃政策は右の現實の勞賃現象の上に立脚し、それに本則的には支配せられねばならぬ。勞賃政策に餘りに多くを望むことはできない。が勞賃に關する政策的努力は、最も現實に、端的に、勞働者階級の地位に影響を及ぼす。右の限定の下にしる勞賃政策の重要さは大いに高調せらるべきである。

廣い意味に於て勞賃政策の領域に這入り來る事實は、すこぶる多いであらう。がその主なるものとしては、勞働能率との關係に於て高勞賃政策が擧げらるゝであらう。エルンスト・アツベ、それからブレンタノー等の名に結ばれる高勞賃の主張である。勞賃の上昇によつて勞働者階級の地位が向上せらるゝならば、勞働能率は従つて増進し、企業家はたとひ高勞賃を支拂ふも、なほ餘りある利潤を獲得することができるとなす企業者側の立場からの政策である。が同時に勞働者側に對する意義ももちろん深い。それに對して低勞賃政策の提言もあり得る。高勞賃は何と云つても、利潤率を低減する傾向を結果せしめる。世界商戰に於て、低勞賃はすこぶる有力なる武器である。この政策的提言の現實的意義は決して無視さるべきではない。

勞賃の生存費説をとると否とに拘はらず、勞賃の最低限度を法的に規定しようとする最低勞賃制度は一の意義深い社會政策である。勞賃局の設置、家族勞賃法、利益分配法、割増勞賃支拂方法前出、——みな勞賃政策の主要問題を構成する。勞賃高と購買力——恐慌の問題に關して高勞賃政策か否かの問題もまた現實的に重要である。勞賃政策に關する各問題については、それぞれに後章に於て問題とするはずである。特に『最近の勞賃政策』の一章に於て詳しく述べるであらう。こゝではたゞ原則的に勞賃政



策について若干の言葉を費したにとゞまる。

## 第十一章 近世工場工業と労働

序言 前數章に亘りて近世労働組織、勞賃形態、勞賃學說等々さまざまな側面から、近世的労働の本質を吟味して來た。それによつて近代的労働の具體的なる諸性質の如何なるものであるかは、ほゞ明にせられたであらう。ところで生産的労働はつねに労働組織、關係によつて制約せらるゝと同時に、直接的にはまたはなほだその生産形態の如何によつても變容、變質せられる。例へば手工業の下に於ける労働と近代的工場工業に於ける労働との間には、おのづから性質上幾多の相違があるのを否定し得ない。協業が行はれ、機械が使用せられる近代的大工場の出現は、そのうちに働く労働者、労働に特殊なる諸性質を附與する。近代のさまざまなる社會問題、労働問題はほとんどみなこの新らしき生産形態に起源を有つてゐる。それで私はこゝに近世的工場工業形態の本體を吟味し、その生産的労働、労働者に及ぼす諸影響を見、以て近代的労働の本質を一段と規定説明したいと思ふ。



近代的工場工業の形態は、さきにも一言して置いたやうに、ツンフトの手工業、問屋制度、マニユファクチュアの過程を経て發達し來りし歴史的所産である。近代的工場工業はその直接的なる先行生産形態としてマニユファクチュアを有つてをり、且つ資本主義的生产はこのマニユファクチュアの特質を變容せる形に於て、あるにしても併せ有つてゐる。この生産形態の特質は分業に基づく協業 (die auf Teilung der Arbeit beruhende Kooperation) である。それでこの場合にもこの協業について若干の言葉を費さねばならぬ。だが近世的工場工業の特徵的本質は道具より機械への轉化に求められる。機械工業こそ近世工業の特質である。従つてこゝでは機械生産の問題が主要課題として取り上げらるゝであらう。

二

**協業分業** 近世社會に於ける異常なる生産力の發達は、何と云つてもこゝに問題とする協業にその主要原因の一つを有つてゐる。個人的労働の生産力はいかに優秀なるものであつても大したものではなく、その限界はたいてい知れてゐる。しかるに勞

働が相結合して爲される場合、そこにはひとを驚かすに足る労働生産力を見る。近世工業に於てかゝる協同的労働が行はれるとき、ひとと呼んで協業と云ふ。

協業の意義を一言にして云へば、『協業とは單獨に爲し能はざるか、または適當に爲し能はざる仕事を、多數の労働者が同一の生産過程乃至は相聯絡せる生産過程に於て、相共に労働する労働の形式である。』

この協業には例へば一つの石を運ぶに多人數が力を協せるといふが如きはめて簡單なる場合もあれば、また近世社會の大工場に於けるが如く、例へば一つの自動車製作するに、幾千人の多數の労働者が、各自特有の部分労働を分擔、專任することによつて、自動車なる一つの商品を仕上げるといふ場合もある。前者は單純協業と呼ばれ、後者は複雑協業、すなはち分業に基づく協業または單に分業と呼ばれる。ともに同一の目的物に向つての協同的労働に外ならぬ。労働の分割すなはち分業は、他面労働の統括であり、協業である。

さてこゝに問題としようとするところの協業は、單純協業ではない。それは資本家的社會以前に於てももちろん見られるところであつて、いまなほ吾人を驚かすに足る古代のさまざまな遺蹟、建築はみな主としてこの種の單純なる協業に負ふものである。



こゝに取り上げようとするのはかゝる一般社會に通ずる單純協業ではなく、この資本家的商品社會に於て特に労働の生産力を促進するに至つたところの複雑協業すなはち人が簡單に呼びなすところの分業である。がそれよりさきに協業一般の利益とも見るべきものを列擧して見る。

(一) 多人數の労働すなはち協同労働は、個々の労働の單なる合計ではない、それ以上の新なる生産力を生み出す。部分の單なる集合は全體ではない。一個の大石を運ぶため十人の労働者が相協力する場合、その全體的力量は十人の各個労働を單に合計したるものではない。

(二) 元來人間は社會的動物である。相俱に働く時は、相互にはげみ合ひ、そこに一種の新なる活動精力が発生し、労働能率の増進、労働生産力の發達を促がすこととなる。

(三) 一人の労働者でも多數日を費せば爲し遂げらるゝが、しかし一定の短時日の間に完了しなければならぬといふが如き種類の労働がある。例へば農産物收穫の如し。かゝる場合多數人の協力的労働が效果的に行はれ得る。

(四) 多數人が協同的に労働する場合には、生産手段の節約が行はれ得る。例へば百人の労働者を使用する工場は、十人の労働者を使用する工場の十倍丈けの大いさを必要

としない。

かゝるもろもろの利益をもつてゐる協業に基づく労働生産力の發達は、資本家的社會發生の前提條件であつたらうが、この資本家的社會の發達を押し進め、かの産業革命を成就せしむるに至つた動因は、手工的工場工業に於ける分業にもとづく協業すなはち複雑化する協業である。それはいはゆる商業資本主義時代に代表的に行はれた。

さて一般分業と呼ばれるものにはいろいろある。(一)その行はれる地域にもとづいては、地方的分業と國際的分業とがあり、(二)その性質にもとづき、社會的職業的分業と技術的(作業的)分業とが種別せられる。がこれらさまざま分業のうちこゝに問題とするのが、技術的分業であることはもちろんであり、こゝにいはゆる協業の一側面に外ならぬ。いまこの分業の發達が何故に生産力發達に貢献するに至るか、その理由をしらべて見よう。こゝにいはゆる分業は協業の一側面に外ならないから、こゝに分業の利益は前に擧げたところの協業の諸利益とは、つねにくつついてゐることを注意して置かう。この分業の利益はアダム・スミスの『國富論』に述べたところをさして出てゐない。

(一) 労働者は同一の特殊なる作業に引續き従事するがため、作業上の熟練、經驗を増し、恰も作業の自動的器管の一部の如くなり、労働能率がある。



(二) 作業が簡單になり、且つ引續き同じ作業を同一労働者が繰り返へし行ふのであるから、自然、道具、機械の發明、應用を容易ならしむ。

(三) 一つの場所から他の場所へ轉じ、または一つの器具を捨て他の器具をさる場合には、労働の連絡が中斷され、時間が空費されるが、分業は間斷なく同一作用を繼續するがゆゑに、この時間の空費から免れる。

(四) 直接生産力の發達に資するものではないが、分業は各作業を簡單ならしむるがゆゑに、作業上に於ける修練の必要が減殺され、婦人、幼年と雖も容易にかゝる労働に従事し得られるやうになる。のみならず、分業は作業を多岐ならしむるがゆゑに、人々の嗜好または能力に應じて、それぞれ労働作業を選択し得られるやうになる。

かゝるマニユファクチュア時代に於ける分業體系は、つねに労働力を起點としてゐたものであるが、そのうち機械の出現によつて、漸次そのおもかげを失ひ、いまや労働力を出發點とする分業はその原動力ではない。分業は機械的分業に變質する。労働力は恰も機械の有機的部分の如くなる。労働者が道具の主人公として、協業の部分的労働にたづさはりし分業形態は、いまや労働者がその部分的從屬者であるところの機械的分業に變化した。近世工場に於ては、労働者が道具を使用するのでなくして、機械に

労働者が奉仕する。近世工場工業に於ける協業、分業は、かくして機械的裝置によつて支配されてゐる協業、分業に外ならぬ。

### 三

**機械** 分業に基づく協業によつて、手工的工場工業は發達し、近世資本主義の基礎はかくして礎えらるゝに至つたのであるが、そこで使用せらるゝ労働要具は、従前に於けると異なる。たゞ従前の手工業に於ける單純なる手工業的労働が部分労働に細分せられ、多人數の労働者が一ヶ所に於て各自その擔當の専門的労働に従事するにすぎない。こゝではなほ道具を以て生産が行はれ、機械はいまだ一般に使用せられない。しかるにこの道具に代るに機械を以てするに及び、近世の労働生産力は躍進的なる進歩を爲すこととなつた。吾々の物質的生産の歴史に於て、労働手段はきはめて重要な役目を演ずる。人間社會に於ける經濟時代を劃するものは、何が造られたではなくして、如何にして、如何なる労働手段を以て造られたか、問題である。と云はるゝほどである。ところでこの労働手段が特に顯著なる發達を遂げ、未だ嘗つてなき生産力の發展を見ると同時に、人間が労働手段を使用すると云ふよりは、むしろ人間がそれに驅



使せられるといふが如き状態を見るに至つたのは、機械發見以後のことに屬する。

實に機械工業は近世大工業の特徴を成してゐる。また機械の發明、應用によつて工業は初めて他の諸生産部門に對し優越的地位を占むることゝなつた。

機械とはしからば一體何であるか。極めて容易に答へらるるがやうに見えるこの設問を解くには實はかなりの困難が伴ふ。機械の母體とも云ふべき道具と機械とを比較することによつて論を進めよう。

吾々人間は道具を發明、使用することによつて、一般動物とは異なる人類特有の物質的生産、更には人間特有の文化を有つに至つたと云はれる。この道具の一層發達したものが機械であることは云ふまでもない。がこれを區別する標準は何處に求むべきか。

(一) 或る學者によれば、機械は道具の一層複雑化したるものであるとせられる。だが單に複雑化したるものと云ふのみにては區別の標準にならぬ。複雑なる道具があり、簡單なる機械があり得る。

(二) 或る學者は道具と機械との差異を、動力の如何に求めようとする。がこの説もどうかと思はれる。もちろん機械が複雑化するに従ひ、これを動かすところの動力機を

必要とするに至ることは屢々見るところである。が動力装置なくして機械たり得るもの、例へば手ミシンの如きがある。

それで機械の機械たる本質は他に求めなければならぬ。機械の本質は道具に加ふるに道具を操縦する装置を以てする點に求めなければならぬ。機械とは云はゞ道具の道具である。

この機械はその發達せるものにありては、三つの異なる部分から成つてゐる。

一、動力機(發動機) (Kraftmaschine od. Bewegungsmaschine) 例へば蒸氣機關、熱氣機關、電磁機關の如し。

二、傳動機(傳達機、配力機) (Transmissionsmechanismus) 例へば齒車、滑車、調帶の如し。

三、作業機(道具機、労働機) (Arbeitsmaschine)

この三つの部分が連絡せらるることによつて、機械は完全なるものとなるのであるが、その發達の順序は普通まづ作業機が機械化され、次に動力機に變革が行はれた。英國産業革命の發端は、蒸氣機關と紡績機械との發明にある。機械化による近代工場は初め木綿工業に始まり、ついで重工業の方面に移つて行つた。

この機械化されたる近代的工場のもとに於ける労働および労働者が問題である。



左に我國工場數、工場労働者數等々の統計をかげて置く。

年	工場數		従業者數	生産額	一工場當り 生産額	従業者一人 當り生産額
	總數	内原動機 使用工場				
大正三年	三七七	一四七六	二八七 <small>千人</small>	一三七三 <small>百萬元</small>	四三・三 <small>千圓</small>	一・三 <small>千圓</small>
同 八年	四九四九	二六四七	一八六	六七六	一五三・三	三・七
同 十三年	四〇五七	三六八〇	一八四	五八一	一三三・四	三・二
昭和一年	五五六二	四三四	一九三	七〇一	一三五・八	三・六
同 二年	五三四一	四四二六	一九七	六四六	一三六・五	三・五
同 三年	五五七七	四五九〇	一九八	七〇六	一九七・七	三・六
同 四年	五九四九	四八四九	一七五〇	七二七	二一九・七	四・四
同 五年	六八四	五〇二	一七五	五九五	六・三	三・四
同 六年	六三九〇七	五九六	一六三	五七六	八・〇	三・一

官營の分を含まず。(日本國勢圖繪・昭和八年版)

四

機械と労働者 協業と機械とにもとづく近代的工場が齎らしたる偉大なる生産力

の發達は、たればとも否定し得ないが、同時にこの近代工場の労働者に及ぼすさまざまなる影響弊害を看逃すことはできない。さきにも見たやうに、いまや労働者は機械の隷屬者と化し、全機械装置の一部分となつてしまつた。近代的労働はこの工場の出現によつてすつかり變容せしめられた。いま分業の弊害から説き進めよう。

(一) 分業は作業を單純ならしむるがゆゑに、労働者の能力を一方に偏せしめ、すなはち部分労働者に化せしめ、従つて仕事に對しての興味、活氣を失はしめる。またその結果労働者の健康を害せしむるに至る。

(二) 單一の作業に專業するがため、他の職業に轉することが困難となり、延いて雇主に隷屬する度合が強まることとなる。

(三) 作業が單純となるがゆゑに、婦人幼年労働者を使用せしむるに至る。

次に機械使用の労働者に及ぼす諸影響を見んに、――  
 (一) 機械は労働を節約するものであるから、機械の使用はさし當り使用労働者數を減せしめ、失業化せしむることとなる。この機械使用と労働者の失業との關係については、リカアド以後多くの學者の論議の中心となつたものである。一個生産部門に於けるかゝる現象は日常たればとも見るところであり、この事實は否定できぬ。例へば我



國紡績工場に於けるこの點に關する統計を見るに左の如くなつてゐる。

年	運轉錘數	
	男 工	女 工
大正十四年	四、六六一	一三五、七〇九
同 十五年	五、〇一六	一四二、一〇〇
昭和二年	四、六一二	一二六、九四三
同 三年	四、九〇九	一二〇、一九一
同 四年	六、〇〇〇	一二六、五七八

これで見ると運轉錘數は増加してゐるに拘はらず、職工數は減じてゐるか、乃至は増加率が尠い。特に昭和四年の深夜業廢止の前後は、この傾向が著しい。更に最近では昭和三、四年頃に比べて、紡績従業労働者は約三、四割減少してゐると云はれてゐる。粗紡行程に於けるシンプレックス化、精紡行程に於けるハイドラフト化、その他紡績行程の機械化はこの事情を促進した。

尤も機械は生産物價格を引き下げ、需要の増大、市場の擴大を促し、新らしき労働需要を齎らすことは、日常見るところであり、また機械そのものゝ生産にも若干の労働の需要が起るであらう。それでかう云ふことになる——機械使用は、資本蓄積の正常なる進行に於ては、絶對的には労働者が漸次増加することを妨げるものではないが、相對

的には労働者數を減少せしめ、失業群を發生せしむる。なほこのことについては、後章産業合理化の問題、失業の問題に關聯して詳しく論ずるつもりである。

この機械が労働者を驅逐する現象が漸次現はれて來るに従ひ、労働者が暴力的に機械そのものを破壊しようとする運動が起つた。ラッダイト運動 (Luddite Movement) すなはちこれである。これは機械そのものを破壊することによつて労働者の苦惱、窮迫が除かれると信じたところの極めて素朴なる考へに基づいてゐる。英國に於ては十七、八世紀に於ても機械破壊が行はれたが、十九世紀の初葉には、長きに亘つて、その工業地方に機械の大破壊が行はれ、一つの運動とまで發展した。このことは大なり小なり程度に於ていづれの國でも見かけられた。機械そのものと機械の資本家的使用とを混同するはなほナイフなこの考へは、しかし乍ら資本主義が發達し、それに對する學問的理解が進むに従ひ、漸次解消して行つた。いまや過去の物語りとして語られるにすぎない。

(二) 機械は筋肉的作業を可及的に不用に歸せしむるがゆゑに、婦人兒童労働者の使用を促すに至る。婦人兒童勞賃は成年男子勞賃に比して安いからである。かくて成年男子の失業、一般勞賃率の低下、社會的衛生問題、風紀の破壊等々の問題が起つてくる。



この點については後章婦人労働問題に於て詳しく取扱ふ。

(三)機械の使用は労働時間を延長せしめる。機械に投せられたる資本をなるべく早く回収する方が企業家にとつては利益であるからである。また企業家は新らしき機械の出現によつて折角自分の投資した機械が競争に堪えざるに至りはせぬか、この危惧を不斷に抱いてゐる。一日も早く機械を収益的に使用盡したいとの念願は當然である。英國ランカシャの紡績工業の生産技術行程は我國のそれよりも非能率的であることが英國紡績業衰退の重要原因を成してゐる。労働時間を短縮すべき機械そのものが却つて労働者の労働時間を延長すると云ふ逆の結果が現はれる。労働日を延長すればそれだけ労働需要を減することになるから、この視點からも機械は労働者を遊離せしむることとなる。

(四)機械による労働時間の延長は、しかし乍ら、それに對する社會的抗争の發達によつて、長くは行はれ得ない。労働日制限の社會立法はそれを阻止する。そこで企業家は労働の能率を増進せしめることにその方向を變へる。労働能率の増進とは、一定時間内に於けるより一層の労働の支出であり、即ち労働強度の激化である。機械運轉の速度を速めたり、一労働者の受持つ機械の數を増したり、監督制度、賞與制度、罰金制度を設

けたり、割増賃支拂方法を採用したりすることによつてこの目的を達する。コンベエーヤ・システムの使用は更にこの事情を促進する。労働能率増進問題、テイラー・システム等々みなこの労働強度の増進の問題に外ならぬ。労働強度の増進は、だが、當然により多くの支出されたる労働能率に比例して、賃高の上昇を齎すべきであるが、實際には比例的にさうなつてゐることはなほ稀であらう。きはめて重要な労働問題の一つである。また一定程度以上の労働能率の増進が、労働者の肉體を破壊することは、しばしば見るところであり、労働力の保護、發達上の一大問題である。社會立法もそこまではまだ手が延びてゐない。

なほ機械の使用が労働者の生活資料の價格を下落せしめ、以て労働賃銀を下落せしめ、利潤を増加せしむる事情は、もちろんこれを看逃してはならない。

## 五

機械の行方？ 機械使用に伴ふかゝる諸弊害が益々増加し來るにつれ、かすかすの社會問題を生ぜしむることとなつた。もろもろの労働問題、社會問題はみなその發生原因をこの機械工場にもつてゐると云つていい。それでそれが弊害を是正しよう



する社會立法が、近代工場工業の發達に伴れ、いつこの國にも發達して行つた。労働時間の制限、夜間労働の禁止、婦人幼年労働の制限、禁止、工場設備の改善、從業中に起れる労働者の負傷、疫病、死亡に對する雇主の賠償責任等々を、遅ればせながらも、わが工場法は規定してゐる。

機械の出現は一方異常なる物質的生産力を吾々に齎らしたに拘はらず、他方以上述べ來れる諸弊害を伴ひ來つたがため、その弊害をたゞ救濟し、是正し、以て機械そのものゝ正常なる發達を望むことをせず、機械そのものを呪咀し、いはゆる機械文明を否定せんとするものが生じて來た。モリス、ラスキン等は機械否定論の代表者である。

けれども機械そのものに罪をきせるのは誤であらう。機械それ自身がかゝる弊害を齎らすものではない。機械は労働を節約し、生産力を増大せしむる原動力であり、吾人人類の福祉の増進に貢献するところの人類歴史に於ける偉大なる文化的所産である。機械そのものゝ効果性、文化的意義はあくまでこれを認めなければならぬ。たゞそれが利潤獲得の手段として働く場合、往々にしてそこに機械の諸弊害が生じ來る。

機械、機械文明は否定せられてはならぬ。機械の出現は人類文化の諸相を劃期的に變容した。吾々は一方機械に伴ふ諸弊害を除去すべく各種の立法的整備に向つて努力

すべきであるとともに、更に原流に溯つてその弊害の因つて來るところを變革せねばならぬ。一の作業から他の作業に移るを容易ならしめることによつて、餘りに狭い専門的労働を廢除すること、機械使用にもとづき、工場工業と農業生産との合一を計ること、精神的労働と肉體的労働との不自然なる分離、對立を消滅せしめ、全體的統合的労働を行はしめること、それからむろん近世労働組織に對する改革等々はその試みの若干であるであらう。



## 第十二章 労働時間問題

この問題の意義 労働時間問題の主要なるものは、云ふまでもなく、標準労働時間問題であり、最長労働時間問題であり、労働時間短縮問題である。夜間労働問題、交代制度などもこの問題に關聯して問題とせられる。

この問題を取扱ふ視點は、(一)過長労働日は労働能率を減退せしむるがゆゑに、或る一定點にまで労働時間を短縮し、以て最大労働能率を獲得せんとする企業家の直接的な利害關係よりせるもの、(二)過長労働時間は、結局に於て、國民労働力の保持、發達に大なる障礙を齎すがゆゑに、國民衛生の點からしても、また一國經濟の再生産を害する點からしても、これを適當なる點まで短縮せねばならぬとするもの、(三)同一の労賃額の前提の下に於て、なるだけ短時間の労働に従事することによつて、なるだけ多くの餘裕時間を一般文化的教養的目的のために充てんとするもの、等々はすなはちこれである。こゝではもちろんこれらの諸點より見たる労働時間についての諸問題を問題とする

のであるが、わけても(二)(三)の觀點に重心を置きつゝ、(一)の視點はこれを批判的に取扱ふといふ態度をとらう。

労働時間の最高限界には通常生理的限界と道德的社會的限界とがあること云はれてゐる。企業家は同じ労賃である場合はもちろん、さうでない場合と雖も、労働者をしてなるだけ多くの労働時間を働かせることによつて、その企業利潤慾を充たさうとする。資本の回收、總利潤の獲得は、労働時間によつて條件づけられるからであり、更に最新機械の發明、設備の改善についての競争は、固定資本の回收を、急テンポに於てせかしめるからである。けれども労働者は一の生物的存在である限り、一日廿四時間ノベツに働き通すわけには行かぬ。食物の攝取、休養、睡眠等によつて、その日の労働力を恢復し、更に翌日の労働エネルギーを準備せねばならぬ。そこに一定の労働日の生理的限界のあるのは當然である。次にかゝる生理的限界でなしに、一定の社會に於ては日々の労働時間に對して、一定の社會的乃至道德的限界が社會的に與へられてゐる。人間は他の動物と異なり、如何なる社會に於ても、文化的道德的慾望を充たさねばならぬからである。

労働時間はこの二つの限界内でさまざまに變動する可變的流動的なるものである



と云ふことができる。特に道徳的文化的限界は流動的であると云へる。現今の資本家的社會に於ては、原則的に、この最高限界の支配の下に於て、企業家はなるだけ長時間労働を欲し、労働者はなるだけ短時間労働を欲しつゝある、とひとまづ云ふことができる。

さてこの労働時間の最高限決定の問題が問題となるに至つたのは、云ふまでもなく、現今の經濟社會に於て特に過長労働時間の事實があつてもろもろの點より、それが弊害が痛感せられ、一の社會問題となるに至つたことに因る。しからば現今の資本家的社會に於てのみ何故にかゝる過長労働時間が特に行はれ、そしてまた社會の問題となるに至つたか。

中世に於ては労働は主として手工的労働であり、また燈火の關係上夜間労働は概ね不可能であり、更に主として當時は注文生産であり、市場生産が行はれ始めてもその規模大ならざるため、商品の盲目的なる過大生産はこれを見るを得ない、等々の理由により、労働時間短縮問題は、大なる重要をもつことがなかつた。しかるに近代工場工業起り、機械使用せられ、世界市場開拓せらるゝに及び、無政府的なる市場生産は益々その規模を擴大し、資本わけても固定資本の投下量は増大するに至つた。かゝる場合資本回

收の急速は競争裡に於ける最大の武器である。そこに労働時間の無慈悲なる延長が行はるゝこととなり、近代社會の發生過程をすこぶる陰慘に色どつたのである。すなはち生産物の交換價值がその使用價值よりもより多く問題となるに至つて、初めて過長労働の事實が生じて來る。アメリカ南部諸州に於ける黒人の労働は、生産が直接に自家の需要を充たすを目的とせる間は、家父長的なる性質を有つてゐたが、棉花輸出がこれら諸州の死活問題となるに至つた程に市場化さるゝに及んで、初めて黒人の悲惨なる過度労働が始まつたと歴史は教へてゐる。吾々はこの産業革命の時代を通じて、なほ労働時間の法的規制の干渉が充分でなかつた時、如何に過長労働時間が當時の労働者を苦しめたかの數多い實例を知つてゐる。特に婦人、幼年労働者の過長労働は當時の社會問題となるに至つた。その初期の時代に於ける平均労働時間は十六時間であり、また九十年に九代の労働者が犠牲にせられたとも云はれる。當時の労働時間についての正確な統計を得ることは困難である。いま少し下がつてからの統計を左に少し掲げる。

## 十九世紀後半に於ける英國労働者の労働時間

週労働時間	一八五〇	一八六〇	一八七〇	一八八〇	一八九〇
造船	五八	五七	五三	五二	五一
工					



製鐵工	製機工	煉瓦工	大工	ペンキ工	印刷工	製本工	化學工	磚石工	陶工	パン工	仕立工	製靴工	靴下製工
六〇	六九	六〇	五八	六〇	六〇	五九	六〇	五六	五八	七一	六八	六六	五三
五九	五九	五六	?	六〇	五九	五九	六二	五六	五八	六九	六一	六〇	五九
五八	五八	五八	?	五六	五七	五七	六一	五四	五七	六〇	六一	五七	五八
五四	五四	五四	五二	五四	五四	五四	六一	五三	五五	六〇	五八	五五	五六
五四	五四	五四	五一	五三	五五	五四	六〇	五二	五五	五七	五七	五四	五六

(Nositz, Haus von, Das Aufsteigen des Arbeiterstandes in England, 1900, S. 499.)

我國の資本主義發達の初期の段階に於ける労働時間もまた随分と長い。左表の如きは其の最も顯著なる事例である。明治四十年代になると若干短縮されてはゐるが

それでも一日平均就業時間十一、二時間である。

織物女工労働時間表

機業地	季節	節別	労働時間	始業時間	終業時間
東京府八王子	自自	三三	十五時	午前六時	午後八時
京都府西陣	自自自自自	一三三三三	十三時	午前六時	午後八時
京都府丹後	自自	四四	十六時	午前六時	午後九時
大阪府堺段通	自自	四四	十二時	午前七時	午後六時
新潟縣	自自	四四	十七時	午前六時	午後六時
中魚沼郡	自自	四四	十七時	午前六時	午後六時
栃木縣足利	自自	四四	十五時	午前六時	午後九時
愛知縣中島郡	其夏	季季	十六時	午前六時	午後九時
愛知縣知栗郡	春夏秋冬	季季季季	十五時	午前六時	午後九時
丹羽葉栗郡	春夏秋冬	季季季季	十五時	午前六時	午後九時



静岡県濱松	自九六	月至至	五八	月	十三	時	間	同	午	前	七	時	同	午	後	八	時
岐阜縣笠松	自自	自六三	月至至	五八	月	十五	時	同	同	前	五	時	同	同	後	九	時
福島縣川俣	自自	自九六	月至至	五八	月	十五	時	同	同	前	五	時	同	同	後	九	時
福島縣田村郡	自自	自九六	月至至	五八	月	十五	時	同	同	前	五	時	同	同	後	九	時
福島縣福井市	自自	自九六	月至至	五八	月	十五	時	同	同	前	五	時	同	同	後	九	時
石川縣金澤市	自自	自九六	月至至	五八	月	十五	時	同	同	前	五	時	同	同	後	九	時
富山縣富山市	自自	自九六	月至至	五八	月	十五	時	同	同	前	五	時	同	同	後	九	時
福岡縣久留米	永短																

(工務課『織物職工事情』一九二〇頁)

次に最近に於ける各國の労働時間の現状を見んに左表の如く八時間労働日が大部分を占めてゐる。

各國に於ける最近の労働時間 (一九二五年)

國 別	工場數	労働者數 (一千人)	部分時間 の百分	全時間工の百分比	
				四十八時 以下	四十八 時以上
オーストリア	—	三九	四八	三二	八三
ベルギー	二七三	三二	〇五	一八	九三
チェコスロバ キア	九	六	九一	九八	八三八
デンマーク	一六、四九	九	三一	〇六	九六
エストニア	九五	六	〇五	四〇	四四
ドイツ	七三、二八	三八六	九一	七二	六三
ハンガリー	—	九〇	—	二六	一〇七
ラトヴィア	—	二〇	—	六三	四九
オランダ	四、三三	一八五	〇四	一五	一〇一
ポーランド	八〇	一八	二二	五五	四四
スペイン	三六九	三五	一六	七二	一四
スウェーデン	六九七	三五	七〇	八四	三五
スイス	四、二九	一六	一一	三〇	三六

(International Trade Union Movement, Vol. IX (1929) 30. The Encyclopaedia of the Social Science, Vol. 7, p. 483.)



最後に我國の最近數年間に於ける労働時間の動靜を見よう。(労働統計要覽昭和八年版)

	工場	鑛山	交通業
昭和二年	一〇・二六	一〇・〇八	一〇・四一
同 三年	一〇・二二	一〇・〇二	一〇・四七
同 四年	一〇・一四	一〇・〇一	一〇・四一
同 五年	一〇・〇五	九・五五	一〇・三四
同 六年	一〇・〇〇	九・五三	一〇・二六
同 七年	一〇・〇一	九・五三	一〇・一六

大正八年、ワシントンに於ける第一回國際労働會議に於て、工業に於ける労働時間を一日八時間、一週四十八時間に制限することに決定を見たが、我國は特殊國として一日九時間半、一週五十七時間の例外を求めた。もちろんこの例外的制限は今日に至るも我國に於て法律によつて規定せられてゐない。それ以上の労働時間が普通である。

云ふまでもないことであるが、労働時間の短縮が要望せらるゝ場合、通常労働賃銀はそのまゝ與へらるべきことが前提せられてゐる。労働時間短縮の問題も、かくして實際には、時間労働賃の騰貴にならねばならぬからである。労働時間短縮の場合、労働能率

の増進労働強度の激化によつて、實際には、労働の事實上の、また永續的の、騰貴を所期することにはなほだ困難ではあるが、労働時間短縮によつて労働賃がそれだけ減額せらるゝことは、この場合思ふてはならぬし、また事實上この理由によつて、さうなつてはゐない。長時間労働と低労働賃との事實は、歴史的に證明さるゝところである。

なほ労働形態との關聯に於てこの問題を見んに、時間拂労働に在りて、一日總労働時間に對し、いくばくの労働賃として支拂はれる場合には、労働時間短縮せられても労働者側に於て直接的には何等の痛痒もない。が各一時間毎に支拂はれる場合、または請負制度の場合には、それだけ労働賃額が減少せらるゝ危険があるやうに見える。しかしこの問題については、おほぼと述べる労働時間と労働能率との問題がよく説明するであらうし、また労働賃はその形態の如何に拘はらず、労働者の生活資料額を顧慮して決定せらるゝ事實によつてもまた解決せらるゝであらう。

労働日問題には日曜日休業の問題、休暇の問題をも含まれるが、その現代的意義はかかる問題を一般的に是認しつゝ、一週或は一日幾時間労働日であるかの問題である。

最後に一日(一週)いくばくの労働日が適當であるかの決定は、しかく簡單ではない。それは前に述べた労働日問題についての各視點から答へられねばならぬ。同一社會



に於てもそこに見解の相違があるのは當然である。

(一) 資本家的には、従つてまたいはゆる労働科学乃至工場管理の視角からは、最大労働能率を發揮させる一日労働時間が望まれるであらう。すなはちいはゆる労働の最能力率 (optimum of labour) が問題であらねばならぬ。この場合労働疲労が翌日まで持ち越されないこと、更にまた労働者の労働能率ある年限がそれがため餘り短縮せざること、と云ふ限界がつけられるが、この限界が嚴守されることはむしろ稀らしい。より以上の労働強度が行はれがちである。

(二) 労働者の生活状態、労働力の保持、増進、労働者の文化的教養等々への顧慮からして、労働時間短縮の決定要素のいくばくかが與へられる。社會の輿論、労働組合、労働運動などの媒介によつて。

現今に於てはかゝるいろいろなる顧慮からして、一日八時間労働が一先づ適當なる標準労働日として認定せられてゐるやうである。が他のもろもろの社會的條件(例へば失業對策の一として)からは、更に一段の短労働時間が要求されるであらうし、また現に或る國に於ては實現されてもゐる。

なほ労働時間の技術的決定にはさまざまの決定要素乃至條件が參加するであらう。

休息時間を加算すべきや否や、時間外の労働の適否、始業時間と終業時間、産業に因る差別、年齢體性別による差別、氣候による差別等々。

さて吾々は右の労働時間問題についての要領の下に、いよいよこの問題に於て特に問題となり得べき二三のものゝ分析につき進まう。

## 二

**労働時間と労働能率(労働強度)** 労働時間短縮運動の原因としてはいろいろと考へらるゝであらうが、その主要なるものゝ一として労働能率は労働時間の長きに從ひ減退すると云ふ一般的原则が科學的に證明せられ、企業家によつて採用せられたことが挙げらるゝであらう。(一)労働能率は短時間労働の場合に於て、長時間労働の場合に於けるよりもより一層増大するがゆゑに、企業家は短時間に従前よりもより多くの生産結果を獲得することが出来る。尠くとも同じ生産結果を短時間労働にて獲得することが出来る。更に過長労働は労働力を短い年限にて消耗してしまふ。消耗労働を頻繁に補充することは労働力の再生産費を増加することになる。(二)労働者側に於ては短時間内に於て従前よりもより多くの勞賃額、乃至は尠くとも同じ勞賃額が得られる。



のみならず餘裕時間を他の生活目的に充てることのできる。

後にも述べるやうに、労働日短縮の問題は産業革命完成のち各國に於て漸次發展の歩をすくむるばかりであり、その背後に労働者側からすら労働運動の勢力を、何は兎もあれ、その主動原因として數へねばならぬにしても、なほ資本家側に於けるこの労働時間と労働能率との關係についての理解なくして、この問題の進展を考へることはできない。勞時短縮問題に於ては、労働運動からする勢力と相俟つて、この勞時短縮——高労働能率の資本家的計量が大いに働いてゐるのである。

産業革命の初期に於ては、長時間労働が企業家の利潤獲得についての唯一の方法であつたことは既に見た如くである。當時は最長労働時間でなしに最短労働時間を規定せる諸法規があつたほどである。短時間労働が企業家の利潤を減退せしむるはもちろん、労働者をして遊惰に流れしむとの考へすら行はれてゐた。企業家は労働者にとつて過長労働時間を強ひるることによつて競争場裡に勝利者となることのできた。ナツサウ・シニオルは一八三七年、『工場法に關する書簡』に於て、企業家利益は毎日の労働時間の最終時間から生ずる。だから毎日十一時半労働を十三時間に増加する時、純益は倍加し、十時間半に短縮する時、純益は消滅する、と云つた。そしてかの英國の十時間

法案に對する反對的理論を提供したのであつた。長時間労働による企業家利潤の増大は、當時與へられてゐた事實であり、その效能を説く學者の多かつたのは正に當然であらう。

しかるに英國に於ける十時間法案をめぐつて、この長時労働に對する反對として、短時労働と高労働能率の關係が多くの實際家、學者によつて明にせらるゝこととなつた。資本家は短時間労働に於てなほ且つ従前の長時間労働に於けると同様の、乃至はより以上の労働能率、生産結果を期待することができるとの福音である。労働時間が少くても労働能率さえより以上挙げればいゝではないか——これは實になんでもないあり來りの常識だ。がこれを一の科學的證明の裝で現はしめるに至つて、一の問題となり得る。ブレンターノ、アツベ等の學者によつてこの労働時間と労働能率(労働強度、労働能率)との關係が科學的に實證せらるゝに至つて、勞時短縮問題の基本的理論が樹てられたわけである。この點に關する若干の研究、調査報告の一端を掲げて置く。(この場合請負勞賃である。だから勞賃額の増加せるは労働能率の増進を示す。)

ツアイス工場に於ける時間短縮前後の比較表 (エルンスト・アツベの研究)



	九時間労働自一九〇〇年四月 至一九〇〇年三月	八時間労働自一九〇〇年四月 至一九〇〇年三月
一年間労働時間總數	五五九、一六九 <small>時間</small>	五〇九、五五九 <small>時間</small>
同労働者一人の平均労働時間總數	二、四〇〇	二、一八七
同労働銀支拂總高	三四五、八九九 <small>圓</small>	三六六、四八四 <small>圓</small>
各労働者一時間當り所得高	六一、九 <small>ペニ</small>	七一、九 <small>ペニ</small>
右百分率	一〇〇、〇〇	一一六、二〇
一時間平均動力の消費	四九、二 <small>キロワット</small>	五二、〇〇 <small>キロワット</small>
右の内有效動力	二三、二 <small>キロワット</small>	二六、〇〇 <small>キロワット</small>
有効動力の動力消費	一〇〇、〇	一一二、〇〇
總量に對する百分率		

(福田博士、労働經濟講話九三九頁——因みに同博士のかゝる問題についての我國への最初の紹介、問題提出の成績は没し難い)

ベルギー石炭坑に於ける八時間制の結果

年次	採炭夫一人當り出炭量	坑内夫一人當り出炭量	坑内外夫一人當り出炭量
一九一九	三三一四	六六一	四四六
一九二〇	三三二五	六七九	四六二
一九二一	三三二二	六六三	四五三
一九二二	三三四四	六八一	四五五

一九二三	三四九九	六九三	四六九
一九二四	三四八一	六六八	四五四
一九二五	三五五五	六九八	四七二
一九二六	三八七九	七五〇	五〇二
一九二七	三九一二	七三八	五一四

(大西清治『労働醫學概論』八七頁)

この労働時間と労働能率との問題について注意すべきは、多くの學者の主張するが如く、この労働時間短縮と労働能率増進とを金科玉條と考へてはならぬと云ふことである。この命題の眞の意義を見通してはならぬと云ふのである。この命題をさきの古典的なる長労働時間——最大利潤の命題に單純に對立すべきではない。兩者は矛盾對立の關係に在るのではない。前者が間違へる命題でないと同様、後者は前者をも包含しての更に廣き正しき立言である。例へば福田博士のこの點についての主張は誤謬に充ちてゐる。(労働經濟講話)

ひとが長時間労働の場合、短時間労働の場合より多くの資本家的利潤が獲られる、と云ふ一般的命題を立てる時、短時間労働に於ては労働強度がより激化したために長時間労働の場合よりより生産結果が多い、すなはち總労働量の支出が多い、と云ふこと



を決して否定するものではない。前者の一般的命題は後者の命題を包含し得るより廣き命題である。後者が誤りでないと同様、前者も依然として正しい。もちろん長時間を讚美せる學者がこの關係をよく知つてゐたと云ふのではない。後者は或る條件の下に於ける特殊的なる命題である。一日労働に於ける總労働能率、總労働支出量を可能的最大限にするには、生理的に一定の限界がある。この限界を超ゆれば却つてそれは減退すると云ふにすぎない。そして或る場合に於てこの限度以上を超えての労働時間が實際に行はれてゐたといふにすぎない。この労働時間と労働能率との關係についてのブレンターノ、アツベ等の立言を正しいとすると同時に、なほ長時間労働と利潤増大の一般的命題を信ぜないわけには行かぬ。

労働日延長は、一般的に、企業家の本能的欲求である。労働日短縮はたゞ特殊の條件の具はれる場合にのみ推奨される。機械の使用に伴ひて勞時延長の衝動が再び甦み返つたが、それは社會的反抗によつて壓伏せられた。が最近段階に於ける世界恐慌の打開への腐心、各經濟ブロックの激烈なる對抗は、必然にまた労働時間の延長を結果するかに見える。戦後から最近に至るまでの英、獨、伊などに於ける労働時間延長の氣運は、恰も世界の氣勢であるであらう。

さきにも一言したやうに、勞賃高はさし當り労働時間短縮とは關係がない、勞時短縮に伴うて勞賃が下落することはあり得てはならない。實際の事情は恰もその反對である。労働時間の過長なる場合、勞賃高低く、労働時間の短縮せられた場合、勞賃高は高い、といふのが普通である。いまその一事例を擧げる。

労働時間と勞賃高 (シユルツエ・ゲバアニツツ)

	一織工一週間の生産高	一ヤード當り勞働費	一日の勞働時間表	織工一人毎週の平均所得高
獨逸及瑞西	四六六 <small>ヤード</small>	〇・三〇三	一二	一一・八 <small>志片</small>
英 國	七〇六	〇・二七五	九	一六・三
米 國	一一〇〇	〇・二〇〇	一〇	二〇・三

(福田博士「労働經濟講話」九〇四頁)

さてこの理由は何であるか。先づ最初に勞時短縮せられたる場合は、労働能率が一段と高まるが通常とすれば、それに伴うて勞賃額の増大するのは當然である。また労働時間の長き場合には、長労働時間に對する競争が益々労働供給を過剩ならしめ、一般労働率を下降せしむる。更に勞時短縮の場合に於ける勞賃率の上昇は、それ自身の理由に因る以外に、勞賃率向上に對しての労働運動の結果たることも多いであらう。



最後に一言することによつて、この項を終らう。この労働時間と労働能率との関係から視たる労働時間短縮は、しかし、すでに豫見できるやうに、果して労働者階級に對してその望むところを充たし得るや疑問たらざるを得ない。けだし短縮せられたる労働時間に於ては、この立場からしては、當然に従前より労働能率は増進さるべく、このことはすなはち一定時に於ける労働強度の激化(労働支出量の増加)を意味するがゆゑに、労働者の疲労、労働力の早期消耗を依然として結果するからである。労働日短縮せられたる場合に於て必ず見るところの現象は、技術過程の合理化であり、新機械の使用であり、従つて労働強度の激化である。そこでこの短縮せられたる労働日に對しても、更に労働日短縮運動が労働者側から起つて来る。更に短縮せられたる労働時間に於ては同様のことが繰り返へされる。短縮せられたる場合に於ける労働能率増大を唯一の目的とするこの労働日短縮の意義は、それゆゑに、労働日短縮標準日問題の全部では決してないことを、吾々は結論としてこゝに明記して置かう。

## 三

夜間労働と交代制度 夜間労働問題乃至深夜業問題は労働時間問題の一特殊問題

である。労働日をなるだけ延長し、なるだけ生産機關を利用しようとする資本の衝動が、晝間はもちろん夜間をも労働者を引き離さざらんとするは當然であるが、人間労働日には生理的、道德的限界があることさきに述べたる如くであるから、終日二十四時労働を考へることは不可能である。そこで夜間労働を行ひ、生産機關の運轉を休止せざらんがためには他の方法がとられる。労働者を例へば甲組と乙組とに分ち、或る一定の時間を限り相互交代せしめることによつて、晝夜労働せしめる方法である。交代制度はそれゆゑに深夜業労働と極めて密接なる關係にある。もちろん晝間労働時間のうちに於ても交代制度は行はれ得る。婦人、幼年労働日の制限せられてゐる場合に於て特に行はれる。

この夜間労働は産業革命の初期より交代制度の形に於て旺んに行はれ、その他の國々に於ても亦この現象を見たのであつたが、後に述べるやうに、労働立法の整備によつて、先進資本國に於ては、最早や過去の事實となり了つた。我國に於ては漸く昭和四年七月一日以後に至り、深夜業は禁止せらるゝこととなつた(改正工場法第四條、工場主ハ十六歳未滿ノ者及女子ヲシテ午後十時ヨリ午前五時ニ至ル間ニ於テ就業セシムルコトヲ得ス、但シ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ午後十一時迄就業セシムルコトヲ得)。



これによつて深夜業から解放されたるもの、数は大約綿絲紡績に於て十五萬、絹絲紡績に於て四萬、毛織、モスリン業に於て七千、特殊ガラス工が一萬と云はれてゐる。いま改正工場法の範圍に於て就業時間が如何に割當てられてゐるかを見るに、――

- (一) 午後十時まで就業する場合(正味八時間労働)
- |    |               |       |
|----|---------------|-------|
| 前番 | 午前五時——午後一時三十分 | 休憩三十分 |
| 後番 | 午後一時三十分——午後十時 | 休憩三十分 |
- (二) 午後十一時まで就業する場合(正味八時間半労働)
- |    |             |       |
|----|-------------|-------|
| 前番 | 午前五時——午後二時  | 休憩三十分 |
| 後番 | 午後二時——午後十一時 | 休憩三十分 |
- (三) (前番正味九時間半労働、後番正味七時間半労働)
- |    |             |       |
|----|-------------|-------|
| 前番 | 午前五時——午後三時  | 休憩三十分 |
| 後番 | 午後三時——午後十一時 | 休憩三十分 |

(大阪商大研究所『深夜業禁止問題』八五―六頁)

深夜労働はかくして各國ともに大體に於て廢止せられたが、工業技術の點からその撤廢が到底不可能なるものがある。鎔鑛爐を使用する製鐵業、硝子工業等々。季節により制限せらるゝ産業もまた。

夜間労働に伴ふ諸弊害はさまざまなる視點から見らるゝであらう。(一)生理衛生の點から、労働力の保持、増進の點から夜間労働が如何に諸弊害を齎らすかは、幾多の研究報告がこれを證明する。特に婦人、幼年労働の場合に於てその弊害は著しい。(二)夜間労働が平均賃の低下を結果することも考へられる。特に夜間労働が一労働者の労働日を延長する傾ある場合、このことは顯著であるであらう。(三)家庭生活、結婚生活の破壊、その他多くの風教上の弊害、不満を結果する。

いまこのうち生理衛生上から視たる諸弊害につき我國に於ける労働衛生學の研究の成果の一端を紹介しよう。

すでに石原修博士の調査によつて、労働者の體重についての研究が發表されてゐる。紡績、印刷、製鐵の三業に従事する職工一三五八人について夜業一週間後の體重の平均一人減量二〇九匁であつて、次の一週間の晝業による恢復は平均一人一二〇匁にすぎない、八九匁が恢復し得ざる分量として残る。八木博士の調査によれば、前後二回の結果、夜業に於ては女工手の平均體重が晝業のそれに比し約七〇〇瓦乃至九〇〇瓦低いとせられる。

また昭和三年及び四年の深夜業廢止前後五ヶ月間に於ける職工罹病率を二〇六工



場に於て調査の結果、男工に於て六四四%、女工に於て三四%の確實なる減少が見られる(社會局、鯉沼氏の報告)。更に蒲生良達氏の研究「深夜業廢止の紡績工女の健康に及ぼす影響に就て」(社會政策時報第百十五號)の結論を擧げて見る。

- 一、深夜業廢止により某紡績工場寄宿舎工女の罹病數は就業患者數に於て二十八%、病氣休業患者數に於て三十二%減少せり。
- 二、深夜業廢止後、先番後番制により労働時間の短縮されたる九時間勤務の八時間労働と深夜業廢止前の適當の處に休憩時を設けたる晝業十一時間勤務の十時間労働との某會社紡績工女の身體に及ぼす影響は、先番時終業後に於て著しく體重の減少を見たる以外は殆ど特別の現象を見ること得ざりき。
- 三、先番時工女の終業後體重減少著しきは食事時間配置の適當ならざるに因るものならん。
- 四、労働時間短縮の紡績工女の健康に及ぼす影響は休憩時間を適當に考慮されたるに非ざれば其の效果なきものゝ如し。
- 五、某紡績工場の先番時の労働と後番時の労働と工女の健康に及ぼす影響は先番時より後番時の方、優るものゝ如し、殊に夏季に於て其の感あり。
- 六、夏季先番時は睡眠時間不足するものゝ如し、依て夏季先番時工女の終業後の餘暇時間利用中に約一時間の晝眠時間を配置するの必要あらん。
- 七、以上により考察するに工場による深夜は午後十時より午前五時迄なるも之れを午後十一

時より午前六時迄と改正さるゝ方、工女の保健上適當ならん。

各國に於ける労働時間、夜間労働、交代制度の諸問題を發展的に見ることはすこぶる興味ある問題であるが、それは殆んど各國工場法の發展を同時に意味するほどに、近世労働立法の中心部分を占めてゐる。こゝに詳しく紹介することは到底できない。こゝには我國改正工場法、および鑛夫勞役扶助規則に於ける労働時間の制限、深夜業の禁止、休日、休憩時間の設定に關する條項をあげてこの項を終らう。

### 改正工場法

- 第三條 工業主ハ十六歳未満ノ者及女子ヲシテ一日ニ付十一時間ヲ超エテ就業セシムルコトヲ得ス  
主務大臣ハ業務ノ種類ニ依リ本法施行後十五年間ヲ限リ前項ノ就業時間ヲ二時間以内延長スルコトヲ得就業時間ハ工場ヲ異ニスル場合ト雖前二項ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ通算ス
- 第四條 工業主ハ十六歳未満ノ者及女子ヲシテ午後十時ヨリ午前五時ニ至ル間ニ於テ就業セシムルコトヲ得ス但シ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ午後十一時迄就業セシムルコトヲ得
- 第七條 工業主ハ十六歳未満ノ者及女子ニ對シ毎月少クトモ二回ノ休日ヲ設ケ、一日ノ就業時間カ六時間ヲ超ユルトキハ少クトモ三十分、十時間ヲ超ユルトキハ少クトモ一時間ノ休憩時間ヲ就業時間中ニ於テ設クヘシ  
前項ノ休憩時間ハ一齊ニ之ヲ與フヘシ但シ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス  
夏期ニ於テ一時間ヲ超ユル休憩時間ヲ設クル場合ニ於テハ工業主ハ行政官廳ノ許可ヲ受ケ其ノ超ユル時間以内就業時間ヲ延長スルコトヲ得但シ其ノ延長時間ハ一時間ヲ超ユルコトヲ得ス



第八條 天災事變ノ爲又ハ事變アル虞アル爲必要アル場合ニ於テハ主務大臣ハ事業ノ種類及地域ヲ第三條、第四條及前條ノ規定ノ適用ヲ停止スルコトヲ得

避クヘカラサル事由ニ因リ臨時必要アル場合ニ於テハ工業主ハ行政官廳ノ許可ヲ得テ期間ヲ限り第三條ノ規定ニ拘ラス就業時間ヲ延長シ、第四條ノ規定ニ拘ラス十六歳以上ノ女子ヲ就業セシメ又ハ前條ノ休日ヲ廢スルコトヲ得但シ急速ニ腐敗シ又ハ變質スル虞アル原料又ハ材料ノ損失ヲ防ク爲必要ナル場合ニ於テハ繼續四日以上ニ亘ラス且一月ニ付七日ヲ超エサル限り行政官廳ノ許可ヲ受クルコトヲ要セス

臨時必要アル場合ニ於テハ工業主ハ其ノ都度豫メ行政官廳ニ届出一月ニ付七日ヲ超エサル期間就業時間ヲ二時間以内延長スルコトヲ得

季節ニ依リ繁忙ナル事業ニ付テハ工業主ハ一定ノ期間ニ付豫メ行政官廳ノ認可ヲ受ケ其ノ期間中一年ニ付百二十日ノ割合ヲ超エサル限り就業時間ヲ一時間以内延長スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ認可ヲ受ケタル期間内ハ前項ノ規定ヲ適用セス

### 鑛夫勞役扶助規則

第五條 鑛業權者ハ鑛夫ヲシテ一日ニ付十時間ヲ超エテ坑内ニ於テ就業セシムルコトヲ得ス

鑛業權者ハ監視ヲ主トスル業務又ハ間歇的ナル業務ニ従事スルモノニ付鑛山監督局長ノ許可ヲ受ケタルトキハ前項ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

第六條 鑛業權者ハ十六歳未満ノ者及女子ヲシテ一日ニ付十一時間ヲ超エテ就業セシムルコトヲ得ス

鑛業權者ハ選炭作業ニ従事スル者ニ付テハ鑛山監督局長ノ許可ヲ受ケ期間ヲ限り前項ノ就業時間ヲ十二時間迄延長

スルコトヲ得

第六條ノ二 鑛業權者ハ溫度攝氏三十度ヲ超ユル坑内ノ場所ニ於テ十六歳未満ノ者及女子ヲシテ就業セシムル場合ニ

於テハ其ノ者ヲシテ他ノ場所ニ於ケル就業時間ト通算シテ一日ニ付八時間ヲ超エテ就業セシムルコトヲ得ス

鑛業權者ハ溫度攝氏三十五度ヲ超ユル坑内ノ場所ニ於テ十六歳未満ノ者及女子ヲシテ就業セシムルコトヲ得ス

第七條 鑛業權者ハ十六歳未満ノ者及女子ヲシテ午後十時ヨリ午前五時ニ至ル間ニ於テ就業セシムルコトヲ得ス――

以下略――

なほ最近の世界恐慌に伴うて各國ともに失業者の續出に惱みつゝあり、その對策としてさまざまな方策がとられてゐるが、その一方策として労働時間を短縮することによつて、幾分でもの失業者を吸収するか、乃至は失業者の増加を防がんとすることが試みられつゝある。一般的労働時間の短縮は、他の條件にして同じであれば、労働力供給の減少を意味するがゆゑに、それは恐慌、不景氣による労働力の需要減退に恰も適應し得るからである。

この労働短縮の意義は決して新らしくはないが、最近特に具體的に各方面に問題とせられ、その具體的なる實行が將に行はれんとし、乃至は現に行はれつゝあるに於て、その近代的意義は大きい。その詳細については後章失業問題を論ずる際に譲る。



## 第十三章 婦人幼少年労働問題

### 一

この問題の意義 婦人労働問題と云つても、こゝでは特に近世労働組織の下に於ける婦人労働が、すなはち婦人の賃労働が意味せられる。幼少年労働もまた婦人労働と相似たる性質をもつてゐるがため、つねに婦人労働とともに、乃至はそれに附隨的に問題とせられる。

婦人労働および幼少年労働が何故に一般的労働問題とは別に特に問題となるか、何故に近世社會問題乃至労働保護の對象として男子成年労働と異なる取扱を受くるに至つたかは、左の如きはなほ常識的なる答解で充分であるがやうである。

一、婦人はその體性のゆゑに、工場労働によつて健康を害ふことが多い。特に出産、養育の役割を生理的に負はされてゐるがため、労働によつて累を子孫に及ぼす危険が多い。幼少年は過度労働によつてその正常なる發育を阻害されることがすこぶる多い。

二、婦人労働は婦人をして家政を抛ち、子女の養育を怠らしめ、家庭生活を破壊に導く恐れがある。幼少年労働には學修、教養の機會を失はしむる。

三、婦人幼少年労働は一般労働市場の勞賃率を引き下げしめ勝ちである。それらの労働の供給はそれだけ一般労働供給の増加を意味するのみならず、それらの労働の勞賃率は成年男子労働のそれに比し、一般的に低率であるからである。

四、婦人幼少年労働者は、政治的經濟的に概ね非獨立者なるを以て、團體的運動に對する訓練や能力に乏しい。

五、婦人幼少年労働者は自己の自由意志にもとづかないで、貧窮、無理解なる親、兄弟等の強制により、犠牲的に労働に従事せる場合が多い。

いまこれらについて一々例證を擧げない。工場婦人労働者の乳兒死亡率の報告のみを掲げて置く。

母の全數	出産數	死亡數	乳兒死亡率(出産千につき)
九四九	一六七	六一	一一四・五
機業に従事せるもの	二七八	六一	一一四・五
家事以外に何か仕事せるもの	六八	一〇	一四六・四



家事のみのもの  
不明

五二〇  
八七

六八  
一〇

一六五・三

(暉峻博士の八王子市機業女子労働者についての研究)

これらの婦人、幼少年労働者の諸性質のゆゑに、それらを保護し、または禁止するに至つたと云はれ得るが、これら諸性質を制約し、色づけたところの原則的にして具體的なモメント——近世工場工業に於ける機械の使用(それから分業にもとづく協業)を吾々は見通してはならない。實に機械の使用によつて婦人幼少年労働の相貌は一變した。近代婦人労働および幼少年労働は資本主義機械使用の最初の言葉であること云ふひとさえある。婦人(幼少年)労働の可否、またはその保護の可否は單に抽象的に云はれ得ない。婦人労働そのものは決して近代的のものではない。それは古き歴史を有つてゐる。

近世の工場工業が大規模に行はるゝにつれ、分業が行はれ、機械の使用が旺んとなるに至り、近世労働はすこぶる單純化された。そこではもはや以前の如き長き修練と教養との結果である手工的な熟練労働は必要としない。婦人幼少年の單純労働でこと足る。英國産業革命の發展に於て、如何に多くの婦人労働、幼少年労働がその下積みと

なり、犠牲となつたかの數多い例證を、吾々は容易に、産業革命史のうちから搜し出すことができる。婦人幼少年労働者の安い勞賃、長時間労働、非自由的なる契約、非衛生的、不健康的なる工場設備、寄宿舎等々の悲惨なる事實は産業革命の隨伴物であつた。我國の産業發達も亦この例に漏れるものでは決してない。我國纖維工業發達の跡は、いはゆる女工哀史を残してゐる。いまその一例として製絲工場に於ける女工の労働契約が如何に奴隸的であるかを示して見よう。

借入金證書

一金

但シ利息百圓ニ付  
一日金 錢 厘

前書之金

也正に請取借用候處實正也

右之貸借は

が大正 年度貴殿方へ製絲工女として就業に關し自分に於て借用せしも

のに付本人は如何なる理由の存するに拘らず故障なく其就業を完ふせしめ大正 年 月 日 限り元利共其賃銀を以て返済可致候若し病氣其他如何なる理由たるを問はず就業期間日貴製絲場に出勤せざるときは御請求に依り直ちに返済可致候依て保證人連帶責任を以て義務履行仕候若し本件に付き訴訟提起の場合は貴殿所在地の〇〇區裁判所に於て御請求せらるゝも異議無之候  
右異約無之爲め證人連印證書差出し後日の證となす如件



大正 年 月 日

借用主	縣 郡	番地
連帯保證人	縣 郡	番地
連帯保證人	縣 郡	番地

長野縣○○郡○○町  
○○館主○○○○殿

製絲工場契約證

取扱者印

(原籍地) 長野縣 郡

番地

戸主

(續柄)

工女

明治 年 月 日生

右之者今般左の條件に依り貴殿方製絲工女として就業爲致候事を諾約仕候

一、就業期間は 大正 年中とす但し貴殿の御都合に依り休業せらるゝ日ありとも異議なき事

二、本契約就業期間内は御指揮に依る貴殿工場に於て製絲工女として正當の事由を除く外欠勤せず就業爲致可申候事

三、賃金の儀は就業中の成績を御鑑査の上其等級に應じ一日金五錢以上毎月一回御支拂被下候事但し大正〇年〇月迄の分は年末閉業歸宅の際御清算の上御支拂を受くる事

四、本契約締結以前に本工女に關して他と雇傭契約其他本契約の履行を防ぐ可き契約等取結びたる事なきを確證致候事

五、本契約期間内は貴殿方に於て就業爲致可申他製絲家其他に於て本契約の履行を妨ぐべき如何なる事等にも從事爲致申間敷候事

六、本契約は工女本人承諾の上取結び候事

七、本契約に違反するときは其違約より生ずるの損害は本契約署名者連帯して賠償可致候事

八、本契約に關する裁判は貴殿所在地の管轄區裁判所たることを合意致候事

右契約證仍て如件

大正 年 月 日

(現住所) 長野縣

郡

番地

契約者

縣

郡

番地

被傭者

縣

郡

番地



保 證 人

長野縣〇〇郡〇〇町

〇〇組〇〇〇〇〇殿

(福田博士『社會運動と勞銀制度』三二〇—三頁)

二

婦人労働者の状態

まづ對象から決めてかゝらう。いはゆる婦人労働問題での婦人労働者とは労働に従事せるあらゆる婦人を意味するのではない。

一、先づ家庭内にて家事労働に従事せる家族婦人の労働は省かれる。この婦人の家庭労働の分量は恐らく豫想以上に大なるものがあらう。がかゝる家庭労働は近世的労働として登場すべく餘りになほ家族主義的である。

二、次に生産生活部門に於ても婦人の農業、漁業、林業等に従事せるものはこの場合、問題としないことにする。この種婦人労働者は特に我國の如きに於ては、その比率が高い。がこの労働はなほはだ前資本家的色彩に蔽はれてゐる。

三、それでこゝで問題の對象となるのは、近世工商業の領域に於ける近世的工場労働者及び商業交通業に於ける女子労働者である。

さてかゝる女子労働者の状態に一瞥を與へんとするのであるが、状態と云ふも主としてその労働人口を中心とすることにしよう。その勞賃状態については次項で述べらる。

まづ最初に本邦有業女子數から見て行かう。

本邦有業女子數及び比率 (大正九年國勢調査)

全 國	女子百中
本業女子(無職業者を除く)	九、七〇一、三三五
婢(住込家事使用女子)	五七二、八六四
從屬者中の副業女子	一、七五七、二七六
合 計	二一、〇三一、四七五
	四三・〇九

このうちには無償にて家事労働に服する女、特に妻女は省略してあるが、それでも女子人口の四割三分に當り労働年齢二〇——六九歳にある女子數の六割に當る。大戦前の歐洲諸國に於ける職業女子の平均比率をやゝ超える。次に我國に於ける本業女子労働者の數を見よう。



本邦本業女子数及び比率 (大正九年國勢調査)

	本業女子数	本業女子百中
總數	九、七〇一、三三五	一〇〇%
農業	六、三七八、三七二	六五・八
水産業	四一、二四九	〇・四
鑛業	九六、五四六	一・〇
工業	一、五八三、八九四	一六・三
商業	一、〇二九、六〇三	一〇・六
交通業	六二、〇一七	〇・六
公務自由業	三〇七、八〇七	三・二
其他の有業者	一九〇、三六三	二・〇
通勤家事使用人	一一、四八四	〇・一

農業に於けるもの約六割餘を占める。それ自身一つの問題であるがこゝではさし當り觸れぬ。工業に従事せるもの一割五分、商業のそれが一割が主なるものである。さてこゝで問題となる近世婦人労働としては近世工場工業及び鑛業に於ける女工女鑛夫である。

我國に於ける鑛業に従事せる女鑛夫数を見んに、

女鑛夫数及び比率 (昭和三年商工省調査) (昭和六年六月末・労働統計要覽)

總數	女鑛夫数	女鑛夫百中	女鑛夫数
石炭山	六〇、四五〇	一〇〇%	一五、九八三
金屬山	五四、六七七	九〇・四	二一、五九一
石油山	五、〇〇四	八・三	三、七四六
其他	三四三	〇・六	二一八
其他	四二六	〇・七	四二八

石炭山に於ては女鑛夫の大部分は鑛内労働者であつて、はなはだ不健康な状態に置かれてゐるが、女鑛夫の坑内労働の禁止は昭和八年九月一日より實行されることとなつた(但し除外例を設けた)。鑛業女子労働者の人数は漸次減少を辿るであらう。

(註) 鑛夫勞役扶助規則第七條

鑛業權者ハ十六歳未満ノ者及女子ヲシテ午後十時ヨリ午前五時ニ至ル間ニ於テ就業セシムルコトヲ得ス

同第十一條ノ二

鑛業權者ハ十六歳未満ノ者及女子ヲシテ坑内ニ於テ就業セシムルコトヲ得ス

次は問題の中心を成すところの工場工業に於ける女工である。が工業一般に於ける女子労働者数をも擧げて置く。



本邦工業従業女子数及び比率 (大正九年國勢調査)

業種	本業女子数	工業本業女子 百中各業女子	各業工業者 百中女子	女業主数	各業本業女 子百中業主
織物業	三六、三〇	二四・五	七三・六	六七、九三	一九・〇
生糸製造	三三、七三	一〇・六	八五・八	一三、八三	四・三
綿糸紡績	一三、六〇	八・四	七三・三	支	〇・〇
和服裁縫	九、五二	五・九	八三・一	七、八四	七・八
薬・麥稈・棕櫚 木細工	六、一五	四・九	七三・八	四、九三	五・三
計	九一、一六	七四・三	—	一九、七三	—

本邦工場工業に於ける女工数及び比率 (昭和七年工場統計表)

業種	工場数	女工数	各工場職工 百中女工
紡織工業	二一、二九七	七二〇、〇五一	八一・七%
金屬工業	四、六五一	七、六二七	七・八
機械器具工業	六、七三八	一五、六八三	八・一
窯業	三、二四五	一〇、七八三	一七・四
化學工業	三、六九五	四七、三四一	三四・八
製材及木製品工業	五、四三四	四、六〇一	七・六
印刷及製本業	二、九八八	五、九二〇	一一・三

食料品工業	一一、七二八	二二、〇三一	一五・三
ガス及電気業	五〇八	五八	〇・七
其ノ他ノ工業	六、〇三四	五四、一〇九	五二・一
計	六七、三二八	八八七、二〇四	五一・二

これによれば紡織工業に於ける女工数は歴倒的に多い。總數八八七、二〇四のうち七二〇、〇五一であつて八一%を占めてゐる。

次にこの工場婦人労働者数の消長はどうであるかを見んに、我國に於ては増加の途を辿りつゝあるに拘はらず、百分比は下向の傾向にある。例へば、――

民營官營工場に於ける女工数とその百分率

年次	女工数	百分率
大正三年	五八、六〇四	五七・三%
同 四年	五五、三三三	五五・五
同 五年	六六、八八三	五三・四
同 六年	七五、七九一	五〇・八
同 七年	七九、五〇〇	四九・七
同 八年	八七、一七〇	五三・五
同 九年	六三、五四九	五・九
同 十年	八四、六四四	五四・〇
大正十一年	九三、七八四	五五・五
同 十二年	八四、〇七六	五四・九
同 十三年	八九、四九三	五四・四
同 十四年	九六、九七	五四・六
昭和元年	九六、五四	五四・七
同 二年	九四、〇三	五四・二
同 三年	九五、二四	五四・五

(工場監督年報)



しかるに先進資本國に於ては、女子労働の進出は最近著しいものがある。そして百分比率も躍進的にあがつてゐる。歐洲大戦期に於ける女子労働者の活動および戦後行はれたる合理化の結果と看做すべきであらう。いま英國に一例をこる。

産業種別	一八九〇年	一九〇七年	一九二八年
紡績	六〇、六三	六二、二五	六三、一四
羊毛及毛絲	五六、四七	五八、三三	九〇、一四
陶磁業	三七、六八	四六、二一	五〇、一〇
食品製造業	一五、八一	二八、七八	三六、〇三
金屬業	六三、三一	七四、八〇	七二、〇七
煙草製造業	七、二七	五、八五	一三、〇四
捺染、漂白、染色、レース業	二七、〇九	二七、一一	三二、三二
裁縫業	五九、五九	六六、一一	六七、九六
製紙印刷、文房具	二五、八二	三五、九二	三七、四五
化學品製造業	九、五六	一六、〇二	一八、六九
紡織業	六〇、五八	六二、五二	六三、八九
非紡織業	一五、五一	二二、八〇	二七、〇九

(Florence, P. S., A Statistical Contribution to the Theory of Womens Wages, Economic Journal, Vol. XLI, p. 21.)

以上によつて主として本邦に於ける工場女子労働者数の状態を一瞥した。吾々は

それによつて女子労働が全労働のうちにて如何に大なる役割を演じ來り、また演じつゝあるかを知ることができる。特に纖維工業——紡績製絲業の飛躍的發達は、殆んど女工の可弱き労働によつて齎らされた。我國輸出業の大宗たるこの二つの工業が殆んど全く女子労働に負ふと云ふことはすこぶる重大なる問題であらねばならぬ。況んやこれらの女工の多くがなほ未婚の年若き女子であるにつけて、女子労働問題の意義はすこぶる深い。

なほこゝに見遁し難いことは、女子労働者の前資本家的労働領域から漸次新らしき資本家的労働領域への進出である。女子労働者の数の問題でなくしてその質の問題である。この女子労働領域の移動は、家族生活よりの分離、獨立職業婦人の發生、増加、諸種の社會的権利の獲得、男性的労働への蠶食等々の現象と平行し、相原因し合ひつゝもろもろの社會問題を生むであらう。

最後に我國に於ける幼少年労働者数を掲げる。(工場統計表、十六歳未満)

紡織工業	少年労働者數 (昭和五年)		各部門労働者總數中
	男	女	
	七、五五一	一四五、二〇七	一五二、七五八
			一六・九%



金屬工業	一、三〇四	三七二	一、八七六	二・〇
機械器具工業	四、二二五	九二二	五、一四七	三・〇
窯業	一、四九四	八〇四	二、二九八	三・八
化學工業	六四六	三、七一六	四、三六二	三・七
製材及木製品工業	一、四二四	二七八	一、七〇二	三・〇
印刷及製本業	二、二八三	六九四	二、九七七	五・六
食料品工業	一、四三六	一、一九六	二、六三二	一・九
瓦斯電氣業	七	一	七	〇・一
其他	二、〇九九	四、九三六	七、〇三五	七・七
計	二二、四六九	一五八、一二五	一八〇、五九四	一〇・七

この表によつて我國の幼少年労働のうち大部分が女子労働者であり、しかも紡織業に従事してゐることがわかる。

三

**女子勞賃の問題** 婦人労働者の平均勞賃率は男子労働者のそれに比し一般的に低い。男子労働者は、それがために、女子労働者によつて、その労働市場を漸次蠶食される

ことにならうし、また餘りに安き女子勞賃は、これを婦人労働者側から見てもはなはだ望ましからぬゆゑ、この點につき何等かの保護干渉が要求せられるといふことにもなる。いま我國に於ける男女労働者の平均勞賃率を比較せんに左の如し。女子勞賃は男子勞賃のほゞ三分の一乃至三分の二である。

我國に於ける男女労働者平均勞賃

労働者	統計局調(昭和五年)		労働統計實地調査(昭和二年)		日銀調(昭和五年)	
	男	女	男	女	男	女
工場労働者	三、五五	〇、九二	三、五	〇、五	三、三	〇、五
鑛山労働者	一、八〇	一、〇三	一、八	一、元	一、六	一、〇
交通労働者	二、〇三	一、〇四	二、一	一、一	一、一	一、一
			男に對する女比率	%		%
			三・六	四・五	三・三	一・四
			五・七	七・三	一・六	一・〇
			一、八	一、元	一、六	一、〇
			一、〇三	一、一	一、〇	一、〇
			三、五	四、五	三、三	〇、五
			〇、九二	〇、五	〇、五	〇、五
			三、五五	〇、九二	三、三	〇、五
			一、八〇	一、〇三	一、六	一、〇
			二、〇三	一、〇四	二、一	一、一

この事情は諸外國に於ても大體同じである。實にこの安い女子勞賃がその生産費を下げ、市場開拓に於ける最も有效なる武器であつたことは、各國わけても我國纖維工業の發達の跡を見ればよくわかる。

しからば女子勞賃は一般的に何故に安きか。

この問題に先づ最初に答へらるべきは、女子労働力の能率は一般的に男子のそれに



比し低い、女子勞賃が男子勞賃より低いのは當然である、と云ふことである。このことはたればとも承認せざるを得ないであらう。そしてこのことを他面から見れば、女子勞働力の價值すなはちその再生産費が男子のそれに比し安いことを意味する。勞働力の再生産費とは勞働者が引き続き生活して行くがために要する生理的文化的生活要品の價格である。女子勞働者のこれらの費目は男子勞働者のそれに比し安い。更に勞働者の修練、教育に費されたる費用も亦勞働力の價值決定に這入り込むべきであるが、これもまた女子勞働の場合には尠いのが普通である。

更に男子勞賃には自分自身の再生産のみならず、彼れの家族の生活費が含まれてゐる筈である。女子勞賃にも幾分這入る場合もないではないが、しかし全家族の負擔は通常女子の負ふところではない。産業革命以後、機械の使用は女子幼少年勞働の使用を促進したために男子の勞賃を全家族に分割するに至り、男子勞賃の家族勞賃たるものが漸次失はれることとなつたと云はれる。このことは認めねばならぬにしても、なほ男子勞賃が多分に家族勞賃たる性質を有つてゐることは否定できない。で私は男女勞賃率の相違の大なる原因をばなほ依然として、この家族勞賃であるか個人勞賃であるかに求めたい。

そこで女子勞賃の低率を、女子勞働力の價值が低いからであるとの右の説明はどうしても認めないわけには行かぬ。がなほこの説明のほかに女子勞賃の低價を勞働力の價值以下に販賣される事實に求むることもまた可能である。勞賃はその勞働力供給の過多のゆゑに、一般的につねにその勞働力の價值以下に下落せんとする傾向があるが、特に女子勞働の場合このことはなほはだしい。その理由としてはもろもろの事情が擧げらるゝであらう。婦人勞働使用部面の制限、その移動の困難、女子勞働が家族を補助する目的のためにせらるゝこと、女子勞働者それみづからの小遣りのためにせらるゝこと等々。更に女子勞働者は團體的な組織力に乏しい。勞働組合その他の組織的團結の力によつて自己の生活を改善せんとする力に乏しい。勞賃率の維持向上、少くとも勞働力價值維持を達成し得ない最も大きい原因であるであらう。

#### 四

婦人幼少年労働の保護 婦人(幼少年)労働は、以上述べ來つたところからも知らるゝ如く、成年男子の労働と比べてさまじまの性質を有つてゐるがため、特に社會的に保護せらるべきである。この婦人幼少年労働保護の問題の社會的意義はすこぶ



る大きく、すでに各國ともにこの點についての立法は可成りに整備せられてゐる。  
 第一に幼少年労働については労働年齢の制限が問題となる。十二歳、十四歳、十六歳、十八歳とその制限の年齢段階は時所により異にするが、義務教育年限の關係もあつて、この制限は各國に於て、やゝ差異を示しつつ立法化してゐる。

労働時間の制限、夜業の禁止、休日労働の禁止、休憩時間の決定等は女子幼少年労働保護の最も重要なものであるが、それについては既に前章に於て詳しく吟味したところである。

生命、健康、風俗に害ある仕事、工場に於けるこれらの労働は禁止乃至制限せらるべく、またその設備に改善が加へられねばならぬ。

女子は生理的事情のため、月経時、懐胎時、産前産後に特に保護せられねばならぬ。また女子労働のため主婦の任務を怠り、家庭生活を破壊するが如きこと尠からしむるため、特別の用意、保護が必要であらう。

労働條件、特に勞賃支拂に關しても女子幼少年労働者には特に保護規定が必要である。

いま我國現在に於けるこれら労働保護に關する立法の一端を左に紹介して置く。

改正工場法

第三條

第四條 十六歳未満の者及女子の労働時間の制限に關するこの條項は前出

第七條

第九條 工場主ハ十六歳未満ノ者及女子ヲシテ運轉中ノ機械若ハ動力傳導裝置ノ危險ナル部分ノ掃除、注油、検査若ハ修繕ヲ爲サシメ又ハ運轉中ノ機械若ハ動力傳導裝置ニ調帶、調索ノ取附若ハ取外シヲ爲サシメ其ノ他危險ナル業務ニ就カシムコトヲ得ス

第十條 工場主ハ十六歳未満ノ者ヲシテ毒藥、劇藥其ノ他有害品又ハ爆發性發火性若ハ引火性ノ料品ヲ取扱フ業務及著シク塵埃、粉末ヲ飛散シ又ハ有害瓦斯ヲ發散スル場所ニ於ケル業務其ノ他危險又ハ衛生上有害ナル場所ニ於ケル業務ニ就カシムルコトヲ得ス

第十二條 主務大臣ハ病者又ハ産前産後若ハ生兒哺育中ノ女子ノ就業ニ付制限又ハ禁止ノ規定ヲ設クルコトヲ得

鑛夫勞役扶助規則

第十一條ノ二 鑛業權者ハ十六歳未満ノ者及女子ヲシテ坑内ニ於テ就業セシムルコトヲ得ス

鑛業權者ハ主トシテ薄層ヲ掘採スル石炭坑ニ就業スル鑛夫ニ付鑛山監督局長ノ許可ヲ受ケ前項ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

婦人労働問題、その發展、婦人労働保護問題等に對する態度はさまざまである。一體婦人労働問題は何處に行くべきか。すこぶる重大にして興味ある、だが困難なる問題である。



婦人、女子労働をなほ封建的に解釋し、たゞそれを恩惠的に保護するのみにて、女子の新職業の領域の擴大せらるゝについては好意をもたないものがある。女子の身體的自然的性質の特徴のゆゑに、その社會的地位の向上、改善の聲をも無視せんとするものである。また女子の男子との對等權を主張し、女子労働者の獨立を説き、個人主義の立場に立ち、この社會に於て男子との對等權の實現を望まんとするものがある。この際女子の社會的條件の對等を主張するについて、その自然的性質の特徴を無視し勝なることが往々ある。

いづれにせよ女子の解放運動、對等權の獲得、女子労働の保護等々の問題は、その身體的自然的特質についての深き考慮はもちろん、もろもろの社會的經濟的關係、條件と密接に結びついてゐることを忘れてはならないであらう。

## 第十四章 最低勞賃制度

### 一

**序言** 労働者の勞賃は、自由競争に放任せらるゝ限り、その然るべき價格に歸着すべきであつて、いたづらに人爲の干渉を試みるも所詮徒勞であるとは自由主義經濟學の教ふるところである。生存費説に依れば、勞賃は結局に於て労働者およびその家族の生理的文化的生活資料の價格に歸着すべきである。

しかるに實際の状態は労働者がつねに生活資料の價格を獲得してゐることを示さない。資本の高度化の進行により、労働需要は相對的に減少するに拘はらず、労働供給は依然として同じであるとするならば、そこに労働過剰の現象を生じ、失業、勞賃低下の現象を見るは明らかである。労働の需要供給の關係によつて、勞賃がその自然價格以下におち入ることはしばしば見るところである。

この現象に對して労働者は如何にしてその最低勞賃を防禦せんとするか。こゝにさまざまな労働統制の問題が生じ來るが、特に問題となるのは勞賃の最低額の保證の



問題である。組織力ある労働者は労働争議、労働組合の力を以て、團體的労働協約の形式により、最低賃賃を獲得するであらう。このことは労働組合の發達せるところに於てしばしば見るところである。がいまだ労働組合發達せず、かゝる團體的契約の存在せざる國または産業部門に於ては、かゝる自助的方策による最低賃賃の保證はこれを期することができない。こゝに最低賃賃を法律により一般的に保證しようとすることが要望せらるゝわけであるが、現今に於ては最低賃賃のかゝる一般的なる立法化はまだいづこに於ても實現せられてゐない。

最低賃賃以下におち込める労働者群は、しかし乍ら總じて、近世工場工業に於ける熟練労働者の間に於けるよりは、やゝ前期的なる家内工業に於ける無組織的なる不熟練労働者、女子兒童労働者の間に見らるゝ。わけてもいはゆる Sweated industry のこれら労働者の間に見らるゝ。そこでは長時間労働、衛生設備の缺如とともに低賃賃は普通の現象であるとせられてゐる。それで實際に於て、この最低賃賃を社會的に保證しようとする社會的努力は、家内工業に於けるこれら労働者群の賃賃に先づ最初に向けらるゝに至つたのは自然であらう。

最低賃賃制度は、かゝる事情にもとづき、問題とせらるゝに至つたが、それはもちろん労働者側に於ける正常賃賃獲得運動の現はれに外ならないが、同時に企業者側からは、かくして労働争議が可及的に防止せられ、且つまた最低賃賃制の確立によつて労働者の能率が上昇せらるゝであらう、ことが期待せられてゐる。

労働時間の制限はすでに前世紀の中葉頃より先進資本國に於て立法化されて來たが、最低賃賃保證の立法化はなほ近代的东西のものであると云つていい。前世紀末に初めて行はれたが、諸國に於てこれを見るやうになつたのは歐洲大戰後のことに屬する。労働時間の法定より労働賃銀の法定が、かく遅れた理由として次のことが挙げらるゝであらう。一、この制度の企業収益、競争力に及ぼす影響は、勞時制限のそれよりは一層直接的でありまた大である。二、立法上、行政上、技術的にすこぶる困難、繁雜が伴ふ。労働時間の制限は一般的に自然的に法定し得るが、賃賃額の法定は社會的にさまざまな複雑さを有つてゐる。

## 二

その實施 最低賃賃銀制度が實施せらるゝに至つたのは比較的最近のことである。一八九四年後進資本國であるところのニュージーランドに於て初めて實施された。勞



働争議に關する強制的和解裁判制度と關聯してこの制度が設けられた。ついで濠洲ビクトリア州に於て一八九六年これに倣つて最低賃賃法 (Victoria Minimum Wage Law) が制定せられた。この法律はやゝ試験的暫時的の性質をもつてをり、その適用範圍も制限せられてゐたが、その實施の成績が良好だったのでその後改正せられて今日に及んでゐる。當時この國に於ては長時間労働、低賃賃のもつぱら行はれる苦汗制度が大いに流行し、その弊害に對抗するため反苦汗制聯盟が組織されたほどである。

英國に於ては今世紀の初め、未組織未熟練労働者の苦汗労働の諸弊害が問題となり、<sup>ラスペン、ケグリスティム</sup> National Anti-sweating League が組織され、労働黨およびその他の團體と協力してそれが弊害の除去に努力した。その結果英國議會の調査となり、ビクトリアの制度に倣つて一九〇九年労働賃局法 (Trade Board Act) が議會を通過し、翌年から實施せられた。それは洋服裁縫、紙函製造、機械製レースの仕上げ、鎖製造の四つの産業に適用され、適用従業員は約二十五萬人と數へられた。更に一九一三年菓子および砂糖漬、シャツの製造、或る種の裁縫業、食器類の製造、綿布およびリネンの縫取業の仕事に適用されることとなつた。いづれも Sweated industry である。ついで一九一八年にはこの法律は他の未組織労働者にも擴張適用されるに至つた。なほ英國では一九一二年の炭坑労働者の同盟罷業

の結果、炭坑最低賃賃法 (Coal Mines Minimum Wage Act) が獲得された。

米國で労働組合の團體的契約によつて男子労働者は高率賃賃が確保され、法律による賃賃の固定は一般に避けられた。が女子、兒童賃賃の低率に對する保證は、他の國の例に倣つて要望せられ、マサチューセツ州に於て初めて最低賃賃制度が施行せられ、漸次他の諸州へも擴がつて行つた。

歐洲大戰後に至つて歐洲の他諸國がこの制度を實施することとなり、更に一九二八年の第十一回國際労働會議に於ては、この最低賃銀法採用の問題が議題となり、その結果決議せられ、各國にそれが採用を勸告することとなつた。いまこの國際労働會議に於て可決せられたる條約案を左に掲げて置く。

第一條 本條約案を批准する國際労働機關の各締盟國は團體協約またはその方法により賃銀の有効なる規律のための施設存せず且例外的に低廉なる一定の職業または職業の部分(特に家内労働)に使用せらるる労働者のために最低賃銀決定機關を創設または維持すべきことを約す、この條約の目的上職業なる語は製造業及び商業を包含す

第二條 各締盟國は當該職業またはその職業の部分に於ける労働者及び使傭者の團體(若しあらば)と協議の後何れの職業または職業の部分、特に何れの家内労働または家内労働の部分に第一條の最低賃銀決定機關を實施すべきやを定むる自由を有す

第三條 各締盟國は最低賃銀決定機關の性質及び形態並に機關の運用方法を定むるの自由を有す但し



一、職業または職業の部分に機關を實施するに先だちこれに關係ある使傭者及び勞働者の代表者（使傭者團體及び勞働者團體ある場合には各團體の代表者をも含む）並にその他の人にして職業又は職業の部分上特に資格を有し權限ある官憲に於てこれと協議するを便宜なりと認むべきものに諮問することを要す

二、關係使傭者及び勞働者は如何なる場合にも同數に於て且同等の條件の下に當事國法規の定むる方法及び範圍に於て機關の運用に參與せしめらるることを要す

三、決定せられたる最低賃銀率は關係使傭者及び勞働者に對し拘束力を有し機關に屬する權限ある官憲の一般的または特別の許可を受くるに非ざれば個人的契約または團體的協約によつて之れを引下ぐることを得ず

第四條 本條約を批准する各締盟國は監督及び制裁の制度により關係使傭者及び勞働者に全部最低賃銀率を提出せしむると同時に之等の率の適用せらるゝ場合に於て率よりも低き賃銀が支拂はるゝことなきを確保するに必要なる處置を執るべし最低率の適用を受くる勞働者にして之等の率より低き賃銀を支拂はれたるものは當該國法規の定むる時間上の制限に従ひ裁判所又はその他適當なる手續によりて支拂不足額を回收する權利を享有するものとす

第五條 本條約に於て批准する各締盟國は最低賃銀決定機關の實施せらるゝ職業又は職業の部分の表を示し摘要を毎年國際勞働事務局に通告すべし右摘要は機關の實施の方法結果及び簡略なる様式に就て適用を受くる勞働者の概數決定せられたる最低賃銀率及び最低率に關係ありと認めたる他の條件あればその中比較的重要なるものを指示すべし

この條約案に對しては、我國政府は主義に於て反對ではないが、國內の諸事情との理由で以て、それを批准するに至らなかつた。で我國は勞働者階級多年の要望にも拘は

らず、いまだ最低賃賃制度の制定を見るに至らない。たゞ僅かに昭和三年日本海員組合が日本船主組合との間に協定せる私的最低賃銀制度が存在するばかりである。

(註一) いまこの制度の實施せられてゐる國産業勞働者を示せば左の如し。

國名	制定年度	職業の種類	勞働者の範圍
ニュージランド	一八九四	一切の職業	全
濠洲(六州)	一八九六—一九一〇	一切の職業	全
イギリス	一九〇九	政府の指定	全
アメリカ(十六州)	一九一二—一九二三	一切の職業	女子及少年
フランス	一九一五	數種の家内工業	女・子
メキシコ	一九一七	一切の職業	全
カナダ(七州)	一九一七—一九二〇	一切の職業	女子
オーストリー	一九一八	一切の家内工業	全
ノルウェー	一九一八	數種の家内工業	全
アルゼンチン	一九一八	一切の家内工業	全
チエツコ・スロバキヤ	一九一九	一切の家内工業	全
ルーマニア	一九二〇	公共事業	全
ハンガリー	一九二三	農業	全
ドイツ	一九二三	一切の家内工業	全
南アフリカ	一九二五	一切の職業	全部



イタリ 一九二六  
 スペイン 一九二六

一切の職業  
 一切の家内工業

全 部  
 全 部

(林癸未夫、社會政策各論九四頁)

(註二) 日本海員組合の獲得せる最低賃銀制度はこゝに問題とするところの國家の權力による公的性質のものでないが、かゝる制度の我國最初のものであるので、當時世間の耳聽をそばたしめた。考のためそれを左に掲げて置く。

▲普通船員標準給料最低月額規定

一、普通船員標準最低月額額は次表による

水夫長、火夫長、船長	海上實歴	三五〇〇噸以上	自一五〇〇噸至三五〇〇噸	自一五〇〇噸至三五〇〇噸
大工	八ヶ年	七五圓	七〇圓	六五圓
舵夫、油差、料理人	四ヶ年	七〇圓	六五圓	六〇圓
水夫、火夫、石炭夫、炊夫	一年六ヶ月	五七圓	五五圓	五〇圓
給仕	一年六ヶ月	四〇圓	三八圓	三五圓
		三八圓	三八圓	三五圓

二、倉庫番若しくは副汽罐番の職に従事する水夫若しくは火夫は各一人に限り月額三圓の手當を支給す  
 三、各部見習の見習期間は乗組後六ヶ月とし右期間中は給料月額金十五圓を支給す  
 右期間を超ゆること六ヶ月未満のものにありては給料月額金三十圓、一ヶ年未満のものにありては給料月額三十五圓を支給す

四、第一項の海上實歴年限を有せざるものは本協定實施の際標準給料最低月額と現在給料月額との

差額を第一項の海上實歴年限と現在海上實歴年限との差に一を加へたる數を以て除したる金額を増給す但し現在給料月額右の方法により算出したる給料月額をこゆるときはそのまゝ據置き減額せざるものとす

五、海上實歴一年六ヶ月未満の水夫若しくは火夫及石炭夫を雇備し得べき員數は見習を除きたる各部員總數の各一割五分を限度とす但し端數は五捨六入とす

六、本規定は昭和三年七月一日より是を實施す

七、總噸數五百噸未満の船積乗組普通船員に關しては海事協同會に於て速かに調査成案すべし

昭和六年に至りて、海運界不況の影響をうけ、最低率の引き下げを見ることゝなつたが、海運界の景氣や、活況を見るに至りて昭和八年従前の制度に復活することゝなつた。

三

**最低賃額の決定およびその機關** この制度に於て最低賃額は如何にして、何を標準にして決定せられるか。賃額の最低額を決定することがこの制度の趣旨であるからには當然に労働者の一般生活資料の價格、いはば労働力の自然價格がその標準として擇ばれるのが本筋であるやうである。事實もまたまさにさうなつてゐるが、なほこの規準のほかに一般賃率主義と云ふのがあつた。

さてこの最低生活費を規準としてとる立場に於ても、そこにはさまざまなる附帶的



なる問題が生じ得る。

第一に最低生活費のうちには、單に生理的に必要なる生活資料の價格のみでなく、やゝ文化的要素の價格もまた含ましむべきか、問題となる。生活資料の文化的要素と云ふも、それにはすこぶる伸縮性があるわけであるが、兎も角多かれ少かれ或る一定の文化的費目(交際費、娯樂費、教養費等)がそれに含まるべきであり、また多くの實例はこのことを示してゐる。いはゆる労働(力)の自然價格のうちにも、時處により變動する文化的道徳的費目が併せ意味せられてゐるのである。

次に最低賃賃額には家族の生活資料の費用をも含ましむべきか否か、議論の對象となるが、労働の自然價格は妻子の生活費をも併せ包含してゐるのであるから、當然にこの場合家族賃賃を加へたるものでなくてはならない。だが家族生活費の算出は、その數の如何により異なるわけであつて、それが決定には可成りの困難と複雑さが伴ふのが普通である。たゞ女子賃賃は概ねかゝる家族賃賃たる性質を缺いてゐることは、諸國の例の示すところである。最低賃銀額は諸國に於ける生活様式の異なるに從ひ、若干高下のあるのもちろんであり、それが決定にはさまざまの技術的困難が伴ふ。物價指數、生計費統計などの完備も必要であるし、職業の種別、家族賃賃の有無に對する

顧慮は云ふまでもなく、時間拂、出來高拂、等々の賃賃支拂形態に對しても、また季節的不規則的労働に對しても、適當にその最低賃賃率を決定せられねばならぬ。

(註) いま歐洲に於ける法例が生活費、家族賃賃に對して如何に規定してゐるかの例を見よう。

“Sufficient to enable the average worker to whom it applies to live in reasonable comfort, having regard to any domestic obligations to which such average workman would be ordinarily subject.” (Western Australian Industrial Arbitration Act, 1912) “The minimum wage of an adult male employee shall be not less than is sufficient to maintain a well-educated employee of average health, strength, and his wife, and a family of three children, in a fair and average standard of comfort, having regard to the conditions of living prevailing among employees in the calling, in respect to which such minimum wage is fixed, and provided that in fixing such minimum wage the earnings of the children or wife of such employee shall not be taken into account. (Queensland Industrial Arbitration Act, 1916) (Richardson, J. H., A Study on the Minimum Wage, 1926, p. 35.)

右の生活費主義の外に一般賃率主義乃至公平賃率主義とも云はるべきものがしばしば最低賃賃率決定の標準として採られることがある。同種の職業乃至類似の職業に於て特に低額賃賃が支拂はれる場合、他の適當にして普通並の賃賃率が支拂はるべきことを規定するものである。通常家内工業の労働者に適用される。ドイツ、フランス、ノルウェー、チェッコスロバキヤ、アルゼンチンの諸國にその例を見る。例へばフランスの一九一五年の法律に於ては、最低賃銀額の標準は、同一地方の同種職業に於て普



通の能力を有する労働者に支拂はれる普通の賃賃額を以てすべしと規定せられてゐる。なほ右の外に企業の負擔を考慮すべしとの負擔力主義 (What the trade can bear) を云ふものがあつて、時として部分的に採用されることがある。

最低賃賃額決定の意義標準は右の如くであるとして、さてかゝる最低賃賃額を決定する方法はどうか、決定機關はどうであるか、次の問題となる。この決定機關、方法には大體次の三種類がある。とせらるゝ(労働組合と雇主との間の労働協約による最低賃銀額決定の方法はむろんこの場合除外してゐる)。

第二には國家の法律みづからが直接に劃一的に或る適用範圍に屬する労働者の最低賃賃額を規定するものであつて、Legal minimum wage これである。米國、濠洲、ニュージランドにその例を見る。劃一的に、そして法律自身が直接的に最低率を規定することは、たとひ職業別、地方別、體性別を考慮しつゝも、複雑にして變化に富める賃賃の最低額を決定するには、餘りに一方的であり、固定的であり、普遍的であると云はれる。

それで第二の賃銀局乃至賃銀委員會 (Trade Board or Wage Board) の制度が多く、國々に於て採用されてゐる。現今に於ける最も理想的なる制度であるとせられてゐる。濠洲に於て初めて採用せられ、その結果が良好なりしたため、英國これに倣ひ、更に他の諸

國もまたこの制度を踏襲することとなつた。獨逸、佛蘭西、諾威、奧地利、チェッコ、スロバキア等々。第十一回國際労働會議はこの方法による最低賃賃法の採用を議題としたのであつた。

賃銀委員會は通常各職業毎にそれぞれ設けられ、そしてそれはその管轄地區の當該職業に於ける雇主および労働者の代表者と更に政府の代表者とより構成せられ、多數決によつて決定せられる。賃銀委員會が最低賃賃率を決定するについての權限は、各種法律によりまちまちであるが、多くの場合、多少中央機關乃至、はその他の監督機關の監督乃至制肘を受くることとなつてゐる。

第三は仲裁裁判所が最低賃賃率を裁定する制度である。労働爭議が発生したる時、双方または一方の當事者の申出により、または裁判所が職權を以て、最低率を決定するものである。原則としては労働爭議が起りたる場合にのみ採用される制度である。が裁判所の下したる裁定が爭議の當事者以外の者にも適用されることもあるし、またニュージランド、濠洲に於けるが如く、爭議と關係なく關係當事者の申出により仲裁裁判所が賃銀率を裁定することもある。この場合には殆んど全く賃銀局と同じである。



## 四

この制度の影響 この最低賃金制度が實施せられたる場合、如何なる影響乃至結果を齎らすか、乃至は齎らしつゝあるか。

労働者側からしてはまづ最低賃金は結局最高賃金にならないか、どの疑惧があるが、最低賃金率が適用される労働者は或る特殊の労働者であるから、それ以上の賃金を得つゝある労働者の賃金を引き下げる傾向は見られないと云はれてゐる。最低賃金制度の確立のため、その適用に浴する労働者を解雇したり、従来からの手當を殺いだりする懸念もあり得る。また賃金率がかくして固定してしまつては、好景氣の場合、賃金の上昇が望み難い、この非難もある。

要するに若干の附隨的弊害はあるにしても、家内工業に於ける標準賃金線以下の労働者の賃金を世間並に引き上げ、以てそれら労働者をしてやゝ人間らしき生活に近づかしむる効果は大いにこれを認めねばならぬであらう。

次に企業者側に於ける影響、非難としては、この制度によつて賃金率が上昇する結果、生産費がそれだけ高まり、競争力を殺ぐに至るといふことである。で往々最低賃金率

の決定の場合に、企業の負擔能力を顧みるべしとの意見が起り、また實際顧みられてゐるわけである。この制度による賃金の上昇によつて、若干生産費が高まることはもちろんであり、企業家はその代りとして技術の合理化、機械化をはかり、また經營の改善に努力するであらう。また最低賃金を保證せらるゝことによつて、労働能率もいくらかは高まるであらう。がかゝる産業の合理化に努力しないで、乃至し得ないで、たゞ低賃金を唯一の武器とし來つたいはゆる寄生的産業 (parasitic industry) は、この制度のため、没落するに至るであらう。かゝる産業はしかし當然に没落すべきであることひと云ふ。

寄生的産業であれ、それ以外の正常的なる産業であれ、それらが一國産業の一部分を占める限り、しかし乍ら競争國に於ける同様な制度の實施が望まれる。なんと云つても賃金の上昇は競争力を殺ぐ一モメントであるに相違ない。最近に至り最低賃金制度についての國際的協定が問題となるに至つたのも、かゝる經濟的原因にもとづくところが多い。



## 後編

### 第十五章 資本主義の發達と労働者状態

一

**序言** さまざまな社會現象、經濟現象をよく見究めんがためには、その本質的構造を成すところの本源なるもの乃至その本質的なるものと、その可變的なるもの乃至現象的なるものとに分ち考察することが便宜であるであらう。或はまた靜的なるもの乃至抽象的なるものと動的なるもの乃至具體的なるものと云つてもいゝであらう。この二者はむろん一つの統一體を成すものであるから、これらをやゝもすれば切り離されたるものとして取扱ふことの危険は極力避けねばならぬが、研究の便宜のため、この二者を別々に取扱ふのは何かと利益があるやうである。

この資本家的社會に於ける社會政策的事象、労働問題現象の本質的靜的なるものについては、吾々は前編に於て、その主要なるものに關して大體説き了へた。この編に於



ては茲にいはいゆる可變的なるもの、動的なるものについて吟味して行かうと思ふ。しかもこゝでは特に資本主義の發達に伴ひ現はれ來るところの労働者状態、労働事情、勞賃政策の變化、失業及びその對策等々を對象とする。先づ最初に資本主義の發達に伴ひ労働者状態はいつたい如何に變動するかについてやゝ原理的に述べることから始める。いはゞ以下諸章に對する序論とも云ふべきものである。

## 二

**資本主義の發達** 資本主義の發達が労働者状態、勞賃事情に及ぼす諸影響を問題とするに當り、特に問題の焦點となるところの諸點を左に擧げることから始めよう。

(一) 第一に資本主義機構にもとづく物的生産力の發達を擧げねばならぬ。資本主義は歴史上未だ嘗つてなき生産力の發達を成し遂げたことは云ふまでもない。その驚くべき生産技術の進歩、機械の發達等々によつてこの世の生活諸要品の生産能力が異常に増大したことは誰しも否定できない。むしろ生産力の發達は直接消費財の生産に於て見らるゝばかりでなく、間接資本財の生産に於ても見られる。兎も角この生産力の發達が如何に労働者状態、その労働報酬に影響を及ぼしたかを見ることははな

はだ興味ある問題でなければならぬ。

(二) 次に労働需要の方面からしては、資本の増大、發達を問題とせねばならぬ。資本主義の發達に伴ひ資本の蓄積が驚くべきテンポにて進行し來りしことはひとのよく知るところである。がそれゆゑに労働需要基金もまた同じ程度に増大したかを見ることは早計である。何となれば資本の増大は同時に『勞賃基金』の増大を意味せず、機械その他の生産手段に充てらるゝ資本部分の増大を意味するかも知れぬからである。この資本の増大と勞賃に充てらるゝ資本の増大との比例的關係は、労働者状態の發展に極めて重大なる意義を有つこととならう。そのいかによつて労働力の價值の維持、それ以下の引き下げの問題、それから失業の問題も惹起せらるゝであらうからである。

(三) には労働力供給の問題である。資本主義の發達に伴うて労働の自然的人口が増大したことは、各國人口統計の示すところであり、しかもそれは生産力の増大とともに、未だ嘗つて見ざる程度のものである。が労働の自然的人口の増加は労働生産力の増大と相結合すべきものであり、労働人口が増加してもそれだけ生産力が増加すれば問題はあり得ない筈である。が實際上この社會に於てはそれになしに労働需要に充



てらるゝ資本に對する労働人口の比例的割合如何が労働者状態に對して具體的なるさまざまなる問題を齎らす。自然的労働人口はそのまゝでも、否場合によつては減少しても、労働需要が減すれば、それだけ労働者の状態を悪化に導く。この問題は(二)の問題と相結んで、労働者状態の發達に重要な意義を有ち來るであらう。

さてこれらの問題について若干詳しく吟味して見よう。

(二)の生産力の發達が労働者状態に對して有する意義はむろん肝要であるが、それについて特に複雑なる問題は起り得ないであらう。労働生産力の増加に伴うて賃賃も亦増加するであらうといふ、かの賃賃の生産力説の誤謬なることは今更云ふまでもない。で労働生産力が増大すれば、それだけ労働者の生活資料の價格を下落せしむることとなるがゆゑに、労働者の生活は向上せらるゝ如く思はるゝが、しかしさうなれば賃賃はそれだけ引き下げらるゝのが立前である。もちろんこゝでは貨幣的賃賃をオミットしてゐる。貨幣の價值もまた生産力の増進に伴ひ、漸次低下し來るがゆゑに、この實質賃賃の高下の問題をそれだけ複雑にする。それでこゝでの結論としては、労働者の状態すなはち實質賃賃は、生産力の増大に伴うて何等影響せらるゝところがなないといふことになる。このことはとりも直ほさず増大せられたる生産力は労働者側に

は行かない、他の方面に行くといふことになる。

次に労働需要の問題であるが、それは資本構成の變化の問題である。資本には労働力の購買に向けらるゝ流通資本と生産手段その他に向けらるゝ固定資本との二つがあるが、資本主義の進行につれ漸次固定資本部分の占むる割合が大となるに至る。けだしこの競争激甚なる世界に在りては、生産費の安價なることがその最も有力なる武器であり、しかして機械の使用、工場設備の改善はこれを最もよく達する手段であるからである。かくしていはゆる産業合理化は益々進められて行く。この進行は同時に資本の集積でもあり、また集中でもある。賃賃基金に充てらるべきこの流通資本部分が漸次減少せられて行くのは當然である。労働に對する需要が相對的に減少すれば、労働者の状態は悪化せざるを得ない。

更に他方労働供給の方面から見んに、かくの如く労働需要は資本主義の發達に従ひ、資本の蓄積に比例的に減少し行くのであるから、労働人口はこの労働需要資本に對して相對的に過剰とならざるを得ない。労働の人口の過剰だとか不足だとかは、決して自然的に、絶對的に云はるべきではない。例へばいつたい人口は何に對して過剰であるか。この農産物の生産過剰の場合に於ても、なほ多くの失業群を擁して、人口は過剰



なりと云つてゐる。人口の過剰とは、勞働需要資金に對して相對的に云はるべきものである。かくして勞働需要の相對的減少に伴ひ、勞働力は就業からはじき出され、こゝに相對的人口過剰の現象は生じ、いはゆる産業豫備軍は發生する。この産業豫備軍は、すなはち失業は、景氣のいかんにより、或は汲引せられ、或は反撥するといふ途を繰り返へすが、つねに或程度に存在してゐて、勞働事情を悪化せしめ、勞働能率を強化せしめ、勞賃を勞働力の價值以下に引き下げしめる。

### 三

**勞働者狀態の發展** さてかゝる前提的諸事實の結果、勞働者狀態は資本主義の發展に伴ひいつたい改善せられたであらうか、或は反對に悪化したであらうか。この問題についてはいまままでさまざまな陣營に於て種々の異説があつたのであるが、いまその主要なるものについて若干吟味を試むこととしよう。

(一) 勞賃(從つて勞働者狀態)は、資本主義の發展につれ、絶對的に高まつて來てゐる。むろん利潤の増加に相對的には高まつて來てはゐないけれども、すなはち利潤と勞賃とは同じ步調で發達はして來てゐないが漸次實質勞賃(むろん名目勞賃ではない)は

高まつて來てゐる。

(二) 勞働者狀態は資本主義の發達に従ひ、相對的に高まつてゐないのはむろんのこと、絶對的にも高まつてゐない、寧ろ反對に低下してゐる。いはゆる絶對的貧困説である。

(三) 勞働者の狀態は、絶對的に高上し來れるは云ふまでもなく、相對的にも漸次高上してゐる。

右のうち(三)の主張はいまこゝに問題とするに餘りに弱い。で(二)(三)のみを取上げる。こゝでのさし當りの常識的注意は、貨幣的勞賃の比較較量は何等の役に立たぬことである。貨幣の價值の高下により、名目勞賃はつねに變動せらるゝゆゑ、問題の重心を見んがためには、實質勞賃——貨幣勞賃の實質的購買力を見ねばならぬ。名目勞賃を勞働者生計費で除したる高が實質勞賃である。また勞賃の高下は價值の問題ではない。勞働力の價值(價格)は下つても、その購買力は同じであるか、乃至は増加することがあり得る。それは問題の外に置かれねばならぬ。

なほ勞働力の價值の決定は時及び處により可變的であり、歴史的である。だから現代に於て前時代に於けるよりも勞働者の生活資料の増加があつたからとて、直ぐ現代



に於て勞賃がそれだけ上昇したと即断してはならぬ場合が多い。現代に於ては一般的生活がより複雑化してゐるがため、その同じ労働力の價值にも當然それだけ増量が參加すべき筈であるからである。

労働者の状態すなはち勞賃は、資本主義の發達に伴ひ絶對的に高上し來つてゐるといふ見解の説明は、その主張者によりさまざまであるが、主として先進資本國たる英國、獨逸等の實例に依存してゐる。或るものは資本主義の發達に伴ふ労働者貧窮化の法則はこれを認むるも、他のもろもろの現象により、それは修正せられるといふ。そしてこの修正せらるゝといふ意味にも、論者によりいろいろと解せられてゐる。或るものはこの貧窮説は、それゆゑに、この社會に於て廢棄せらるべきであるとし、また他の或るものによれば、十九世紀後半に於て他のさまざまなる副次的現象——國內人口の海外移住、非資本國存在による國內産業の異常なる發達および超過利潤の獲得等々によつて、先進資本國に於ける労働者状態はやゝ良好となるに至つたけれども、すなはち絶對的向上の事實を見るに至つたけれども、これら諸事實の解消するに伴ひ、獨占時代に這入つてからは、労働者状態は再び絶對的にも劣惡化するに至つた。つまりこの主張によれば、労働者状態の漸次的劣惡化の傾向は、原則的に乃至は純粹資本家的社會に於て

認められねばならぬが、實際上、前世紀後半に於ける先進資本國に於ける労働者状態の向上改善の事實に顧みて、それへの一つの修正として純粹資本國、非資本國の對立關係を持ち込まうとするのである。

右の如く前世紀後半の諸先進資本國に於ける労働者状態は若干實質上改善せられてあり、それは他の諸要素の副次的に働くがためにモディファイせられたものであるとしても、なほこれら諸國に於けるいはゆる労働者状態改善の事實に對しても、なほ考察すべき若干のものが残されてゐるがやうである。しかしてこれらのことから、はひとり當時のみならず、現今と雖もなほ妥當すべきことがらである。

(一) 若し實質勞賃が若干上昇しても、それに伴ひ労働強度、労働能率が上つてゐては、勞賃が昇つたことにならぬ。そしてこのことは當時及びそれ以後の事實であるがやうである。

(二) 失業は漸次増加し來つてゐる。この失業者數もまた總労働者數に入れねばならぬ。失業者數と就職労働者數との合計數を以て、總勞賃額を割つたものが、労働者階級の總勞賃でなければならぬ。労働者の個々の層の勞賃について語つてはならぬ。

(三) 労働貴族の高勞賃は勞賃統計より抹殺せなければならぬ。



要するに資本主義の發達に伴うて、先進資本國の或るものに於ては、或時代に在りては、若干の實質的勞賃の上昇があつたことは認めねばならぬであらう。がこの獨占時代につき進むに至つて、この事情は解消せられ、勞働者狀態はこれらの國々について見ても再び惡化するに至つたと見るべきであらう。我國はその華やかなりし資本主義時代を特に有つてゐないので、初めから低勞賃で押し通して來た。むろんそれみづからに於ては若干の向上があつたであらう。が他國との比較に於ては、つねに低勞賃で進み來つてゐる。これら諸事情の統計的變化については、後章に於て詳細に吟味する筈である。

#### 四

**結語** 以上の吟味によつて吾々は資本主義發達に伴ふ勞働者狀態の一般的發達傾向は理解することができた。さまざまなる異説あるにも拘はらず、純粹資本主義の發達に伴ひ、いくたの修正的事情をのけて、勞働者狀態はいかなる意味にても決して良好となるものではない。構成的變化を経たるこの獨占時代に於ては、このことは一層顯著となるに至つた。周期的時期を劃して生起する恐慌、それからこの獨占時代に於け

る慢性的恐慌、それらを中軸とする景氣變動の波をうけつゝ、勞働者狀態は歩一步と惡化するがやうに見える。更に失業現象はそれに隨伴して益々増大するばかりであり、今の時代には慢性的乃至構成的失業とも云はるべきものが現はれてゐる。勞賃は諸社會政策的費目の削除とともに益々低下の一方を辿る。低勞賃政策は特にこの時代の支配的政策であるがやうである。これら諸現象については後につゞく諸章に於て詳細に吟味する。



## 第十六章 各國勞賃の發展的傾向

### 一

**序言** 右に述べたるが如く、資本主義の發達に伴ひ、勞働者状態は、すなはちその最も主要なる指標たるところの勞賃率發展の傾向は、決して勞働者階級にとりよるこばしきものでないことを知つたのであるが、もろもろの資本國はそれぞれにその發達が不均衡であり、従つて勞働事情の發達過程もまたそれぞれに特有の足跡を有つてゐる。いま左に最も先進的に發達したところの英國、それから遅れて發達したところのアメリカ資本國、更にそれから歐米先進資本國とははなはだ立遅れて出發したところの日本資本國——それら國々に於ける勞賃發達の傾向は、いつたい如何なるものであつたかを實證的に概觀して見ようと思ふ。

むろんそれについての信賴するに足る正確なる勞賃統計は存在しない。勞働時間、勞働強度等に對する關係、その勞賃統計の源泉、作成方法等々についての詳密なる考慮

は、むろん必要なことであるが、この際は、かゝる微細なる諸點まで突き入つて吟味することができない。たゞ勞賃の概觀的發達を知るだけで満足するのほかはない。

問題に入るについてのさし當りの注意——さきにも一言したが、名目勞賃(貨幣勞賃)だけでは用を爲さない、物價で除したる實質勞賃こそ問題である。が名目勞賃の除數たる物價と云ふも、小賣物價、卸賣物價、勞働者生活要品物價(生計費)であるか否かにより、直ちに實質勞賃が違つてくるし、また古くは穀物物價、小麥物價だけしかとり得ないこともあらう。

### 二

**英國に於ける勞賃の發展** 英國は最も早く近代的資本國として生誕、成長したのであるから、最も典型的なる資本國としての發達を経験したと一先づ云ふことができるであらう(そこにはなほ問題とすべき問題が附隨するけれども)。従つて英國に於ける勞働者状態發達の跡を顧みることが、すなはち勞賃の發展的傾向を見ることは、近代資本家的社會に於ける勞働者状態の一般的普遍的傾向を、尠くとも近似的にもせよ、卜するに足る好材料であるであらう。



さて英國は約二世紀に亘る重商主義的商戦によく勝ち残つて、一七六、七十年から一八二、三十年の間に於て、他の諸國にさきがけして、いはゆる産業革命を成就した。英國資本主義の基礎はかくして確固とすえられ英國は世界の工場たるの地位を獲得するに至つたが、しかし同時にそこには労働者の數々の憂ふべき状態を見ることとなつた。かくして英國産業革命は英國労働者に對しては決して望まじきものとして現はれなかつたのであるが、このことが労働者側に於けるさまざま政治的社會的運動の勃興を促進することとなつたのは自然であらう。がこの状態は前世紀の五十年頃を一轉機として解消せられ、次の段階に於ては従前とはやゝ異なる状態の出現を見ることとなつた。

この前世紀の前半に於ける正確なる労働統計はもちろんあり得ないが、いづれの記録もみなひとしく、この時代に於ける労働者状態のかんばしからざることを承認するに一致してゐる。例へば一クォーター小麦價格は――

一七六一―七〇年	四一・〇八 <sup>志片</sup>
一八〇〇	一一三・〇〇
一八一〇	一〇六・〇五

一八二〇	七〇・〇〇
一八三一―四〇	五六・一一
一八四一―五〇	五三・〇四

となつてゐるが、他方例へば大工の名目日勞賃は――

一七六一―七〇年 <sup>志片</sup>	二〇・三
一七九一―八〇〇	二〇・二五
一八〇一―一〇	三・一〇
一八一―一二〇	四・〇四五
一八二一―三〇	四・〇二
一八三一―四〇	三・〇九
一八四一―五〇	四・〇一

(Steffen, Studien zur Geschichte der englischen Lohnarbeiter, Vol. II, III)

しかるに前世紀の後年に這入つてから、英國資本主義はその危機の時代を乗り越えて更に一段と躍進を遂げたのであるが、これに伴れて労働者の状態も漸次改善せられ、勞賃は上昇の傾向を辿るばかりであつたと云はれてゐる。いまこの時代の勞賃率の發達傾向を統計表について見んに左の如し。



勞賃・物價及び失業 (一八五〇—一九〇〇)

年次	小賣物價指數 (一八五〇年基準)	貨幣勞賃	實質勞賃	勞働組合員就職率
一八五〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	九六
一八五一	九七	一〇〇	一〇二	九六
一八五二	九七	一〇〇	一〇二	九四
一八五三	一〇六	一一〇	一〇五	九八
一八五四	一一二	一一四	九六	九七
一八五五	一二六	一一六	九五	九五
一八五六	一二六	一一六	九六	九五
一八五七	一一九	一一二	九六	九四
一八五八	一〇九	一一〇	一〇二	八八
一八五九	一一一	一一二	一〇四	九六
一八六〇	一一一	一一四	一〇三	九八
一八六一	一一四	一一四	一〇〇	九五
一八六二	一一一	一一六	一〇五	九二
一八六三	一〇七	一一七	一〇九	九四
一八六四	一〇六	一二四	一一七	九七

一八六五	一〇七	一二六	一一七	九八
一八六六	一一四	一二三	一一六	九七
一八六七	一一一	一一一	一〇九	九三
一八六八	一一九	一一〇	一一〇	九二
一八六九	一一三	一一〇	一一〇	九三
一八七〇	一一三	一一三	一一八	九六
一八七一	一一三	一三八	一一一	九八
一八七二	一一〇	一四六	一一二	九九
一八七三	一一二	一五五	一一八	九九
一八七四	一一七	一五六	一一三	九九
一八七五	一一三	一五四	一一五	九八
一八七六	一一〇	一五二	一一七	九六
一八七七	一一三	一五一	一一三	九五
一八七八	一一〇	一四八	一一二	九三
一八七九	一〇三	一四六	一一七	八九
一八八〇	一〇七	一四七	一一四	九四
一八八一	一〇五	一四七	一一六	九六
一八八二	一〇六	一四七	一一五	九八



一八八三	一〇二	一四九	一三九	九七
一八八四	一〇〇	一五〇	一四四	九二
一八八五	九六	一四九	一四八	九一
一八八六	九二	一四八	一五一	九〇
一八八七	八九	一四九	一五五	九二
一八八八	八九	一五一	一五七	九五
一八八九	九一	一五六	一五九	九八
一八九〇	九一	一六三	一六六	九八
一八九一	九二	一六三	一六四	九六
一八九二	九二	一六二	一六三	九四
一八九三	八九	一六二	一六七	九二
一八九四	八七	一六二	一七〇	九三
一八九五	八四	一六二	一七四	九四
一八九六	八三	一六三	一七六	九七
一八九七	八六	一六六	一七六	九七
一八九八	八七	一六七	一七四	九七
一八九九	八六	一七二	一八〇	九八
一九〇〇	八九	一七九	一八三	九七

名目及び實質勞賃 (一八五〇—一九〇四)

年	次	名目勞賃	實質勞賃
一八五〇—一八五四		五五	五〇
一八五五—一八五九		六〇	五〇
一八六〇—一八六四		六二	五〇
一八六五—一八六九		六七	五五
一八七〇—一八七四		七五	六〇
一八七五—一八七九		八〇	六五
一八八〇—一八八四		七七	六五
一八八五—一八八九		七九	七五
一八九〇—一八九四		八七	八五
一八九五—一八九九		九二	九五
一九〇〇—一九〇四		一〇〇	一〇〇

(とよむ Cole, G. D. H., A Short History of the British Working Class Movement, Vol. II に據る)

前世紀の末葉頃より世界はいはゆる獨占時代に這入つたと云はれるのであるが、今世紀の初めから歐洲大戦迄の勞賃發達の跡を見るに左の如くなつてゐる。

勞賃率・物價及び就業 (一九〇〇—一九一四)(一九〇〇—一九〇〇)



年次	小賣食糧價格 (倫敦)	貨幣勞賃 (農業を除く)	實質勞賃(失業給 與を除ける率)	就業率(失業率 はこの逆數)
一九〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	九七
一九〇一	一〇〇	九九	九九	九七
一九〇二	一〇一	九七	九六	九六
一九〇三	一〇三	九六	九三	九四
一九〇四	一〇二	九六	九四	九五
一九〇五	一〇三	九六	九三	九五
一九〇六	一〇二	九八	九六	九六
一九〇七	一〇五	一〇二	九七	九六
一九〇八	一〇七	一〇一	九四	九二
一九〇九	一〇八	九九	九二	九二
一九一〇	一〇九	一〇〇	九二	九五
一九一一	一〇九	一〇〇	九二	九七
一九一二	一一四	一〇三	九〇	九七
一九一三	一二五	一〇六	九二	九八
一九一四	一二七	一〇六	九一	九七

(同しく Cole 同著 Vol. III より)

更に大戦開戦の年より一九二六年迄の勞賃統計を左に掲げる。

勞賃率・物價及び就業 (一九一四—一九二六) — 一九二四、七月—二〇〇一

年次	生計費 (年)	貨幣勞賃 (年)	實質勞賃 (年)	就業 勞働組合 被保險勞働者
一九一四	一〇〇	一〇〇	一〇〇	九七
一九一五	一三五	一一〇—一一五	八三	九九
一九一六	一六五	一二〇—一二五	七四	一〇〇
一九一七	一八五—一九〇	一五五—一六〇	八四	九九
一九一八	二二〇	一九五—二〇〇	九〇	九九
一九一九	二三五	二一五—二三〇	九七	九八
一九二〇	二六五	二七〇—二八〇	一〇四	九八
一九二一	一九二	二二〇—二二五	一一一	八五
一九二二	一七八	一七〇—一七五	九七	八五
一九二三	一七七	一六五—一七〇	九五	八九
一九二四	一八〇	一七〇—一七五	九六	九二
一九二五	一七五	一七五	一〇〇	八九
一九二六	一七五	一七五	一〇〇	八八

(右 同 前)



この統計をそのまま信用しても、この世代に於ける勞賃率發展の跡はよくない。大戰まで漸次下向の傾向に在るし、大戰後の経過も餘りよくない。

さてかく英國に於ける勞賃發展の跡を吟味して來ると、勞賃率は前世紀の後半期に於て若干上昇の傾向をとつたほかは、一般的につねに沈滞的であつたことを、吾々は見出す。この世界恐慌以後の英國勞賃の事情が更に一段と悪化の傾向を辿つてゐることは、結語に掲げられてゐる最近に於ける各國勞賃統計表を見てもわかる。勞働組合の勢力最も大である英國に於て、右の好期間を除くのほか、勞賃事情が一般的に餘り芳しくないことは一見不思議にも思はれるかも知れぬ。が産業革命時代の勞働者の状態は良からう筈はなく、またこの獨占時代、大戰期間、それから戰後の混亂期、世界恐慌、従つて慢性的失業軍の發生等々の下に於て、いかに英國と雖もその勞賃率の上昇的傾向を望むことができないのも尤もであるであらう。

たゞ前世紀の後半期に於ける勞賃事情の著しい改善の事實はよく解明せられねばならぬ。

(一) この改善は決して純資本主義の發達にもとづくものとは到底云へないであらう。英國資本主義發達の特殊的事情に因るものと見るべきである。

(二) それは英國が他の後進資本國、植民地、半植民地より獲得せるさまじなる形に於けるほう大なる超過利潤の勞働者階級に部分的に分配せられたるに因るところが多い。すなはち他國を犠牲としての寄生的改善たるところが多い。

(三) 同期間に於ける英國人口の海外移住の増大もまた勞働者供給の過剩を或る程度に緩和したであらう。

なほ最後に一言すべきことはこれら統計の源泉の問題である。事實はこれら統計に現はれてゐるよりはより悪いであらうと推測し得る多くの根據がある。またさきに述べた勞働強度、失業の存在、勞働貴族の勞賃等々の問題もこの英國の場合特に顧みられなければならぬのはもちろんのことである。

### 三

獨逸に於ける勞賃の發展 獨逸の資本主義は英國のそれよりは約七八十年後れ、前世紀の後半に至りて漸くその産業革命を成就した。それで英國に比し極めて短期間にそれを爲し遂げ、前世紀の末葉頃にはすでに英、米、佛とともに世界有数の先進資本國と成り上つてゐた。獨逸勞働者状態の吟味も、従つて前世紀の後半より始まることゝ



なる。いまこの時代から今世紀に這入り更に歐洲大戰に至るまでの間に於ける勞賃統計を左に見よう。

獨逸勞賃發達の一例

年次	生計費指數 (一八八六=100、 數市平均)	某鑛山勞働者の平均勞賃 ルク
一八七五	一一二・六一	一〇二二
一八七六	一一一・八五	一〇二五
一八七七	一一〇・〇六	九六三
一八七八	一〇三・四九	九二五
一八七九	一〇〇・七七	八九二
一八八〇	一〇五・三八	八八六
一八八一	一〇七・三九	九〇〇
一八八二	一〇九・三四	
一八八三	一一〇・六〇	八八九
一八八四	一〇三・二八	八七〇
一八八五	一〇〇・六三	八五八
一八八六	一〇〇・〇〇	八五二
一八八七	一〇〇・二四	

一八八八	九九・三一	八六六	一〇一・六四
一八八九	一〇九・二三	九一九	一〇七・九六
一八九〇	一一三・三五	一一四二	一三四・〇四
一八九一	一一〇・八二	一一三八	一三三・五七
一八九二	一〇八・三七	一〇八一	一二六・八八
一八九三	一〇七・五七	一〇五一	一二三・三六
一八九四	一〇七・二七	一〇五五	一二三・八三
一八九五	一〇四・九五	一〇七三	一二五・九四
一八九六	一〇三・一三	一一〇〇	一二九・一一
一八九七	一〇三・二四	一一七八	一三八・二六
一八九八	一〇七・九四	一二四七	一四六・三六
一八九九	一〇九・四四	一三三〇	一五六・一〇
一九〇〇	一〇九・六〇	一四一〇	一六五・四九
一九〇一	一一一・〇一	一三三三	一五四・一一
一九〇二	一一三・九二	一二二八	一四二・九六
一九〇三	一一一・七四	一三二六	一五五・六三
一九〇四	一〇六・九三	一二九一	一五一・五三
一九〇五	一一四・三一	一二六四	一四八・三六



一九〇六	一一二・九五	一五〇・一
一九〇七	一一七・三四	一九六・八三
一九〇八	一二八・〇四	一九一・九〇
一九〇九	一二二・七六	一六九・九五

(Jüngst, Arbeitslohn und Unternehmensgewinn im rheinisch-westfälischen Steinkohlenbergbau, Dieht, K., Theoretische Nationalökonomie, Bd. IV, S. 266)

もう一つ Tyszka の研究より例をさらう。

獨逸實質勞賃の變動

年次	ブローイセン (一九〇〇=一〇〇)	南獨逸(一八九六=一〇〇)
一八七〇	五七・八	九三・〇
一八七五	六五・五	八八・三
一八八〇	—	九〇・九
一八八五	五六・一	九三・〇
一八九〇	七七・七	九八・五
一八九五	六九・七	一〇〇・〇
一九〇〇	一〇〇・〇	一〇七・〇
一九〇五	八八・七	—

一九一〇	八二・九	七九・六	三二一・九	二一〇・一
			九九・五	九六・五

(備考一は家賃變動を含む。二は一九〇七—〇八、三は一九〇九—一一)

(Tyszka, Carl von, Löhne und Lebenskosten in Westeuropa im 19. Jahrhundert, 1914, S. 289)

次に大戦後今日に至るまでの勞賃變動の跡を見んに左の如し。

最近年に於ける獨逸勞賃

年次	勞働所得指數	生活費指數	實質勞賃指數
一九一三—一四	六九・三	六七・八	一〇二・三
一九二四	六五・四	八六・五	七五・六
一九二五	八七・七	九四・七	九二・六
一九二六	八三・六	九五・七	八七・四
一九二七	一〇〇	一〇〇	一〇〇
一九二八	一〇五・二	一〇二・八	一〇二・四
一九二九	一〇四・〇	一〇四・二	九九・八
一九三〇	九一・一	九九・八	九一・三

(Jungen und Marguerite Kuczynski, Die Lage des deutschen Industrie-Arbeiters, 1913/14 und 1924 bis 1930, S. 19.)

勞賃所得推計 (百萬マルク)



一九二九	四三・〇四五
一九三〇	三九・八五一
一九三一	三三・三七八
一九三二	
計	
Ⅰ	六・三五二
Ⅱ	六・五二九
Ⅲ	六・五一四
Ⅳ	六・三〇六
計	二五・七一
一九三三	
Ⅰ	六・〇八〇
Ⅱ	六・四〇〇
Ⅲ	六・七〇三
Ⅳ	六・七九七
計	二五・九八〇
一九三四	
Ⅰ	六・七六四
Ⅱ	七・三二三

時間賃銀率

年次	總指數(一九二八=100)	熟練男工(シニヒ)	不熟練男工(シニヒ)
一九二九	一〇五・五	一〇一・一	七九・四
一九三〇	一〇七・三	一〇二・八	八〇・七
一九三一	一〇一・三	九七・四	七六・六
一九三二	八六・七	八一・六	六四・四
一九三三	八三・六	七八・五	六二・三
一九三四上半	八三・五	七八・三	六二・一

(右二つ『世界經濟の現勢』より)

右の諸表によつて吾々は獨逸資本主義の發生當初より今日に至るまでの勞働賃銀事情の發展傾向の概觀を知ることができやうかと思ふ。むろんそこには他の諸國の場合と同じやうに、統計技術上のさまざまな缺陷、不十分があるが、これは今日の場合止むを得ない。さてかゝる諸表を概觀することによつて次の結論を下すことは至當であると思はれる。

(一) 前世紀の後半、獨逸資本主義の躍進期に於ても實質勞賃は一高一低で特に上昇してゐる跡を見出すことはできぬが、やゝ上向きの傾向にはある。一九〇〇年にやゝ



上昇してゐて、それ以後獨占時代の進むにつれ、實質勞賃はむしろ下向の傾にある。

(二) 大戰後に於ては、一九二八年を除くほかは、毎年戦前よりは悪くなつてゐる。更に最近年に於ては一段と下向してゐる。一時間勞賃率一九二九年に一〇五・五であつたものが、一九三四年上半期には八三・五まで下がつてゐる。

(三) この勞賃率、勞賃高の變動には、更に失業手當、失業者數を考慮すべきであるが、近年に於ける獨逸失業者數の増大を計算に入れ、獨逸總勞働者階級に於ける一人宛所得の變動を見れば、その減少は一層甚だしいものとならう。また獨逸に於けるかの産業合理化の躍進につれ、勞働強化は逐年に進められて來てゐることもまたこの際一つの問題であらう。

#### 四

米國に於ける勞賃の發展 北アメリカは一七七六年の獨立戰爭により當時の英國マーカンチリズムの強壓政策の羈絆より脱して、それ自ら一個の獨立せる近世資本國として發達の緒についた。當初は専ら主として農業方面の開拓に進んで行つたが、間もなく工業の方面にも着々とその發達の跡を見せ、前世紀の中葉頃から南北戰爭ごろ

までには大體に於て近世産業革命の準備を完了せるかに思はせた。廣大なる領土的領域と豊富なる自然的資源とを併せ有てるアメリカ資本國は、かくして先行的發達段階たる封建的社會を正當に經來ることなしに、近世的諸資本國と競争場裡に相見えざるを得ないこととなつた。アメリカ資本國の發達の跡に於て、歐洲の諸資本國とはやゝ異なるさまざまの特種性を見るのは尤もであること云はねばならない。

アメリカは一八六一——四年の南北戰爭を一轉機として、いよいよ近代的工業資本國として立ち現はれることとなつた。いまちよつとその發達の片鱗を示さんに、工業生産物價値は一八五九年に一、八八六、〇〇〇、〇〇〇弗であつたものが、一九一九年には六二、四一八、〇〇〇、〇〇〇弗となつて居り、投資額は同期間に一、〇一一、〇〇〇、〇〇〇弗から四四、六八八、〇〇〇、〇〇〇弗に上昇してゐる。更にそれに伴れ勞賃支拂額は三七八、八七九、〇〇〇弗から一〇、五三三、〇〇〇、〇〇〇弗と増加してゐる。まことに驚異的なる發達と云はねばならない。

いま前世紀の末葉から今日に至るまでの勞賃の變動を統計について見るに左の如し。

アメリカ全産業に於ける平均的・相對的並びに實質的時間收入



年次	平均的收入	相對的收入		實質的收入	
		1890	1914	1890	1914
一九〇〇	二二一	九八	一〇〇	九五	一〇〇
一九〇一	二二三	一〇〇	一〇〇	九八	一〇〇
一九〇二	二二五	一〇〇	一〇〇	九九	一〇〇
一九〇三	二二六	九八	一〇〇	九九	一〇〇
一九〇四	二二一	九九	一〇〇	九九	一〇〇
一九〇五	二二〇	九九	一〇〇	九九	一〇〇
一九〇六	二二三	九九	一〇〇	九九	一〇〇
一九〇七	二二二	九九	一〇〇	九九	一〇〇
一九〇八	二二五	九九	一〇〇	九九	一〇〇
一九〇九	二二〇	九九	一〇〇	九九	一〇〇
一九一〇	二二八	九九	一〇〇	九九	一〇〇
一九一一	二三五	九九	一〇〇	九九	一〇〇
一九一二	二四四	九九	一〇〇	九九	一〇〇
一九一三	二四五	九九	一〇〇	九九	一〇〇
一九一四	二二五	九九	一〇〇	九九	一〇〇
一九一五	二二二	九九	一〇〇	九九	一〇〇
一九一六	二二二	九九	一〇〇	九九	一〇〇
一九一七	二二一	九九	一〇〇	九九	一〇〇
一九一八	二二一	九九	一〇〇	九九	一〇〇
一九一九	二二一	九九	一〇〇	九九	一〇〇
一九二〇	二二一	九九	一〇〇	九九	一〇〇
一九二一	二二一	九九	一〇〇	九九	一〇〇
一九二二	二二一	九九	一〇〇	九九	一〇〇

一九〇五	二六一	二二二	八三	一〇六	一〇〇
一九〇六	二七二	二二七	八六	一〇七	一〇〇
一九〇七	二八一	二三一	八九	一〇八	一〇二
一九〇八	二七九	二三〇	八九	一〇八	一〇二
一九〇九	二八二	二三二	八九	一〇九	一〇二
一九一〇	二八八	二三五	九一	一〇五	九九
一九一一	二九三	二三七	九三	一〇三	九九
一九一二	三〇二	二四一	九六	一〇六	一〇〇
一九一三	三一一	二四六	九九	一〇七	一〇〇
一九一四	三二六	二四八	一〇〇	一〇六	一〇〇
一九一五	三一九	二四九	一〇一	一〇〇	一〇〇
一九一六	三四八	二六三	一一〇	一〇〇	一〇三
一九一七	三九四	一八四	一二五	一〇三	一〇三
一九一八	四八二	二二五	一五三	一〇五	九九
一九一九	五五八	二六一	一七三	一〇七	一〇一
一九二〇	六八八	三三一	二一八	一一二	一〇五
一九二一	六四〇	二九九	二〇三	一一二	一〇四
一九二二	六〇八	二八四	一九二	一二四	一一七



一九二三年	六六二	三〇九	二〇九	一三二	一二五
一九二四年	六八三	三一九	二二六	一三六	一二八
一九二五年	六九六	三二五	二二〇	一三六	一二八
一九二六年	七一二	三三三	二二五	一三八	一三〇

(Douglas, P. H., Real Wages in the United States, 1890-1926, p. 205)

生計費並びに實質的收入指數 一九二三—一〇〇

年次	生計費指數	實質的時間收入 全勞働者	實質的週收入 全勞働者
一九一四年	六二・〇	七三・七	七六・九
一九二〇	一一六・〇	九六・七	九三・〇
(以下第四期)			
一九二一	一〇一・〇	八九・七	八六・〇
一九二二	九八・一	九四・八	九五・八
一九二三	一〇二・〇	一〇一・七	九九・九
一九二四	一〇二・六	一〇一・七	九九・八
一九二五	一〇五・四	九八・四	九七・六
一九二六	一〇三・八	一〇二・〇	九九・八
一九二七	一〇一・五	一〇五・一	一〇〇・九

一九二八年	一〇〇・七	一〇七・一	一〇四・三
一九二九年	一〇〇・七	一〇八・六	一〇四・七
一九三〇	九三・八	一一四・七	九六・八

(Wages in the United States, 1914-1930, p. 59)

勞働省工場勞働統計 (一九二三—二五年=一〇〇)

年次	就業指數	支拂賃銀總額指數
一九二五年	九九・四	一〇〇・六
一九二六年	一〇一・二	一〇三・八
一九二七年	九八・九	一〇一・八
一九二八年	九八・九	一〇二・四
一九二九年	一〇四・八	一〇九・一
一九三〇年	九一・五	八八・七
一九三一年	七七・四	六七・五
一九三二年	六四・一	四六・一
一九三三年	六九・〇	四八・五
一九三二年 (一—七月平均)	六五・二	四八・七
一九三三年(同)	六三・〇	四二・三



(『世界經濟の現勢』、四四〇頁による)

右に示せる諸表によつて見るに、アメリカ實質勞賃は歐洲大戰時中若干の下向的傾向を示せるほか、大體に於て一般的に上騰してゐると云はねばならぬであらう。が一九二九年の恐慌のものは下落の方向を辿るばかりであつたが、かの産業復興法、平價切り下げ以來再び若干の上昇を見せてゐる。(結語に於ける最近に於ける各國勞賃統計参照)。

右に云へる勞賃の一般的上昇については、いくたの説明を必要とするであらう。アメリカ資本主義發達の特、殊諸事情——植民地的資本主義、勞働人口の相對的過少、生産技術の合理化にもとづく勞働強度の激甚、白人勞働者の勞働貴族的傾向等々は特に顧みられねばならぬであらう。

### 五

日本に於ける勞賃の發達 我が日本資本國はさきに述べたる諸國に比し最も遅れて發達、成長した。明治廿七、八年戰爭の前後に於て、その基礎的工作を完了し、日露戰役

に至つて、産業革命は一先づ成就せられたと云ふことができる。そして歐洲大戰によつて更に一段と躍進し、世界の列強的資本國と列を並べるに至つたのであるが、このまことにあはたらしい日本資本主義發達に伴うて、日本の勞働者状態はいつたいどんなものであつたか。完備せる統計資料を缺ぐがため、この事情を正確に知ることが困難であるが、その一般的傾向はこれを窺知することが出来る。いま二三の資料を挙げる。先づ日清戰爭までの勞賃變動を見るに左の如し。

#### 全國主要諸備中等平均賃銀並指數累年數

年	次車製造職	銀冶職	鑄物職	活字植字職	船大工	養蠶男	養蠶女	蠶絲繰女	日傭人夫
明治十五年	円	〇・三三三	円	円	円	円	円	円	〇・三三三
十六年	〇・二六六	〇・二二五	〇・二二五	〇・二二五	〇・二二五	〇・二二五	〇・二二五	〇・二二五	〇・二九〇
十七年	〇・二二五	〇・二二五	〇・二二五	〇・二二五	〇・二二五	〇・二二五	〇・二二五	〇・二二五	〇・二八三
十八年	〇・二二五	〇・二二五	〇・二二五	〇・二二五	〇・二二五	〇・二二五	〇・二二五	〇・二二五	〇・二八三
十九年	〇・二二五	〇・二二五	〇・二二五	〇・二二五	〇・二二五	〇・二二五	〇・二二五	〇・二二五	〇・二八三
二十年	〇・二二五	〇・二二五	〇・二二五	〇・二二五	〇・二二五	〇・二二五	〇・二二五	〇・二二五	〇・二八三
二十五年	〇・二二五	〇・二二五	〇・二二五	〇・二二五	〇・二二五	〇・二二五	〇・二二五	〇・二二五	〇・二八三
二十八年	〇・二二五	〇・二二五	〇・二二五	〇・二二五	〇・二二五	〇・二二五	〇・二二五	〇・二二五	〇・二八三



〃三十年	〇・三四	〇・三三	〇・三九三	〇・三八三	〇・四四四	〇・六九	〇・六九	〇・八三	〇・八六
明治十八年	一	一	三	三	三	三	三	三	三
〃二十八年	元	元	四	元	元	四	元	元	元
〃三十二年	元	六	元	元	元	六	六	六	六

〔明治大正國勢總覽〕、五八七頁六三〇頁〕

次に明治三十三年を基準とせる、それ以後最近年にまで至るところの名目勞賃及び實質勞賃の事情を見よう。三宅喜二郎氏作製にかゝるところのものである。

全國十三都市平均實質勞賃指數 (明治三十三年=100)

年次	實質勞賃指數	年次	實質勞賃指數
明治三十三年	100	〃四〇年	105
〃三十四	103	〃四一	112
〃三五	108	〃四二	116
〃三六	104	〃四三	117
〃三七	93	〃四四	115
〃三八	94	大正一	111
〃三九	101	〃二	111

大正	昭和
三	一二
四	一三
五	一四
六	一四
七	一四
八	一四
九	一四
一〇	一四
一一	一四
一二	一四
一三	一四
一四	一四
一五	一四
一六	一四
一七	一四
一八	一四
一九	一四
二〇	一四
二一	一四
二二	一四
二三	一四
二四	一四
二五	一四
二六	一四
二七	一四
二八	一四
二九	一四
三〇	一四
三一	一四
三二	一四
三三	一四
三四	一四
三五	一四
三六	一四
三七	一四
三八	一四
三九	一四
四〇	一四
四一	一四
四二	一四
四三	一四
四四	一四
四五	一四
四六	一四
四七	一四
四八	一四
四九	一四
五〇	一四
五一	一四
五二	一四
五三	一四
五四	一四
五五	一四
五六	一四
五七	一四
五八	一四
五九	一四
六〇	一四
六一	一四
六二	一四
六三	一四
六四	一四
六五	一四
六六	一四
六七	一四
六八	一四
六九	一四
七〇	一四
七一	一四
七二	一四
七三	一四
七四	一四
七五	一四
七六	一四
七七	一四
七八	一四
七九	一四
八〇	一四
八一	一四
八二	一四
八三	一四
八四	一四
八五	一四
八六	一四
八七	一四
八八	一四
八九	一四
九〇	一四
九一	一四
九二	一四
九三	一四
九四	一四
九五	一四
九六	一四
九七	一四
九八	一四
九九	一四
一〇〇	一四

〔三宅喜二郎氏「我國に於ける賃銀及び物價の統計的研究」〕

右の勞賃統計表に於ては、明治三十三年頃より歐洲大戰時の好景氣の時までは餘り變化してゐない。たゞその後やゝ騰貴して最近年までに至つてゐるが、それは主として物價の下落によるものである。最近兩三年の間に於ては再び下落の途をたどつてゐる(左表の如し)。それで我國資本主義の發達に於ては、勞賃は一時的には上昇したことがあるが、一般的に永續的上昇の跡はないと云はねばなるまい。殊にこの勞賃統計作表の點に就てもいろいろの不充分さがあるに於てさうである。卸賣物價指數がとられてゐる、代表都市だけが選ばれてゐる等々。



重要事業別勞賃指數 (大正十五年基準)

年次	總指數		男		女	
	勞働人員	實收賃金	勞働人員	實收賃金	勞働人員	實收賃金
昭和三年平均	九〇・四	九一・一	九七・二	九一・一	一〇三・三	八三・八
〃 四年〃	九一・一	九一・六	九六・六	九一・一	一〇三・三	八三・八
〃 五年〃	九二・〇	九二・二	九七・三	九二・二	一〇三・六	八三・八
〃 六年〃	九四・四	九三・三	九八・〇	九三・三	一〇三・三	八三・八
〃 七年〃	九四・七	九三・七	九八・〇	九三・五	一〇三・〇	八三・八
〃 八年〃	九四・七	九三・一	九七・〇	九三・一	一〇三・〇	八三・八
〃 九年一月	八六・三	八四・一	八七・〇	八六・三	九三・〇	七九・六
〃 九年十一月	八四・九	八三・三	八五・四	八三・三	九一・八	七九・六

(日本銀行調査)

六

**結語** 以上主要資本國に於ける勞賃事情の發達を概觀したのであるが、それによれば各國ともにそれぞれに特異的なる發達の跡を残してゐるとは云へ、しかもそれら諸國に相通する一般的傾向を看取することができぬ。

(一) 長短の差はあるにしても、各國ともに若干の上昇期と云はるべきものを有つて

ゐる。資本主義の躍進期に於てさうである。むしろこの期間に於て勞賃が必らず勞働力の價值以上に上騰したといふのではない。それは別に従前(産業革命の混亂期)よりは實質勞賃が若干上昇したと云ふにすぎない。しかもそれは主として海外よりの超過利潤に負うてゐる。

(二) だがかゝる時期はさう長く續いてはゐない。前世紀末頃から、すなはち大體に於て世界資本主義が獨占的段階に這入つてから、勞賃の運動は一般的に沈滞的となつてゐる。でないのはその國特有の事情にもとづく例外的現象と認めていい。

(三) 歐洲大戰後に至つては、勞賃率の一時的に上昇を見た國もあるが、概して下向的である。

(四) 前にも一言したが社會生活の複雑化に伴れ、必要生活費目の若干増加するのは當然である。勞賃の高下を云ふ場合これを差引かねばならぬ。

(五) で總じて資本主義の發達に伴ひ、勞賃は一般的には尠くとも上昇的傾向を辿るものではないと結論し得る。

むしろかゝる勞賃の變動は絶對的勞賃の高下についてのことであつて、利潤の變動に對する相對的勞賃の高下ではない。この相對的勞賃の漸減的傾向はたれしも承認







## 第十七章 産業の獨占化・合理化と労働者

## 一

序言 さきに第十五章に於て資本主義の發達に伴うて労働者状態が一般的にいか  
に成り行くかについて、いさゝか概言的言葉を費し、次に各國労働者状態いかなを見る  
最もよき指標として、各國勞賃の發展的傾向についての吟味を了へたのであるが、更に  
進んで、吾々は最近段階に於けるそれについてのものつともつとの具體的解明を試みね  
ばならぬ。この段階に於ける産業の特質は、云ふまでもなく、産業の獨占化、合理化であ  
る。これらがいかなる影響を労働者に及ぼすかについてこゝに吟味して見たいと思  
ふ。現今の資本主義經濟は自由競争、自由放任主義にもとづき前世紀の五十年代頃か  
ら六、七十年頃までの間、資本の祖國英國、それから米國、獨逸、佛國の諸國に於て、躍進的  
な、劃期的なる發達を遂げた。しかして自由競争の發達はつまりは大資本、大企業、大經  
營の優越であり、中小資本、企業、經營の没落である。前世紀の七、八十年頃の不景氣、恐慌  
をきつかけとして、この勢は益々助長せられて今日に至つてゐる。大資本、大經營の支

配は、結局企業の集中であり、結合であり、また獨占である。巨大資本の制覇、ばう大なる經  
營、生産市場の獨占は現段階に於ける本質的特徴である。

今世紀に入りてこの傾向はいよいよ進まれて來たが、歐洲大戰を契機として、そして  
特に戦後に至りてこの運動はますます熾烈となつて來た。一九二五年からこのかた  
獨逸、米國その他の諸國を風靡したるいはゆる産業合理化の運動は、ひとり企業の集中  
化、獨占化のみならず、生産技術の改善、労働組織の更新、勞賃、原料その他の點について生  
産費の低下を目論むものではあるが、企業の獨占化がその最も主要なる目標となつて  
ゐることは否まれない。この企業の集中、獨占の現象、それからいはゆる産業の合理化  
運動は、しからば一般労働者に對して如何なる影響を及ぼすか、乃至は及ぼしたか。こ  
の慢性的なる世界恐慌、構成的失業、企業の獨占乃至統制の躍進等々の下に於ける労働  
者状態の検討、吟味はすこぶる興味ある課題でなければならぬ。

## 二

獨占化・合理化の意味 自由競争によつてなるだけ多大の利潤を獲得しようとする  
現代の企業組織は、最も有效なる競争の武器として、つねに生産費の低下に全努力を集



中する。なるだけ安い、しかも能率ある労働力の購買、労働時間の延長、技術の改善、工程の機械化、労働組織の更新、低廉なる原料、補助材料の使用、低率なる資金の調達等々はそのモメントである。一般平均利潤率が低下の傾向にあるこの経済社会にありては、これらに對する努力は益々強めらるゝばかりである。しかしてこれら生産費の低下は、巨大の固定資本をいざこころの近世的大企業経営組織のうちにおいて初めて期待され得る。

資本主義の發展はいふまでもなく固定資本の流動資本に對する相對的増大、異常なる生産力の發達、購買力の生産力に對する相對的減少を齎らす。恐慌の襲來、競争の激化、そして一段と低下する利潤率等々の現象は最近世代に於ける特徴的現象である。

これら最近の段階に於ける諸現象に對抗せんがためにとられる方策がこゝに問題とするところの企業の集中化であり、独占化である。それは大資本の小資本に對する壓倒であり、また競争の制限であり、廢除である。コストの低下に對してのあらゆる技術的經濟的努力であり、また市場(價格)の独占である。カルテル、コンツェルン、トラストの諸形態によつて、この独占化、集中化は進められて來た。

企業の独占化は産業のあらゆる部門で行はれて來たが、固定資本の割合の多い工業

生産部門に於てわけでも顯著に行はれた。

この企業の集中化が行はれ始めたのは前世紀の七十三年の世界恐慌からのものであり、同世紀の末葉は二十二年の間に、この現象は一般的となるに至り、資本主義はこの時期以來、独占的時代、高度資本主義時代、または独占化の進行はつねに金融資本に負ふところ大なりしたため金融資本主義時代などと呼ばれる。

この産業の独占化的傾向は、主として獨逸、米國にその典型的發達を見出す。その他の資本國に於てもやゝ遅れてこの運動を見るに至つた。英國は資本の祖國であるにも拘はらず、その傳統的なる産業の地位、自由競争の尊重、自由貿易主義、産業と金融資本との乖離等々の理由により、この企業の独占化が米、獨に遅れたが、大戰後は英國に於てもこの運動は一般的に旺んとなるに至つた。我國に於けるこの傾向は日清、日露の兩役のたびごとにやゝ現はれて來たが、歐洲大戰後に至りて、凡ゆる産業の部門に見られることとなつた。

いまや企業の独占過程はあらゆる資本國に於てますます進行する。そして多くのいはゞ國民的独占團體は更に國際的カルテル、トラストへと發達し行く。かくして世界の主要なる産業部門に亘りて、この独占化の網は張られて行くのである。



この企業の集中、獨占の初めて行はれたのは重工業、鐵道業、金融業に於て、あつた。石炭業、石油業、製鐵業等々。それから特殊的なる大形の機械工業、軍需品工業、造船業、電機製造業等々。更に化學工業、木綿工業、電力工業、瓦斯工業、自動車工業等々にまで及んでゐる。右の重工業では縱斷的結合組織が最も多く行はれ、輕工業に於ては橫斷的結合組織がよく成立する。

加工工業であっても消費財生産部門に於ては、この獨占化傾向の遅れて發達するのが普通である。そこでは固定資本の使用少く、流動資本の使用、そして特に人的要素多く、また生産物の品質も劃一的たることを必ずしも要求しない、それで景氣に應じて生産の休止、縮小も可能であり、また小企業も或程度に於て存続し得るからである。しかし最近の獨占化の勢は、この部門まで蠶食してやまぬ。資本の威力はこの世界のあらゆる領域まで浸透しようとする。

この最近代に於ける獨占的企業形態はさまざまである。この點についての詳しく説明はこゝに爲すべきではない。でホンの概觀的説明にとゞめんに、結合の方法、程度に應じて、すなはち單なる協定にとゞまるか、乃至はすでに合同を完成してゐるか、その合同の形式、程度はどうであるかにより、カルテル、コンツェルン、トラストに區別せらる。

またそれらが同種のまたは類似の産業の間に於て成立つか、乃至は生産過程内に於ける上下の相連続せる數個のもの、間に成立つかにより、橫斷的(水平的)結合組織と縱斷的(垂直的)結合組織とが區別せらるゝ。前者の形態は特に紡績業に於て見らるゝ、ところで、後者の形態は主として製鐵業と石炭業との間に於て典型的に見らるゝ。またこれら縱橫の綜合的結合形態もあり得る。しかしこれらさまざまの企業結合は生産上、販賣上、原料調達上、財政上の諸點にそれぞれその發生、存続の動因、基準を置いてゐる。

企業の獨占化過程は右の如くして進んで來たが、歐洲大戰後に至つて、産業合理化(Rationalisierung)の言葉が主として獨逸に、それからその他の諸資本國に於て語られ始めた。むろん我國に於てもこの言葉は一の流行語となり、なんでもかんでも合理化であり、無駄の廢除でなければならぬと云ふこととなり、恰も産業恢復の護符でもあるかのやうに騒がれた。

それは企業の集中化、獨占化を意味するばかりでなく、もつと廣い意味合に語られる。大戰後に於ける世界經濟の無秩序、不均衡、攪亂的狀態、戰時的恐慌からもう一度立ち直らんとする經濟方策、運動にほかならない。一九二三年以來の米國經濟界のこの眩



熾的好況、『永久的繁榮』それから一九二六年以來の獨逸の産業的恢復は、この産業合理化の賜であると云はれた。いはゆる戦後の一時的安定期に於ける回生藥の如くもてはやされ、かくしてこの合言葉によつて世界經濟は永久的にその繁盛を續け行くかの如く思はれた。が一九二九年のこの世界恐慌の勃發によつて、この言葉は一たまりもなく吹き飛ばされてしまつた。

さてこの産業合理化はひとによりいろいろの意味合に語られる。いまめぼしい定義の二三をひいて見んに、『合理化とは勞力および原料の浪費を最小ならしむる技術的ならびに組織上の諸方法であり、』そしてそのうちに『労働の科學的組織、原料および製品の標準化、製造工程の單一化、運送および販賣組織の簡單化と改良』が含まれる(國際經濟會議)。「産業合理化とは經濟力の増進に資すべき技術上並びに組織上のあらゆる手段を把握し適用することあり、』そしてその終局の目的は『財貨の低廉と増加と改善とにより國民福祉の向上をはかること』に在る(獨逸經濟力昂進協會)。「産業の合理化とは生産事業界並びに商業活動上の能率の上らぬ時代遅れな現在のやり方をすべて一掃せんとする運動にはかならない。合理化はこれを正しく解釋すれば産業を全體として改造せんとする運動だといふべきである。』(リー)

産業合理化運動を單に産業を合理的に行ふ運動であるとするならば、それは何も今に始まつたことではない。資本主義企業經營組織はもともと合理主義の下に立脚してゐる。かゝる抽象的規定でなしに、今世紀の、しかも歐洲大戰後、主として獨米に於てその名の下に行はれたる具體的なる合理化運動が何であるか、問題である。それは歴史性具體性を有つてゐなければならぬ。それは大戰後に於ける經濟復興のため、すなはち平均利潤率の向上乃至維持のためとられるところの經濟的技術的諸方策であつて、主として次の三つに歸せられる。

- 一、 企業の集中化、獨占化
- 二、 生産技術の改善および労働組織の更新
- 三、 労働者に對する攻勢、勞賃その他の労働條件の低下

### 三

**産業の獨占化・合理化と労働者** 産業の獨占化、合理化そのもの、發達過程の詳しき分析はこゝに目ざすところではない。その進行が労働者に及ぼすべき諸影響を吟味するのがいまのところの課題である。



企業の集中化の傾向は、さきにも一言した如く、前世紀の七十年代の大恐慌とともに始まつたのであるが、その後漸次一般的現象となるに至り、獨逸に於ては今世紀の初めにはカルテルについて次の數字が數へられた。一八七五年に八つだったのが、八五年に九十、九〇年には二百十、九六年には二百六十、そして一九〇五年には三百八十五に増加してゐる。そのうち石炭十九、鐵六十二、鐵以外の金屬工業十一、化學四十六、織物三十一、硝子十、煉瓦百三十二、石及土二十七、食糧及奢侈品十七となつてゐる。

歐洲大戰後インフレーションの時代を経て、産業合理化時代に這入つて、この獨占化の傾向はますます旺んとなつた。最も著明なる一二の例をすれば、獨逸製鐵トラストたる獨逸合同製鐵株式會社の設立である（一九二六年）。獨逸に於ける凡ゆる主要なる製鐵コンツェルンの結合せるものである。原料生産部門から完成品生産部門までその支配權が及んでをり、またベルリンの大銀行と密接なる關係にある。次に獨逸染料トラストたるイ・ゲイ染料會社の設立である（一九二五年）。パーデン・アニリン・ソーダ製造會社、バイエル染料會社その他四つの會社の合同によるものである。染料、藥品、フィルム、人造絹絲、窒素、人造肥料、アルコール製品、石炭の乾溜、ガスその他さまざまな化學工業に於てその獨占的地位を占めてゐる。

米國に於てもほゞ同じ時代に企業のトラスト化が見られるやうになり、一八八七年に八つの獨占體があつたが、九十年には一三、九五年に六つと減じたが、一九〇〇年には四二と増加してゐる。一九九八年——一九〇〇年の三ヶ年間に總計百四十九個、總資本額三十七億八千萬弗を持つ獨占體が成立した。その後トラスト禁止法などがあつたが、この獨占化の勢はいろいろなる形態にて進行するばかりである。一九二一年の恐慌以後この傾向は急テンポにて強まり來り、一九二八年はトラスト形成の年と呼ばれてゐる程である。製鐵、自動車、鐵道、化學、石油、デパート、飛行機、電力、ラジオ機械等々の部門に亘りて各種獨占團體が結成された。

英國にありても近年に於ける産業の獨占化の傾向は著しい。いまはその詳しき説明を省くが、一九二六年四つの化學工業會社の合同により成立したる有名なる超獨占體たる帝國化學工業會社（Imperial Chemical Industries, Ltd.）の名を擧げて置かう。この傾向は我國に於てもその他の資本國に於ても近年特に益々甚だしくなりつゝある。

さてこの企業の集中、獨占の現象が一般労働者に及ぼすべき諸影響はどうであるか。獨占團體の成立により、技術過程への改善が行はれて生産費が低下せらるゝ場合は兎も角として、つねに見るやうに、市場の獨占が行はれ、獨占價格が支配せらるゝ場合には、



労働者は消費者としてより高い生活資料の購買を強ひられることとなる。特にカルテル關稅壁のため國內に於ける生活資料の價格が一段と人工的政治的に高まる例はしばしば吾々の見るところである。また企業の聯合・合同により、直接に生産行程に於ける技術的改良・機械化による生産の人的要素を省く場合を假定せずとも、或る不用乃至不良工場の閉鎖・縮少の行はれることが考へられ得る。かゝる場合にはもちろん労働者の解雇の問題が起り得る。またぼう大なる企業の獨占體は労働者に對してさまざまな積極的壓迫・攻勢をとり得るであらう。

次に産業合理化の手段としてとらるゝところの生産技術の改善や労働組織の更新は労働者に如何なる結果を齎らすか。生産技術・労働組織の進歩・改善は生産費切り下げの最も有效なる手段である。産業の合理化をこの技術的改善にのみ極限する人もあるほどである。テイラー・システム、フォード主義はこの最近の技術的改革の草わきであるが、産業合理化にはゆる技術的進歩も多かれ少かれこれらの主義・方法に負ふてゐる。科學的管理法製品の規格化・標準化・定型化・生産物の大量化・作業の機械化、すなはち生産の人的要素に代るに物的要素を以てすること、更に自働帶的連絡・作業の分化等々はその主なるものである。これら技術的過程に於ける進歩・改革は、その必然的結

果として、労働需要を減退せしむる、失業者を増加せしむる、しかも單なる失業でなくして、慢性的失業を齎らす(詳しくは後出)。そしてまた労働の強化をますます強める。労働強度の激化の度合に應じて、勞賃が支拂はれない場合には、それはつまりは勞賃の低下を意味し、また労働力の磨損である。機械化に伴ひて熟練労働者、男子労働者は驅逐せられ、單純労働者、婦人労働者が代位することとなる。これらについての資料・統計は數多くあるが、いま作業の機械化・労働強度(能率)の増進の一例として我國の紡績業に於ける例を引かう。

年	上	下	職工數		計	一萬錘當 職工數	女工一人 當錘數
			男	女			
大正十一年	上	下	三九七〇 <small>千錘</small>	三九八八 <small>人</small>	一三九四三 <small>人</small>	一六九三二 <small>人</small>	四三六 <small>人</small>
	上	下	四〇六〇	四三三〇	一三五四三	一七七六一	四〇七
大正十二年	上	下	四九五	三九五九	一八七二〇	一六八三四	四〇一
	上	下	三九六四	三六七四	一四九一一	一五二六三	四〇五
大正十三年	上	下	三九七五	三三七二	一五七五九	一五二四七	三八一
	上	下	四二五五	三六三九	一八八五四	一五二七三	三五五
大正十四年	上	下	四三三	三六四四	一三五三三	一七〇九六	三七二
	上	下	四三三	三六四四	一三五三三	一七〇九六	三七二



大正十五年	上	四九四九	四〇九三	一四三六三	一八九五八	三七〇	三〇・八
	下	五〇五	四七七六	一四三三〇	一八〇八六	三六〇	三三・八
昭和二年	上	五〇〇〇	三九八八	一三七四八	一七七四六	三五四	三六・四
	下	四六二	三七九七	一三五五一	一六三〇八	三三〇	三七・三
昭和三年	上	四七〇四	三六一七	一七三九八	一五三五四	三三六	四〇・〇
	下	四九三	三六五四	一七九七	一五四六一	三三〇	四三・三
昭和四年	上	五四八	三五〇九	一三三三三	一五六三三	二八八	四四・七
	下	六四九	三五七二	一七五七五	一六二七三	三六五	四八・一

(有澤廣己、阿部勇共著『産業合理化』五六九―七〇頁)  
 (なほ最近年の我國紡績業に於ける労働能率の増進については、後章『労賃の國際的比較の問題』に擧げられてゐる。)

産業合理化の一手段として労働者に對し直接に行ふものとして、吾々は労働時間の延長、それから労賃の減額を擧げ得る。

労働時間の延長については、すでに『労働時間問題』の章に於て述べたがやうに、社會的生理的限界があるので、無制限に労働時間を延長することはできない。そしてまた或る程度以上の労働日は労働者の労働能率を殺ぐこととなるがゆゑに、企業者に對し

てもつねに必らずしも有利とは云へない。がなんと云つても労働時間の延長は資本家にとつてはさし當りの好ましい誘惑であるに相違ない。固定資本部分の益々増大し來れる今日に於て、資本の運轉、資本の回收、償却をなるだけ短年月の間に行ひたいのは當然であるからである。それで産業合理化の品目に必らず労働の延長があらはにか、隠然としてか、兎に角附け加へられてゐるのがつねである。イタリーに於ては八時間から九時間へ、イギリス炭坑に於ては七時間から八時間へ、オランダ鑛山業に於ては四十六時間から四十八時間へと公然と延長せられた。隠れたる方法にて實際には法的時間を越えて長時間労働が行はれてゐることは各國ともに見るところである。

労賃の低下もまた生産費を切り下げる最も單純ではあるが有效なる手段であることは云ふまでもない。産業の合理化によつて一時的繁榮を見たる諸國に於てさえ、労賃額は上昇したよりはむしろ概ね低下してゐる(前出)。時間拂支拂形態から個數拂(出來高拂)支拂形態がとられることにより、實質労賃が切り下げられる傾向もまた認めなければならぬ。この點については前章に於ても若干觸れるところがあつたが、後章『最近の労賃政策』に於て仔細に吟味するであらう。

かくして産業合理化が實行せられ、一時的に生産力の増進が見られたであらう。が



一般大衆購買力はこの増加せる生産力に適應すべくもない。その直接の結果はかの一九二九年アメリカ取引所の恐慌をきっかけとする世界恐慌の勃發である。世界の隅々までも行き亘れる、しかも慢性的となれる、この世界的不況、そしてそれに伴ふ失業の大群——世界不況の起死回生薬の如く思はれた産業合理化の直接の結果が、かくもみじめなものであつたことは、一見奇異の感がないでもないであらう。だがそれはむしろ必然的の運命だつたのである。

## 第十八章 失業問題

### 一

**序言** 最近年に於ていはゆる失業問題がいつこの國に於てもやかましく云はれて來た。がいつたい失業とは何であるか。この問に對してのさし當りの答解としては次の説明的定義で充分であらう。——『失業とは労働せんとする意思があり、且つ労働能力ある賃労働者が職を求むるも自分の労働能力に適應する職に就くことを得ない状態である』。更に端的に云へば、労働力の供給がその需要を超過せるところの現象である。

この答解に對しては、けれども、なほ若干の敷衍的説明を必要とするであらう。まづ第一に擧ぐべきは、右の説明にすでに含まれてゐるやうに、いはゆる失業はたゞこの資本家的社會に於てのみ存在する現象であることである。賃労働の事象なくしては失業はあり得ない。あらゆる生産手段から引き離されたる、いはゆる自由労働者がその労働から離されると云ふ、その事實に失業の本質がなければならぬ。



のみならず失業の問題的意義は、更に、現段階に於て見出されねばならぬ。云ふまでもなく資本主義の前段階に於ても労働者がその定職から離されたる現象がなかつたわけではないが、前世紀の末葉頃からこの現象が著しく見られるやうになり、更にかの歐洲大戦ののちは、その景氣いかに拘はらず、各國ともに失業の大群に悩まされることとなつた。このことは前章に於てもすでに觸れて来たところであるが、資本主義機構の構造的變化にもとづくものと云はねばならぬ。すなはち資本の有機的組成の變化——固定資本の流動資本に對する壓倒的増大——機械の労働者の代位——いはゆる産業合理化の運動はその泉源的なる理由でなければならぬ。更に加ふるに世界市場は今世紀に入りて益々狭ばまれて行くばかりであり、非資本國領域の存在は漸次消滅し去り、後進資本國の工業國化の進展はいよいよ著しい。このことは直接的に労働需要の新らしく生ずるを妨げ、失業者の發生に導くのであるが、同時に右述べたる構造的變化それ自體を促進することにならう。失業問題を單に平面的に、非歴史的に取扱ふのみにては、その本質の究明は充分に期せられないであらうし、またその効果ある對策をも引き出すに由ないであらう。

生産手段からはすつかり『自由』にせられてゐる。その日その日のめしを食はねば

ならぬがその資料がない。家族、妻子をも自分の労働力によつて養つて行かねばならぬ。しかもその労働力をいづくに於ても買つてくれない。このやうな重大なる社會問題があり得やうか。然るにかゝるいたまじき現象は益々迫進的に世界の労働者におそひかゝつてゐる。のみならず失業軍の存在は、必然的に一般的労働賃銀の低下を促すであらうし、またさまざまな失業對策はおのづからいくたの財政的負擔の問題を惹起せしめるであらう。更に失業軍の存在はそれだけ労働者階級の購買力を減少せしめるであらう。吾々は、この失業問題を、最近段階に於ける最も主要なる社會問題の一つとして課題にのぼせなければならぬ。

更にさきに擧げた失業の定義的解釋に對して尙ほ若干の補足的説明を試みやう。前に失業者は賃労働者でなければならぬと云つたが、その主なるものは肉體的労働者であつて、工業、交通業、商業等に雇傭せられてゐるものを指す。が下級の給料取も一種の賃労働者であるからそのうちに含ましめてい（我國大正十四年の國勢調査に附帶せる失業調査は月收二百圓以下の月給取を含ましめてゐる）。

右に労働能力なきものは老幼少年者、不具廢疾者、疾病者等々であり、労働の意志なきものは労働能力を有し乍らも労働の意慾なき懶惰者である。労働爭議中のものを失業者に加ふべきか否かの問題もあり得るが、これは場合々々に應じて異なる取扱



を受けてゐる。また未就業者の問題もある。これを加へないひごもあるが、産業豫備軍を形成するについては既就業者と何等異なるところがないゆゑ、當然失業者として取扱はれねばならない。がむろん既就業者との分別は必要であらう。失業保険制度の施かれてゐる國の失業統計には概ね省略されてゐる。

更に自己の能力に適應せる労働を實際に見出すことが困難であるのか、怠惰のゆゑに労働意志がないのか、または餘りに形式的なる世間的體裁をばかりて就職するを肯じないのかの決定は仲々にむつかしいであらう。が各個人が實際に於て自己の意志を以て職業はあれども自己の能力に適當ならずとして就職せず居るものは失業統計に加算せざるを得ない。日傭労働者の失業を加へるか否かも一つの問題にならう。たゞ一日でも失業すれば、しかしそれが失業調査の日に當つたがため、失業者數に加へられるがやうな危険は避けられねばならぬ。

最後に半失業者乃至は部分的労働者と云ふものがある。これは純然たる失業者ではない。一應就職はしてゐるのであるが、たゞ部分的に就職せるのみであつて、それによつてむろん自分の生計の全部を充たし得るものではない。これを失業者のうちに入れてゐるところもあり、また失業者より除外せるところもある。がもちろん失業者

でなければならぬ。また見えざる失業 (unsichtbare Arbeitslosigkeit) 乃至は潜在的失業者と云はるべきものは案外に多いらしい。いろいろなる失業調査統計によつてすくひ上げることを得ないいくたの失業者のことである。

## 二

**諸種の失業及びその原因** 以上によつて吾々は失業についての一應の説明ならびに失業の現代的意義を見たのであるが、しかし失業にはもろもろの種別がある。ひとは失業の種別を餘りに多く羅列し勝ちである。がいはゆる失業といはれるものうち特に學問的に研究するに値するところのものとしては次の三つが選ばれていゝであらう。

- (一) 季節的失業 (die saisonale Arbeitslosigkeit)
- (二) 景氣的失業 (die konjunkturelle Arbeitslosigkeit)
- (三) 構成的失業 (die strukturelle Arbeitslosigkeit)

失業現象は社會的現象であるから、それを個人的諸事情にもとづくものとして取扱ふ態度はいまいしめねばならぬであらうし、また労働者層にはつねに若干の常時的失業



がさまざまな理由により存在してゐるが、これはこゝに失業問題として取り上げるものゝほかにある。

いまこれら失業についていちいち説明をすることによつておのづからその本質原因を見て行くことゝしよう。

先づ季節的失業であるが、これは自然的社會的事情に因り季節的に來る失業であつて、農業に於ては云ふまでもなく、流行に關する商工業、建築業、交通業等に於ても見られる。この失業は労働者の一部分に、また一時的に現はれるものであつて、つねに繰り返へされるものであるから、それが對策はさして困難ではない。失業問題の中心的部分を成すものではないのである。失業保險の行はれてゐる多くの國々に於て、この季節的失業をオミットし、保險金を支拂はない所以である。

次は景氣變動、産業の景氣不景氣の循環にもとづく失業である。この資本主義社會にはそれの特質にもとづき、つねに波動を描き乍ら或る周期的景氣の變動があることはたれしも知つてゐる。この産業の景氣變動の原因の何であるかの究明はこゝに試みるべき筋ではない。がこの周期的波動にもとづきその好景氣なるときには労働需要多く、その恐慌期、不景氣時期なるときは労働者需要このいづれの際に於ても労働の

供給が一定なるものこす減退し、従つてかゝる沈滞的時期に於ては、勞賃が一般的に下降すると同時に、つねに労働者が工場からはじき出されることはひとびとのよく知る所であり、こゝに當に問題としようとするところである。

景氣變動によつて遊離せられたる労働者は、しかし、その恢復と同時にいづこかに吸収された。そしてかゝる場合労働者は機械の代置によつてはじき出されるが普通であるが、かくして遊離せられたる労働者は機械生産にもとづく生産性の増大、價格の低落、生産物に對する需要の増大、生産擴張の過程によつて再び新しい生産部門に吸収せられる、すなはち補償されることもないではなかつた。のみならず機械の生産にももちろん新たな労働者が必要とせられる。

かゝる周期的産業の變動にもとづく失業は、この資本家的社會發生のすでに初端から見られる現象であり、それはやゝ一定の年次的時期をおいて、例へば五、六年乃至十、十二年をおいて、繰り返へして現はれるところのものである。それは大體前世紀の末葉頃までは、各資本國に於て循環的に發生したるところの失業である。循環的に生起するところのものであれば、一時失業の大軍がおしよせ來るも、いつかはまた解消し去るものであるから、それが對策についてはさして問題はないであらう。



しかるに前世紀の末頃から今世紀の初期にかけて産業の状態は本質的に一變したがやうである。後進資本國、植民地、半植民地からいまままでふんだんに搾取したところの超過利潤は漸次削減されて行く。世界の非資本國はもはやすつかりどこかの資本國によつて割取せられてしまつた。かゝる世界經濟の狀勢の下に、資本の集中、獨占の過程は益々進まねざるを得ない。資本の有機的構成は進展するばかりである。すなはち資本の固定資本部分の流通資本部分への絶對的優越であり、更にまた技術的には機械(技術的革新)の労働者への壓迫である。

右述べたる二つのモメント——一方に於ける益々狹隘化せる世界市場、他方生産部に於ける技術的組織的改善のいよいよの進展——の結合の結果は、こゝにさきに述べたる失業とは全く異なる失業群——いはゆる構成的失業、永續的失業、慢性的失業群を産出する素地を造り出すこととなる。

特に歐洲大戰後に於てはこの種失業群は顯現的に、特徴的に現はれて來た。戦後の混亂期を過ぎて、世界の各資本國はその後仕末にわらはになつたのであるが、それはいはゆる産業合理化の名の下に行はれ、かの戦後の一時的安定期を獲ら得たのであつた。しかるにこの時期に於て、かくして齎らされたる戦後の一時的好況期に於て、各國の

生産性は高められ、資本の利潤率はやゝ上昇の傾向を辿るに至つたに拘はらず、労働人口の需要は、それに伴うて上昇する傾向を見せない。かゝる産業の活況を外に見て、停滞的なる慢性的失業が、いづこの國々に於ても見られることとなつた。詳しくことは後に於て述べるであらうが、例へば獨逸に於ける合理的發展の頂點たるところの一九二七年に在りて、その最も尠かつた同年七月をとつて見るも、約五十萬の失業者、労働組合の失業者数は一〇〇人のうち約九人の割合となつてゐる。あの『永久的繁榮』の資本國たりしアメリカに於ても、その繁榮にこそその反對面に於ていくたの失業群を發生せしめたのであつた。『全期間(一九二〇—二七)を通じて、一九二〇、二三、二六年の非常なる活氣ありし年ですら、永續的な失業の大量を見ることは驚くべきことである』(レオ・ゾルマン)とひとは云つてゐる。そしてこの種失業は一九二九年の世界恐慌の勃發によつて更に増大せられ來つた。戦後に於けるさまざまの特種的事情を差引きたるのちに殘るところのこの固定的失業をひとは慢性的失業乃至構成的(有機的)失業の言葉を以て現はす。

世界の各資本國は大戰後に於て特に失業の大群に襲はれたのであり、しかして現時代に於ける失業問題の中軸をなすところのものは當にこの構成的失業でなければな



らぬ。最近年に於て各國ともに、平價切り下げ、金輸出禁止、生産制限、價格統制等々の諸工作によつて、この世界的恐慌を克服することにより、この失業大衆の若干でもの緩和をはからんとするの試みが爲されてをり、更に失業対策としていくたの方策施設が爲されてゐるが、このやうなる慢性的失業の解消は仲々に期せらるべくもないであらう。現世代に於ける失業問題こそは當にこの構成的失業に集注せられねばならぬ。

### 三

各國に於ける失業状態 さてこゝに失業の現勢を各國について見ようとするのであるが、先づ第一に各國ともに失業統計の不備のゆゑに、失業統計の社會的必要が特に問題となるに至つたのは最近年に於てあり、先進資本國に於ても失業統計作製の方法が確定せられたのはこゝ最近数年のことに屬する、その正確なる失業統計を得ることは仲々にむづかしい。のみならず各國ともに失業者の範圍をいづこに決めるかについて、はさまさまの態度乃至方法があり得るであらう。で正確なる失業の國際的比較はなほだ容易ではないであらう。がむろん大體の見當はつく。いま左に主として先進資本國特に英、獨、米、それから日に於ける失業状態の一斑を吟味したいと思ふ。

最近段階に於ては、後進資本國に於ても、もちろん、失業問題がないわけではないが、こゝにはゆる現代的意義に於ける失業はこれら諸先進資本國に於てその最もよき例證を見出し得るからである。

なほさきにも述べたがやうに、現下の失業問題の中樞はひとのいはゆる構成的乃至慢性的失業である。吾々は以下各國の諸失業統計を見るについて、この種失業の状態いかんをわけても吟味せねばならぬであらう。終りに主要資本國の最近年代に於ける失業状態を掲げて置く。

更にこの失業統計技術の點について二三の言葉を費して置かう。第一にほんどの失業者いくばくは到底現存の失業統計ではわかるものではない。失業保険制度の施かれてゐる國では失業被保険者と失業保険金受領者とがわかるから、それから失業者數を推計することも一方法であるが、むろんこれに漏れるものゝ多數あるのは當然である。労働組合員中の失業者數を見ることは比較的容易で、それで以て一般の失業状態を下するには足りるが、これまた全失業者數を見ようとする場合、不十分であるのは當然である(例へば獨逸に在りては、労働組合員は全國労働者の半數以下乃至三分の一位であつた)。職業紹介所に於て登録せられたる失業者についてもほゞ同じことが云



へる。以下の諸統計もその源泉がそれぞれ異なつてゐるが、もちろん充分なるものではない。

こゝに於てはたゞ各國に於ける失業状態の概観を見ることとする。失業者の失業期間のこと、それぞれの産業部門に於ける失業者状態、失業者の年齢別の問題、失業者の性別關係等々については立ち入らぬこととした。

先づ最初に英國に於ける失業状態いかんを見たい。

英國勞働組合員失業率

年次	失業率	年次	失業率
一九〇五	五・〇	一九二一	一四・八
一九〇六	三・六	一九二二	一五・二
一九〇七	三・七	一九二三	一一・三
一九〇八	七・八	一九二四	八・一
一九〇九	七・七	一九二五	一〇・五
一九一〇	四・七	一九二六	一二・二
一九一一	三・〇	一九二七	八・九
一九一二	三・二	一九二八	一〇・八

一九一三	二・一	一九二九	九・六
一九一四	三・三	一九三〇	一五・四

(Beveridge, Unemployment, 1930 その他に據れるもの、馬場克二、『構成的失業について』九大經濟學研究第四卷第二號二二一頁から借る)

英國戦後の失業者實數

年次	失業者數	年次	失業者數
一九二一	一、〇三七、五〇一	一九二六	一、五〇五、七三二
一九二二	一、六三六、六四九	一九二七	一、一七八、八三七
一九二三	一、三四三、七八三	一九二八	一、二九〇、二二九
一九二四	一、二〇五、三九〇	一九二九	一、二六二、五〇二
一九二五	一、三三九、六〇九	一九三〇	一、九九〇、九五〇

(協調會、『英國に於ける失業及其對策』四一五頁)

右の統計によつて英國に於ては大戰後は大戰前と比較していかに多く失業者が増加したかを知り得るのであつて、戦後に於ては一九二七年の産業界が比較的活氣を呈した年に於てすら、約百十八萬人の失業者があつた。世界不況の到來とともに更に益々その數を増加し來つて居り、それが對策に悩みつゝあるのはひとのよく知るごころ



である。

なほ英國産業は主として輸出産業に依存してゐるがため、戦後あまたの競争工業國の出現によつて、特にその世界的優越の地位を著しくおびやかされてゐる。失業及びその對策がつねに同國の輸出産業の恢復、振興の問題と聯關せしめて論議せられるのは當然であらう。

次に獨逸に於ける戦前より戦後の最近年に至るまでの失業状態を見んに左の如し。

獨逸労働組合員失業率

年次	失業率	年次	失業率
一九〇四	二・一	一九二一	二・八
一九〇五	一・六	一九二二	一・五
一九〇六	一・一	一九二三	一〇・二
一九〇七	一・六	一九二四	一三・一
一九〇八	二・九	一九二五	六・八
一九〇九	二・八	一九二六	一八・〇
一九一〇	一・九	一九二七	八・八
一九一一	一・九	一九二八	八・六

一九一二	二・〇	一九二九	一三・三
一九一三	二・九	一九三〇	二四・四

(Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich その他に據れるものと同じく前記馬場氏論文から借る)

獨逸は戦敗國のゆゑに莫大なる賠償金、戦債を負ひ乍ら戦後の復興に志したのであり、かの産業合理化をあらゆる産業部門に試みることによつて、産業状態の戦前の水準を取り戻し更に一步を越えて躍進した。にも拘はらず失業率は右表に見るやうに、同國に於ては著しい。後に掲げる表について見るも、この悪化する失業者状態は最近年に於て益々甚だしくなるばかりであり、一九二九年に一、八九二千人の失業者であつたものが、一九三二年には五、五七五千人の多數に昇つてゐる。また同年初期(一月—四月平均)の労働組合員失業率は四四%で全労働組合員の約半數が失業してゐることゝなつてゐる。なほほかに見えざる失業者が約二百萬と推定せられた。従つて失業對策はあらゆる政府の中心的政策となるに至り、いくたの財政的政治的問題を發生せしめた。最近のナチス政府の失業對策によつて、失業状態は改善せられ、失業者數は激減したがやうに發表せられてゐるが、嚴密なる意味に於ける失業は、しかし乍ら、同國産業のほんとの恢復が到來せざる限り困難であるであらう。



次にかの資本主義の『永久的繁榮の國』勞働者の王國と云はれたところの米國について失業状態いかんを見よう。同國には失業統計が特に缺けてゐる。強制的失業保険制度がまだ施かれてゐないのに因ることが多い。現存せる諸材料より推定するのほかはない。

年 別	製造工業、運輸、建築及炭坑				製造工業、運輸、建築及炭坑			
	平均	均上	平均	均上	平均	均上	平均	均上
一八八九	五・六	—	—	—	—	—	—	—
一八九五	二・九	—	—	—	—	—	—	—
一八九七	一四・五	三三・〇	四・七	一八・〇	一九二二	二・三	六・六	四三・三
一九〇〇	六・三	三六・七	三三・〇	一〇・〇	一九二三	四・四	一七・三	三三・五
一九一〇	三・七	三〇・二	二八・〇	七・二	一九二四	八・三	三五・九	三七・一
一九一四	三・九	三三・九	三三・二	一六・四	一九二五	五・一	二二・四	三七・二
一九一八	三・五	一七・七	一六・一	五・五	一九二六	四・五	一七・六	三七・八
一九二〇	四・三	三三・八	二四・八	七・二	一九二七	五・六	—	—

(Douglas, P. H. & Director, A, The Problem of Unemployment, 1931, p. 26 8.)

一九二八——一九三二年アメリカ勞働總同盟失業率

年 別	建築				印刷				金屬				其他				計
	建築	印刷	金屬	其他	建築	印刷	金屬	其他	建築	印刷	金屬	其他	建築	印刷	金屬	其他	
一九二八	七	五	二	九	一九三一	三	一	三	一九三二	三	一	三	一九三三	三	一	三	
一九二九	三	四	七	八	一九三二	三	一	三	一九三三	三	一	三	一九三三	三	一	三	
一九三〇	四	七	二	三	一九三三	三	一	三	一九三三	三	一	三	一九三三	三	一	三	

American Federationist, 一九三二年十一月號及以下に據る。

一九三〇年四月一五日現在産業別失業者數

失業及失職者數及其の有職者數に對する%

産業別	有職者數				男子				女子			
	男	子女	子	計	實數	百分比	實數	百分比	實數	百分比	實數	百分比
農 業	九、五六八、三〇七	—	—	九、五六八、三〇七	一三三、〇九一	一・四	二一、三三六	一・二	一四三、三七七	一・四	—	—
林業及漁業	二、六六八、八七六	—	—	二、六六八、八七六	二七、九九九	一・〇	二九八	〇・九	二八、三二七	一・〇	—	—
鑛 業	一、一四七、七七〇	—	—	一、一四七、七七〇	一八九、〇三三	一六・四	四七九	四・六	一八九、四九三	一六・三	—	—
製造工業及機械工業	二、九〇一、三二七	—	—	二、九〇一、三二七	一、三三〇、二四九	二二・四	一八五、一〇三	七・七	一、五二五、三五三	二二・三	—	—
運輸及通信	三、九〇〇、八七五	—	—	三、九〇〇、八七五	二七、三二七	〇・八	一〇、五〇六	二・四	二八、三二七	〇・八	—	—
商 業	五、八〇〇、六四三	—	—	五、八〇〇、六四三	二七、九八一	三・九	六六、六七三	三・九	二九四、六三三	三・九	—	—
官 公 吏	九、四、五六一	—	—	九、四、五六一	二七、八〇一	三・〇	一、八七三	一・五	二九、六七三	三・〇	—	—
自由職業	一、六三三、〇四九	—	—	一、六三三、〇四九	五、三六四	三・一	四三、九一〇	三・四	九四、三九四	三・八	—	—
家庭及個人勤勞	一、六三三、〇七	—	—	一、六三三、〇七	九、七五三	六・〇	一四五、一五九	四・六	二四四、九一三	五・一	—	—



計	1,097,401	355,364	1,333,055	307,707	380	37,377	159	344,644	359
	天,055,755	10,788,754	48,833,599	3,661,452	70	501,503	47	318,707	67
	Monthly Labour Review	一九三一年一月號三九頁に據る	(右二つ協調會『獨逸及び米國に於ける失業及其對策』二八七、二九二頁)						

アメリカ失業状態についての詳かな分析はこゝに試みないが、兎も角かの永久的繁榮のアメリカに於て、大戦後既に已に失業の大群が存在したのであり、更に後に表示せるところによつても知られる如く、この世界恐慌期に這入つてからは、その數量は飛躍的に増加してゐる。右の一九三〇年の失業者總數はやゝ内輪であると云はれてをり、アメリカ總勞働組合の推計は約五百萬人、ブローインテルのそれは約六百萬人と數へられてゐる。産業不況の最も深刻であつた一九三三年には一千二百萬に昇つてをり、最近ニラの諸政策によつて政府當局は失業克服策に大わらべであるが、このやうな老なる失業量をよく解消せしむるについてはさまざま困難が横つてゐるであらう。

我國失業者状態を示す統計もはなはだ不完全である。内閣統計局の調査、内務省社會局發表の失業狀況推定月報、それから中央職業紹介事務局の發表せる推定全國主要都市失業者概數等によつてその一斑を見るよりほかはない。

大正十四年及び昭和五年内閣統計局失業統計調査結果比較表

地 域	昭和五年	大正十四年	地 域	昭和五年	大正十四年
總 數	一五五、五七五	一〇五、六一二	名古屋市及其附近	八、八四九	四、九六三
札幌市及其附近	一、三六〇	九四一	濱松市及其附近	一、一六〇	三六七
東京市及其附近	六一、〇二四	三九、一一七	仙臺市及其附近	九二九	二、四三四
京都市及其附近	五、六一四	三、〇三八	金澤市及其附近	九九七	四八二
大阪市及其附近	三〇、四七三	一八、三八二	岡山市及其附近	一、一三八	二、三八六
堺市及其附近	一、二一七	八六九	廣島市及其附近	二、六五二	二、一九七
横濱市及其附近	二二、六八三	九、〇四四	吳市及其附近	一、九七七	二、三二五
横須賀市及其附近	一、九六九	一、七五七	和歌山市及其附近	一、九七七	七四一
神戸市及其附近	一〇、〇六八	八、一一六	門市	二、二四五	一、三七九
尼崎市及其附近	一、二九三	七六九	八幡市及其附近	一、九四六	二、四二八
長崎市及其附近	二、三三三	二、七六二	夕張町	二〇九	七〇
佐世保市及其附近	一、〇二八	一、六五二	足尾町及其附近	三六五	二〇〇
大牟田市及其附近	二、〇七九	一、一九三			

(社會政策時報一六二號美濃口時次郎『日本現下の失業量の測定』より)

昭和五年の調査は、大正十四年の調査が全國二十四の主要工業都市、鑛山所在地並び



にその附近について行はれたと異なり、市部郡部の別なく内地全域に亙つて行はれてゐる。右の表は同じ調査地域に於ける兩年度の失業者比較であつて、昭和五年には大正十四年に比し四萬九千九百六十三人、すなはち四七・三%（約五割）の増加が見られる。しかしして昭和五年の全國失業者は三十二萬二千五百二十七人と報告されてゐる。この統計ではたゞ既に就職せる經驗あるものゝみが含まれてゐるにすぎない。多くの未就職的失業者は調査範囲から省かれてゐる。更に潜在的失業、見えざる失業はむろんその範圍外に在る。しかも我國ではこの種失業者数は豫想以上に多いであらうと想像される。次に社會局發表の失業推計を擧げよう。

社會局發表失業狀況概要（昭和四年九月—昭和八年七月）

種別	給料生活者		日傭労働者		其他の労働者		合計
	調査人口	失業者率	調査人口	失業者率	調査人口	失業者率	
昭和四年九月	一、五七、三九人	三・六%	一、五二、三九人	六・七%	三、三六、五九人	三・六%	四、〇七、〇七人
昭和五年九月	一、六五、七〇人	五・八%	四、〇三、二八人	七・九%	四、〇〇、六九人	三・三%	四、〇〇、六九人
昭和六年九月	一、六四、七五五	六・三%	三、八五、一六七	九・三%	四、〇〇、六九人	三・三%	四、〇〇、六九人
昭和七年七月	一、六三、四三二	六・〇%	四、〇九、一六七	八・七%	三、八五、一六七	三・三%	四、〇〇、六九人
昭和八年七月	一、六三、四三二	六・〇%	四、〇九、一六七	八・七%	三、八五、一六七	三・三%	四、〇〇、六九人

昭和七年七月 一、六三、四三二 六、〇% 四、〇九、一六七 八、七% 三、八五、一六七 三、三% 四、〇〇、六九人  
 同年七月 一、六四、八三六 八、〇% 四、〇九、一六七 九、〇% 三、八五、一六七 三、三% 四、〇〇、六九人  
 昭和八年七月 一、六三、四三二 六、〇% 四、〇九、一六七 八、七% 三、八五、一六七 三、三% 四、〇〇、六九人  
 同年七月 一、七〇、六三三 六、九% 四、〇九、一六七 九、〇% 三、八五、一六七 三、三% 四、〇〇、六九人

これで見ると最近年に於ては、昭和七年七月が頂上であつて、五一〇・九〇一人の失業者が數へられてゐる。以後漸次減少の傾向にあり、最近の輸出産業、軍需産業の好景氣に伴ひ、勞賃率は兎も角就業者率はいくらか高上し來つてゐる。

（註） 参考のために最近に於ける我國就業労働者數に關する統計資料を掲げて置く。

各種労働者總數（單位千人）

年	官 營	公 營	民 營	工場労働者合計	礦 山	運輸交通	日傭其他	總 計
六年十二月	九四・三	一一・九	一、八九・二	二、〇三・四	一五・五	五〇・六	一、九四・七	四、〇七〇・二
七年六月	一三三・七	二二・八	一、八四・九	一、九七・六	一八・三	五二・七	一、九四・二	四、〇六九・九
同 十二月	一三七・二	二三・三	一、九四・九	二、〇〇・五	一九・一	五三・〇	二、〇四・七	四、〇八〇・二
八年六月	一四〇・六	二三・九	一、九六・九	二、〇四・六	一九・七	五三・〇	二、〇八・五	四、〇八八・九
同 十二月	一三六・〇	二四・〇	二、〇八・四	二、三三・〇	二七・九	五三・九	二、一〇七・七	五、二六・七
九年六月	一四一・〇	一八・七	二、一八・四	二、三四・〇	二四・二	五三・九	二、三三・五	五、四四・七
七年六月比	一八・三	六・九	三三七・五	三七・七	五・九	一〇・二	三三三・〇	八六・八

（内務省社會局發表表）

これで見ると最近二ヶ年間に八二八・八百人の就業労働者が増へたことになる。



日本銀行労働人員指数 (昭和九年十月調)

年 月	總指數	男	女
昭和六(一九三一)平均	七四・四	八一・〇	六八・〇
七(一九三二)ク	七四・七	七九・〇	七〇・六
八(一九三三)ク	八一・九	八七・〇	七六・八
一〇	八四・三	九〇・六	七八・一
一一	八五・二	九一・七	七八・九
一二	八五・八	九二・四	七九・三
九(一九三四)	八六・二	九三・〇	七九・六
一	八六・七	九三・七	七九・八
二	八七・八	九四・八	八〇・九
三	九〇・五	九六・七	八四・三
四	九一・〇	九七・四	八四・七
五	九一・二	九八・一	八四・六
六	九一・六	九八・九	八四・四
七	九二・一	九九・八	八四・七
八	九三・五	一〇〇・八	八六・三
九	九四・一	一〇一・七	八六・七
一〇	九四・九	一〇二・六	八七・五

(天正十五年基準)

右はしかしたゞ既就職業者の失業状態についての統計であるが、おびたゞしき大量的數量であらうと思はれてゐるところの未就業者の失業者いくばくであるかの推計

は、甚だ困難事である。だが一二の推定がないわけではない。我國エコノミストの推定調査昭和五年七月十五日號)によれば、昭和三年には六十三萬五千人の總失業者があり、朝鮮人の内地在留者の増加を加ふれば、同年末に累計九十三萬五千人となる。昭和五年上半期半には失業者總數百二十萬乃至三十萬と推計せられ、昭和六年四月には他の諸材料によつて推定せられたる失業者總數二百萬人を出るであらうと云つてゐる。また小田橋氏の推計では昭和五年十月一日現在の失業總數は二百三十七萬人で、それより既就職者數を差引いた残りの二百四萬七千人は未就職失業者であるとせられてゐる。

潜在的失業も可成り多いらしい。我國に在りては未だ失業保險制度が施かれてゐないし、家族制度は依然として残つてをり、歸農の慣習もあり、また中小商工業の方面に於けるさまざまの職業に吸収されたりして、顯現的現象をとらずして潜在せる『見えざる失業』の歩合は他の諸國に比較してすつと多いであらうと云はれてゐる。がそれを推定する何等の材料もないのである。

なほ右の失業と關聯して短時労働者の數も可成りにあるであらうことが想像せられる。